

【表紙】

| | |
|-------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2012年2月10日 |
| 【会社名】 | ライフネット生命保険株式会社 |
| 【英訳名】 | LIFENET INSURANCE COMPANY |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 出口 治明 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル |
| 【電話番号】 | 03-5216-7900（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画部長 堅田 航平 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル |
| 【電話番号】 | 03-5216-7900（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 企画部長 堅田 航平 |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | 募集金額 ブックビルディング方式による募集 8,506,800,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 2,919,600,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 1,920,000,000円 （注）募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有 価証券届出書提出時における見込額であります。 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数（株） | 内容 |
|------|-----------------|--|
| 普通株式 | 8,340,000（注）2 . | 1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |

（注）1 . 2012年2月10日開催の取締役会決議によっております。

2 . 発行数については、2012年2月24日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2012年3月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2012年2月24日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|------------------|-----------|---------------|---------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 8,340,000 | 8,506,800,000 | 4,653,720,000 |
| 計（総発行株式） | 8,340,000 | 8,506,800,000 | 4,653,720,000 |

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2012年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2012年3月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,200円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は10,008,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

（1）【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 払込金額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込株数 単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|---------------|---------------|---------------|------------------|-------------------|---------------------------------------|------------------|-----------------|
| 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 1 . | 未定 (注) 2 . | 未定 (注) 3 . | 100 | 自 2012年 3月 7日(水) 至 2012年 3月 12日(月) | 未定 (注) 4 . | 2012年 3月 14日(水) |

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2012年 2月 24日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2012年 3月 6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2012年 2月 24日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2012年 3月 6日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2012年 2月 10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2012年 3月 6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、2012年 3月 15日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 . 申込み在先立ち、2012年 2月 28日から2012年 3月 5日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------|--------------------|
| 株式会社三井住友銀行 日本橋支店 | 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|---------------------------|---------------------|--------------|--|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 未定 | 1. 買取引受けによりま す。 2. 引受人は新株式払込金 として、2012年3月14 日までに払込取扱場所 へ引受価額と同額を払 込むことといたしま す。 3. 引受手数料は支払われ ません。ただし、発行価 格と引受価額との差額 の総額は引受人の手取 金となります。 |
| マネックス証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 | | |
| ゴールドマン・サックス 証券株式会社 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 | | |
| 大和証券キャピタル・マー ケッツ株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | | |
| S M B C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | | |
| 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | | |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | | |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | | |
| 東海東京証券株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | | |
| 計 | - | 8,340,000 | - |

- (注) 1. 2012年2月24日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2012年3月6日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 9,307,440,000 | 45,000,000 | 9,262,440,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額9,262百万円については、保有契約件数の成長局面下において将来にわたり適切なソルベンシー・マージン比率を維持するための自己資本の充実に資することを目的としております。

具体的な資金使途としては、ブランド認知度向上及び新商品開発等の成長施策として、2013年3月期、2014年3月期にそれぞれ2,500百万円充当することを予定しております。

また、残額については、2013年3月期以降、インターネット生命保険会社における信頼の基盤である情報システムの堅牢性強化及び業務効率の継続的改善に資するシステム投資として順次投資するとともに、海外市場における収益機会への投資を検討いたしますが、充当金額及び充当時期は現時点では確定しておりません。

なお、具体的な投資内容や投資時期が決定するまでの間は、安全性の高い金融商品にて運用する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2012年3月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|----------|-------------------|-----------|---------------|--|
| - | 入札方式のうち入札による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング方式 | 2,433,000 | 2,919,600,000 | 東京都中央区晴海一丁目8番12号 資産管理サービス信託銀行株式会社 （金銭信託課税口） 1,666,000株 東京都中央区日本橋一丁目7番17号 三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 500,000株 東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号 りそなキャピタル株式会社 167,000株 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号 NIF SMBC-V2006S3投資事業有限責任組合 100,000株 |
| 計（総売出株式） | - | 2,433,000 | 2,919,600,000 | - |

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2．「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,200円）で算出した見込額であります。

4．売出数等については今後変更される可能性があります。

5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3．に記載した振替機関と同一であります。

6．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 引受価額 (円) | 申込期間 | 申込株 数単位 (株) | 申込証拠 金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は 名称 | 元引受契 約の内容 |
|----------------------|-------------|---|-------------------|--------------|-----------------------|----------------------------------|--------------|
| 未定 (注)1. (注)2. | 未定 (注)2. | 自 2012年 3月7日(水) 至 2012年 3月12日(月) | 100 | 未定 (注)2. | 引受人の本店 及び全国各支 店 | 東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 | 未定 (注)3. |

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2012年3月6日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額 （円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称 |
|----------|-----------------------|-----------|----------------|---|
| - | 入札方式のうち入札 による売出し | - | - | - |
| - | 入札方式のうち入札 によらない売出し | - | - | - |
| 普通株式 | ブックビルディング 方式 | 1,600,000 | 1,920,000,000 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 1,600,000株 |
| 計(総売出株式) | - | 1,600,000 | 1,920,000,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,200円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込株数単 位(株) | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約の内 容 |
|-------------|---|---------------|--------------|----------------------------|--------------------|--------------|
| 未定 (注)1. | 自 2012年 3月7日(水) 至 2012年 3月12日(月) | 100 | 未定 (注)1. | 野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店 | - | - |

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社（ブックランナー）、マネックス証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社を副幹事会社、大和証券キャピタル・マーケット株式会社、S M B C 日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社S B I証券、みずほ証券株式会社及び東海東京証券株式会社をその他引受人として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるマネックスグループ株式会社及びあすかDBJ投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、1,600,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2012年3月28日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2012年3月15日から2012年3月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人であるマネックスグループ株式会社及びあすかDBJ投資事業有限責任組合並びに当社株主である三井物産株式会社、株式会社新生銀行、株式会社セブン・フィナンシャルサービス、NF Japan Investors, Ltd.、株式会社朝日ネット、Globis Fund , L.P.、株式会社リクルート、コーテック号投資事業有限責任組合、Globis Fund (B), L.P.、株式会社アドバンスクリエイト、ngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合、ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、NIF SMBC-V2006S1投資事業有限責任組合、ジャフコV2-W投資事業有限責任組合及びジャフコV2-R投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2012年6月12日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙及び裏表紙に当社の社章  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1 事業内容」～「3 業績及び財政状況の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当箇所をご参照ください。

1

事業内容



当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正道に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」という理念のもと2006年10月23日に設立された、インターネットを主な販売チャネルとする直販型の生命保険会社です。

生命保険業免許を取得の上、2008年5月18日より営業を開始し、保険引受業務・資産運用業務を営んでおります。

インターネットの活用により、営業職員を主体とする従来型の生命保険会社と比べ、相対的に低価格での商品提供を可能とし、また24時間いつでも申し込み可能な利便性を高立しました。わかりやすい情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命（いのち）のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えております。

● 保有契約の状況

開業以来の保有契約件数の推移（四半期毎）



● お客さまの当社ウェブサイト・コンタクトセンターへのアクセス経路



● お見積り・お申し込みにも、シンプルでわかりやすいウェブサイトになるよう心がけております。

商品の説明に加え、生命保険の基礎知識・よくあるご質問・保険料の内訳（付加保険料率の開示）などウェブサイト上で提供する情報の充実、動画やアニメーションの活用、ライフステージ別のプラン提示などの工夫により、初めてのお客さまにもわかりやすい説明を心がけております。



（当社ウェブサイト：2012年1月）

● 「インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも」お申し込みが可能です。

ターゲット顧客である多忙な子育て世代が、じっくりと「比較し、理解し、納得して」生命保険をご契約いただけるよう、当社ウェブサイトでは24時間・週7日、いつでもお申し込みいただくことが可能です。また、同様にコンタクトセンターは平日22時まで・土曜日は18時まで営業するなど、お客さまの利便性向上に努めております。



（当社ウェブサイト：2012年1月）

■ 当社商品について

インターネットを通じてお客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただきたいという考えのもと、いずれの商品も複雑な特約や配当をなくした、シンプルでわかりやすい保障内容となっております。また、現在の当社商品はいずれも個人保険（個人向け保障性商品）のみであり、個人年金保険・団体保険・団体年金保険等の取扱いはありません。

| 商品名 |  死亡保険(定期) 「かぞくへの保険」 |  医療保険(終身) 「じぶんへの保険」 |  就業不能保険 「働く人への保険」 |
|----------|---|--|---|
| 正式名称 | 定期死亡保険 (無配当・無解約返戻金型) | 終身医療保険 (無配当・無解約返戻金型) | 就業不能保険 (無配当・無解約返戻金型) |
| 契約年齢 | 18歳以上、64歳以下 | 18歳以上、70歳以下 | 18歳以上、60歳以下 |
| 保険金・給付金 | 保険金額： 500万円～1億円 (100万円単位で設定可能) | 入院給付金： 1日当たり5,000円、10,000 円、15,000円の3種類から選択 (1入院の支払限度額日数は60 日又は180日から選択し、一 律10万円の手術給付金につい ては有無を選択) | 就業不能給付金： 月額10万円～50万円 (5万円単位で設定可能) |
| 保険期間 | 10年、20年、30年、 65歳満了、70歳満了 | 終身 | 65歳満了 |
| 保険料の払込期間 | 保険期間と同一 | | |
| 保険料 | 保険金額又は給付金額・保険期間・性別・契約年齢等により異なる | | |
| 保険料の払込方法 | 月払いのみ（口座振替又はクレジットカード払い） | | |
| 解約返戻金 | なし | | |
| 配当 | なし | | |
| 特約 | なし | | |

● インターネットを主たる販売チャネルとすることで相対的に低価格での商品提供が可能です。

保険料は「原価」に相当する純保険料と、運営経費等に相当する付加保険料から成り立っており、当社はその内訳を開示し、商品情報の透明性を高めております。



*純保険料は給付金額の定期死亡保険、配当金なしの場合を想定したもので、年齢や保障金額などにより付加保険料と純保険料の割合は異なります。

■ 顧客接点の充実

インターネットを主たる販売チャネルとすることにより、当社の生命保険商品は、営業職員を主体とする従来の生命保険会社と比べ、相対的に低価格での商品提供が可能となっております。加えて対面型チャネルを持たないことに起因するお客さまの不安の声に応えるべく、コンタクトセンターの平日22時・土曜日18時までの営業、ウェブサイトのコンテンツの充実、「ふれあいフェア（お客さまとの集い）」の定期開催、ソーシャルメディアを活用したお客さまとの対話、創業者による全国各地での講演活動など、顧客接点の充実に取り組んでおります。

（ふれあいフェアの様子）



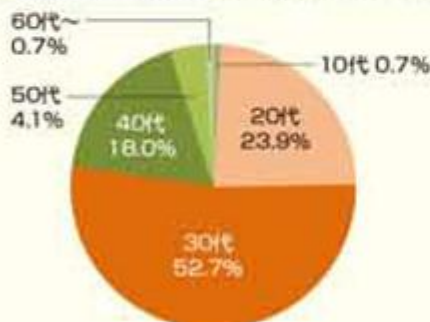
（ソーシャルメディアの活用）



■ お客さまの状況

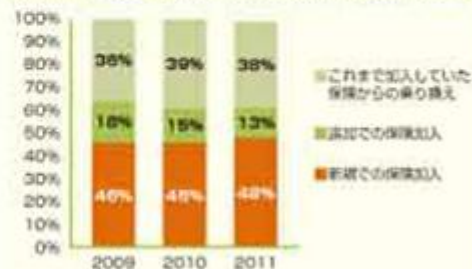
当社は、インターネットという新しい販売チャネルを活用した商品・サービスの提供により生命保険市場の開拓に努めております。なお、当社新契約件数においては、20代及び30代の契約者が全体の7割強を占めており、新規で生命保険に加入する方が全体の約5割となっております。

新契約件数 年代別割合（2011年3月期）



※注：2011年3月期に4,289,000件、2010年3月期に3,271,000件の契約件数を計

加入形態（当社契約者アンケート結果）



※注：ライフネット生命保険のアンケート。調査対象は当社に加入した方（以下「加入者」といいます）。
 2009 3,387,000名（2008年9月1日～2009年8月31日）に回答した加入者中、
 有効回答数は
 2010 13,640名（2009年10月1日～2010年9月30日）に回答した加入者中、
 有効回答数は
 2011 16,772名（2010年10月1日～2011年9月30日）に回答した加入者中、
 有効回答数は

2 マネジメント体制



代表取締役社長 出口 治明 (いづみ ちかひ)

1972年、日本生命保険相互会社に入社。ロンドン現地法人社長、国際業務部長などを経て、同社を退職。2006年10月に当社を設立と同時に現職。



代表取締役副社長 岩瀬 大輔 (いわせ たいすけ)

1998年、株式会社ポストン コンサルティング グループに入社。株式会社リップルウッド・ジャパンを経て、大学院卒業後、出口(現、当社 代表取締役社長)に出会い、2006年10月取締役副社長として当社の設立に参画。2009年2月より現職。



常務取締役 中田 華寿子 (なかつた ともこ)

1987年、電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社に入社。スターバックスコーヒージャパン株式会社広報室長・執行役員として、同ブランドの日本市場での立ち上げ・拡大・浸透に携わる。株式会社GABA マーケティング部門・常務執行役員を経て、2008年4月マーケティング部長として当社に入社。2011年4月より現職。



取締役 大西 又裕 (おおい またひろ)

1974年、大蔵省(現財務省)入省。銀行・証券局・経済企画庁・国税庁などを経験。銀行局にて保険業法の改正作業、経済企画庁にて経済計画、国税庁管理室にて不良債権処理問題プロジェクトなどに携わる。2007年10月に当社に参画と同時に現職。

(2012年11月末現在)

| 社外取締役 | |
|--------|--|
| 西川 薫 | ngi group株式会社 取締役ファウンダー、株式会社ネットエイジ 代表取締役社長 |
| 小泉 正明 | 双葉監査法人 代表社員、株式会社インターネットイニシアティブ 監査役 |
| 井上 智生 | 株式会社リクルート 法務部長 兼 情報セキュリティ室 室長 |
| 監査役 | |
| 伊佐 誠次郎 | あすかアセットマネジメント株式会社 監査役 |
| 伏見 豊治 | ツネイシホールディングス株式会社 代表取締役会長 兼 社長 |
| 堀田 健一 | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー |
| 河相 重 | マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社 取締役会長 |

さらなる成長に向けて

今後の持続的な成長に向けた中期計画 (2011年6月策定)

中期計画の骨子

1 共感され、支持される「ライフネット」ブランドの育成

「知名度」の拡大

「全国行脚」「出版」「ソーシャルメディア」等を通じて経営理念をお伝えすることで、当社に共感し成長を支えて下さる「ファン」の拡大を目指します。

「認知度」の底上げ

マス広告の効率的投下と戦略的PR(話題作り)を組み合わせることで、低コストで全国的な認知度の底上げを図ります。

2 良質な生命保険サービス(わかりやすい・安い・便利)の提供

「選択と集中」による洗練・効率化

「コア商品」と「ネット直販」に経営資源を集中することで、サービスの質とコスト競争力を継続的に向上させていきます。

新領域へのたゆまぬ「挑戦」

常に「お客さま」の目線に立つことで、「業界の常識」にとらわれない新しい商品・サービスの開発に挑戦し続けます。

3 改善とチャレンジを続けるしなやかで強い組織づくり

迅速で効果的な改善

徹底してデータに基づき分析・意思決定を行い、全部門が幅広く「お客さま」とふれあうことで、効果的な改善を迅速に行います。

フラットでオープンな組織

多様なバックグラウンドを持つ優秀な社員を採用し、社員が明るく元気に熱意をもって働けるような企業風土を守り続けます。

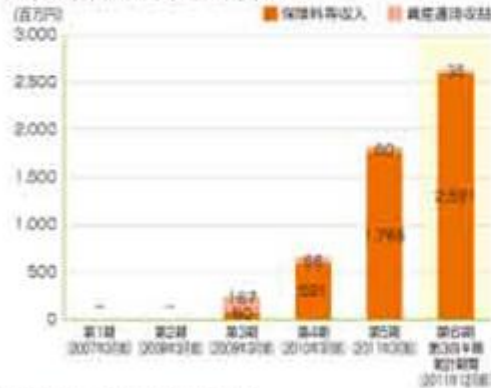
生命保険会社に求められる正確さ・信頼性を堅持しながら、
継続的なスピード成長を実現してまいります。

3

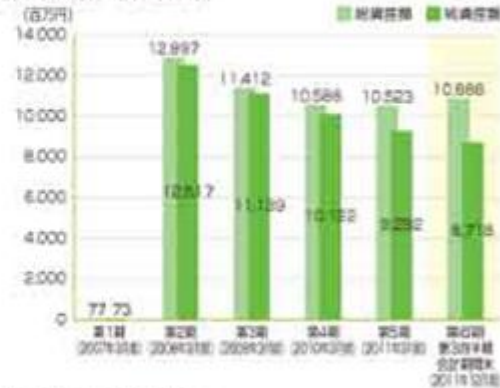
業績及び財政状況の推移

当社の業績及び財政状況等の推移について、以下にそのハイライトをまとめております。

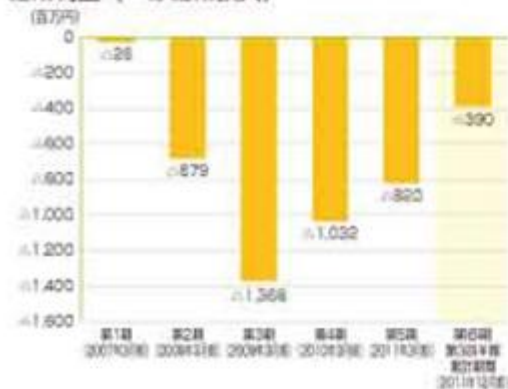
保険料等収入・資産運用収益



総資産額／純資産額



経常利益 (△は経常損失)

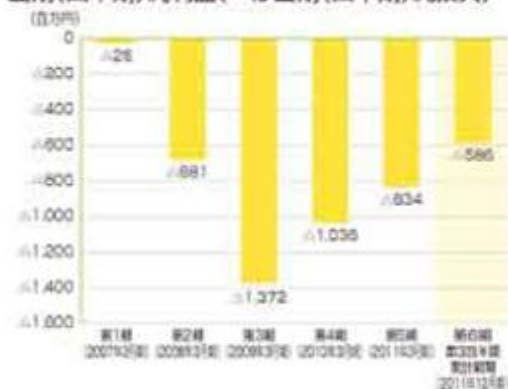


1株当たり純資産額



(注) 当社は2011年10月24日付で株式1株につき1,000円の増資を行ったため、上記の数値は増資後の数値に基づき算出されています。増資前の数値については別途お知らせいたします。

当期(四半期)純利益 (△は当期(四半期)純損失)



1株当たり当期(四半期)純利益金額 (△は1株当たり当期(四半期)純損失金額)



(注) 当社は2011年10月24日付で株式1株につき1,000円の増資を行ったため、上記の数値は増資後の数値に基づき算出されています。増資前の数値については別途お知らせいたします。

※当社は2006年10月に設立され、2008年5月（第3期）より生命保険会社として営業を開始しております。

そのため、第1期及び第2期は経常損失及び当期純損失を計上しております。また、一般に、生命保険契約は長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方で、契約前後に広告宣伝費・新契約査定費用等が集中的に支出されます。当社は依然として保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きく、また、生命保険業という業種の特長から固定費の計上が多額になることから第3期、第4期、第5期及び第6期第3四半期累計期間は、経常損失及び当期（四半期）純損失を計上しております。

■ 当社のEV(エンベディッド・バリュー)

| (百万円) | 2010年3月末 | 2011年3月末 | 2011年8月末 |
|--|----------|----------|----------|
| EEV (ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー) ^{※1} | 9,558 | 9,551 | 10,044 |
| 修正純資産 | 9,242 | 7,565 | 8,835 |
| 保有契約の将来利益現価 | 315 | 1,986 | 3,208 |

| (百万円) | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度上半期(8ヶ月) |
|------------------------------------|--------|--------|----------------|
| 新契約価値 ^{※2} | △879 | △65 | 467 |
| (参考) 新契約価値(均等事業費ベース) ^{※3} | 332 | 1,010 | 840 |

- ※1：当社は、EVの算出において、EEV算出に比べておりましたが、リスクリテラシ方法等について国際的にMCEV（非調整的エンベディッド・バリュー）算出を参考にしております。EU域内EIS使用される調整方法や計算方法によって計算結果が大きく異なるため、そのようにして、EVの計算方法をEU域内において一貫性及び透明性を高めることを目的として、2004年5月にヨーロッパの大手保険会社のCFD（最高財務責任者）から構成されるCFDフォーラムによって、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー（EV）算出とそれに伴うガイドラインが制定されました。さらに2008年6月には、リスクリテラシ方法などより評価をしたMCEV算出（The European Insurance CFD Forum Market Consistent Embedded Value Principles）がCFDフォーラムによる発表されました。EV算出方法の概要及び主要な前提条件については、本稿のほか、「第二回企業価値測定手続の状況」(業績報告の巻末)をご覧ください。
- ※2：新契約価値は、新契約に追加的に行われたことによるEEVへの増減を示したものです。
- ※3：EEV及び新契約価値から算出した事業費が前期値から前期水準にあるものとして計算した算出の事業費の割合を、(参考) 新契約価値(均等事業費ベース)として表示しております。

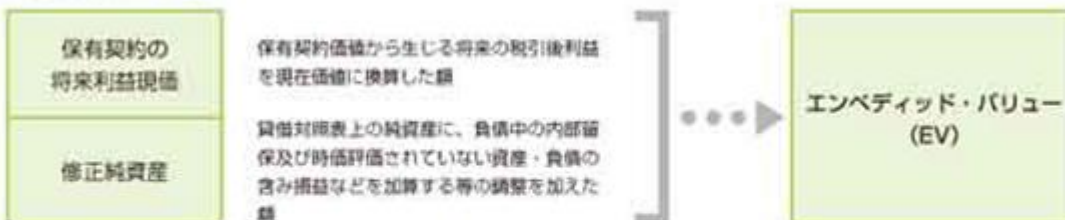
(参考)

● EV (エンベディッド・バリュー) について

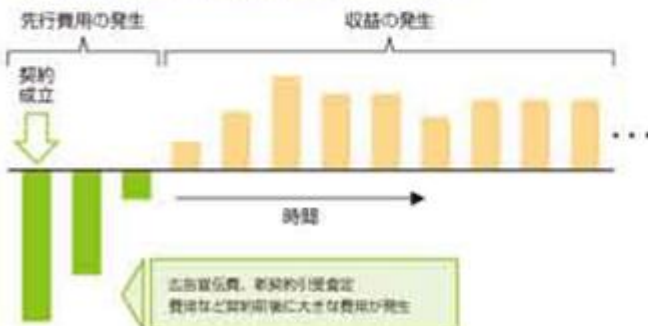
保有する生命保険契約から生じる将来のキャッシュ・フローを予測し、そこから計算される潜在的な利益の測定を行い、生命保険契約の潜在的な利益を評価しようとする価値基準です。

下記<一般的な生命保険契約の収支イメージ図>に記載のとおり、生命保険契約は、長期間にわたり平準的に保険料を受取る一方で、契約前後に契約獲得のための費用が多くかかることなど、収益と費用の発生するタイミングが一致せず、契約を獲得してから利益が生ずるまでに時間がかかるといった特性があります。このことが生命保険事業を単年度の収支で評価することを難しくしております。EVは純資産と株式会社の税引後の将来利益の現在価値の合計として計算することで、ヨーロッパ、カナダ及び日本などでは生命保険会社の企業価値や業績を評価する手法の一つとして用いられております。

<EVのイメージ図>



<一般的な生命保険契約の収支イメージ図>



<一般的な生命保険契約の収支イメージ図>は、生命保険事業の仕組みに対するイメージを把握していただくために記載しているものです。保険金等の支払いが想定を超えて生じる場合などもあることから、実際の損益を確約するものではありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 決算年月 | 第1期 2007年3月 | 第2期 2008年3月 | 第3期 2009年3月 | 第4期 2010年3月 | 第5期 2011年3月 |
|----------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 保険料等収入 (百万円) | - | - | 80 | 591 | 1,765 |
| 資産運用収益 (百万円) | - | - | 167 | 66 | 60 |
| 保険金等支払金 (百万円) | - | - | 20 | 34 | 154 |
| 経常利益 (は経常損失) (百万円) | 26 | 679 | 1,368 | 1,032 | 820 |
| 当期純利益 (は当期純損失) (百万円) | 26 | 681 | 1,372 | 1,036 | 834 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (百万円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (百万円) | 50 | 6,600 | 6,600 | 6,600 | 6,600 |
| 発行済株式総数 (株) | 500 | 33,717 | 33,717 | 33,717 | 33,717 |
| 純資産額 (百万円) | 73 | 12,517 | 11,139 | 10,122 | 9,292 |
| 総資産額 (百万円) | 77 | 12,897 | 11,412 | 10,586 | 10,523 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 146,406.69 | 370,500.89 | 329,789.37 | 299,627.69 | 275,011.94 |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - |
| (うち1株当たり中間配当額) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額) (円) | 53,593.31 | 53,568.10 | 40,711.52 | 30,754.50 | 24,760.91 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 94.3 | 96.9 | 97.4 | 95.4 | 88.1 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | - | - |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | - |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | - | - | - | 1,230 | 1,153 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | - | - | - | 669 | 1,037 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | - | - | - | 26 | 27 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (百万円) | - | - | - | 523 | 380 |
| 従業員数 (人) | 1 | 29 | 48 | 55 | 65 |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 当社は、2009年3月期より生命保険会社として営業を開始しておりますので、第1期及び第2期は経常損失及び当期純損失を計上しております。なお、一般に、生命保険契約は長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方で、契約前後の短期間に広告宣伝費・新契約査定費用等が集中的に支出されます。当社は依然として保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きく、また、生命保険業という業種の特殊性から固定費の計上が多額になることから第3期、第4期及び第5期は経常損失及び当期純損失を計上しております。

3. 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には、消費税等は含まれておりません。

4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。第2期から第5期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありませんが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は第4期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第1期、第2期及び第3期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目について記載しておりません。
8. 第4期及び第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 当社は、2012年1月24日付で株式1株につき1,000株の分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月2日付東証上会第428号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、第1期、第2期及び第3期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 |
|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 2007年3月 | 2008年3月 | 2009年3月 | 2010年3月 | 2011年3月 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 146.41 | 370.50 | 329.79 | 299.63 | 275.01 |
| 1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額) (円) | 53.59 | 53.57 | 40.71 | 30.75 | 24.76 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |

2【沿革】

2006年10月、当社代表取締役社長出口治明は「ふつうの消費者の視点に立った、まったく新しい生命保険会社を創りたい」という考えのもと、「ネットライフ企画株式会社」を設立しました。「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」ことを経営理念とする生命保険会社の設立を目指した準備会社であります。「ネットライフ企画株式会社」設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

| 年月 | 事項 |
|----------|--|
| 2006年10月 | 東京都港区赤坂に生命保険準備会社として「ネットライフ企画株式会社」を設立（資本金5,000万円） |
| 2007年8月 | 本社を東京都千代田区麹町へ移転 |
| 2008年3月 | 「ライフネット生命保険株式会社」に商号変更 |
| 2008年4月 | 生命保険業免許取得 |
| 2008年5月 | 営業開始 |
| | 定期死亡保険『かぞくへの保険』、終身医療保険『じぶんへの保険』の販売を開始 |
| 2008年10月 | 保険情報サイトを運営しているオンライン生命保険募集代理店を通じた販売を開始 |
| 2008年11月 | 付加保険料率（生命保険料のうち生命保険会社の運営経費にあたる付加保険料の割合）を全面公表 |
| 2009年6月 | モバイルサイトでの生命保険申込み受け付けサービスを開始 |
| 2009年8月 | 保険比較サイト『保険市場』を運営する株式会社アドバンスクリエイトとの資本業務提携に合意 |
| 2010年2月 | 就業不能保険『働く人への保険』の販売を開始 |
| 2010年12月 | 保有契約5万件を突破 |
| 2011年12月 | 保有契約10万件を突破 |

3【事業の内容】

(1) 主な事業内容

当社は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」という経営理念のもと2006年10月23日に設立された、インターネットを主な販売チャネルとする直販型の生命保険会社であり、保険業法に基づく免許・認可を得て2008年5月18日より営業を開始し、生命保険事業を営んでおります。

主な事業内容は以下のとおりです。なお、当社は単一セグメントとなっております。

保険引受業務

生命保険業免許に基づき、人の生存又は死亡に関して一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険の引受業務を営んでおります。

資産運用業務

保険業法、同法施行規則に定めるところにより、生命保険の保険料として収受した金銭その他の資産の運用業務を営んでおります。

(2) マニフェストを基軸とした経営

当社では、「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」という経営理念をマニフェストとし、その徹底を経営の柱と位置付けております。当社は、わかりやすい情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命（いのち）のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えております。

ライフネットの生命保険マニフェスト

第1章 私たちの行動指針

- (1) 私たちは、生命保険を原点に戻す。生命保険は生活者の「ころばぬ先の杖が欲しい」という希望から生れてきたもので、生命保険会社という、制度が先にあったのではないという、原点に。
- (2) 一人一人のお客さまの、利益と利便性を最優先させる。私たちもお客さまも、同じ生活者であることを忘れない。
- (3) 私たちは、自分たちの友人や家族に自信をもってすすめられる商品しか作らない、売らない。
- (4) 顔の見える会社にする。経営情報も、商品情報も、職場も、すべてウェブサイトで公開する。
- (5) 私たちの会社は、学歴フリー、年齢フリー、国籍フリーで人材を採用する。そして子育てを重視する会社にしていく。働くひとがすべての束縛からフリーであることが、ヒューマンな生命保険サービスにつながると確信する。
- (6) 私たちは、個人情報の保護をはじめとしてコンプライアンスを遵守し、よき地球市民であることを誓う。あくまでも誠実に行動し、倫理を大切にす。

第2章 生命保険を、もっと、わかりやすく

- (1) 初めてのひとが、私たちのウェブサイトを見れば理解できるような、簡単な商品構成とする。例えば、最初は、複雑な仕組みの「特約」を捨て、「単品」のみにした。
- (2) お客さまが、自分に合った商品を自分の判断で、納得して買えるようにしたい。そのための情報はすべて開示する。
例えば、私たちの最初の商品は、生命保険が生れた時代の商品のように、内容がシンプルで、コストも安く作られている。そのかわり、配当や解約返戻金や特約はない。保険料の支払いも月払いのみである。このような保険の内容も、つつみ隠さず知ってもらおう。
- (3) すべて、「納得いくまで」、「腑に落ちるまで」説明できる体制をととのえていく。
わからないことは、いつでも、コンタクトセンターへ。またウェブサイト上に、音声や動画などを使用して、わかりやすく、退屈させないで説明できる工夫も、十分にしていく。
- (4) 私たちのウェブサイトは、生命保険購入のためのみに機能するものではなく、「生命保険がわかる」ウェブサイトとする。

- (5) 生命保険は形のない商品である。だから「約款」（保険契約書）の内容が商品内容である。普通のひとが読んで「むずかしい、わからない」では商品として重大な欠陥となる。誰でも読んで理解でき、納得できる「約款」にする。私たちは、約款作成にこだわりを持ち、全社員が意見をだしあって誠意をもって約款を作成した。
- (6) 生命保険は、リスク管理のための金融商品である。その内容について、お客さまが冷静に合理的に判断できる情報の提供が不可欠である。

第3章 生命保険料を、安くする

- (1) 私たちは生命保険料は、必要最小限以上、払うべきではないと考える。このため、さまざまな工夫を行う。
- (2) 私たちの生命保険商品は、私たち自身で作成し私たちの手から、お客さまに販売する。だからその分、保険料を安くできる。
- (3) 保障金額を、過剰に高く設定しない。適正な金額とする。したがって、毎月の保険料そのものが割安となる。私たちのシミュレーションモデルは、残された家族が働く前提で作られている。「すべてのひとは、働くことが自然である」と考えるから、そのために、いざという場合の保険金額も、従来の水準よりも低く設定されている。
- (4) 確かな備えを、適正な価格で。私たちの最初の商品は、シンプルな内容の「単品」のみである。良い保険の商品とは、わかりやすく、適正な価格で、いつでもフレンドリーなサービスがあり、支払うときも、あやまりなく、スピーディーであるかが、問われると考える。それゆえに、あれこれ約束ごとを含む、複雑な特約とのセット販売は行わない。
- (5) 事務コストを抑える。そのために、紙の使用量を極力制限する。インターネット経由で、契約内容を確認できるようにする。
- (6) 生命保険は、住宅の次に高い買物であると言われている。毎月の少しずつの節約が、長い人生を通してみると大きな差になることを、実証したい。
- (7) 生命保険料の支払いを少なくして、その分をお客さまの人生の楽しみに使える時代にしたいと考える。

第4章 生命保険を、もっと、手軽で便利に

- (1) 私たちの生命保険の商品は、インターネットで、24時間×週7日、いつでもどこでも、申し込める。
- (2) 印鑑は使わなくてもよくした。法令上必要な書類はお客さまに郵送し、内容確認の上、サインして返送していただく。したがって、銀行振替申込書以外、押印は不要となる。
- (3) 満年齢方式を採用した。誕生日を起点に、一年中いつでも同じ保険料で加入できるように。
- (4) 私たちの商品の支払い事由は、死亡、高度障害、入院、手術のように、明確に定められている。この定められた事由により、正確に誠実に、遅滞なく支払いを実行する。
手術の定義も、国の医療点数表に合わせた。この定義の採用は、日本ではまだ少ない、わかりやすくなり、「手術か、そうでないか」の議論の余地が少なくなる。なお、従来の生命保険では、88項目の制限列举方式が主だった。
- (5) 私たちは「少ない書類で請求」と「一日でも早い支払い」を実現させたい。そのために、保険金などの代理請求制度を、すべての商品に付加した。また、お客さまからコンタクトセンターにお電話いただければ、ただちに必要書類をお送りできる体制にした。そして、保険請求時の必要書類そのものを最小限に抑えた。このようなことが可能になるのも、生命保険の原点に戻った、シンプルな商品構成だからである。

このマニフェストを宣言で、終らせません。行動の指針とします。
私たちの出発を、見つめていてください。

(3) 商品構成

当社が現在販売する生命保険商品は、以下の3種類のみとなっております。インターネットを通じてお客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただきたいという考えのもと、いずれの商品も複雑な特約や配当をなくした、シンプルでわかりやすい保障内容となっております。また、現在の当社商品はいずれも個人保険（個人向け保障性商品）のみであり、個人年金保険・団体保険・団体年金保険等の取扱いはありません。

| 商品名 | 『かぞくへの保険』 | 『じぶんへの保険』 | 『働く人への保険』 |
|----------|--------------------------------------|--|--|
| 正式名称 | 定期死亡保険 (無配当・無解約返戻金型) | 終身医療保険 (無配当・無解約返戻金型) | 就業不能保険 (無配当・無解約返戻金型) |
| 契約年齢 | 18歳以上、64歳以下 | 18歳以上、70歳以下 | 18歳以上、60歳以下 |
| 保険金・給付金 | 保険金額： 500万円～1億円 (100万円単位で設定可能) | 入院給付金： 1日当たり5,000円、10,000円、 15,000円の3種類から選択 (1入院の支払限度額日数は 60日又は180日から選択し、 一律10万円の手術給付金 については有無を選択) | 就業不能給付金： 月額10万～50万円 (5万円単位で設定可能) |
| 保険期間 | 10年、20年、30年、 65歳満了、70歳満了 | 終身 | 65歳満了 |
| 保険料の払込期間 | 保険期間と同一 | | |
| 保険料 | 保険金額又は給付金額・保険期間・性別・契約年齢等により異なる | | |
| 保険料の払込方法 | 月払いのみ(口座振替又はクレジットカード払い) | | |
| 解約返戻金 | なし | | |
| 配当 | なし | | |
| 特約 | なし | | |

『かぞくへの保険』：定期死亡保険（無配当・無解約返戻金型）

万が一（死亡、所定の高度障害状態）の場合に、保険金を受け取ることができる保険です。ライフステージごとに保障を見直しやすく、小さい保険料で大きな保障が用意できる「定期型」であり、保険期間は、年齢に応じて「10年」「20年」「30年」「65歳満了」「70歳満了」から選択することができます。

『じぶんへの保険』：終身医療保険（無配当・無解約返戻金型）

1泊以上の入院から給付金を受け取ることができる医療保険です。加入時の保険料が変わらず、一生涯保障が続く「終身型」であり、保障内容はお客さまが自由に組み合わせで決めることができます。入院給付金日額は「5,000円」「10,000円」「15,000円」の中から、1入院の支払限度額日数は「60日」「180日」のどちらかを選べます。また、一律10万円の手術給付金は、あり・なしのいずれかを選択することができます。

『働く人への保険』：就業不能保険（無配当・無解約返戻金型）

病気やケガで長期間働けずに収入が途絶え、生活を維持できなくなるリスクに備える保険です。病気やケガの種類にかかわらず所定の就業不能状態となった場合に、就業不能給付金を毎月受け取ることができます。保険期間の満了は65歳であり、公的年金の受給開始年齢（2012年1月現在）まで保障される設計となっております。

(4) 販売チャネル

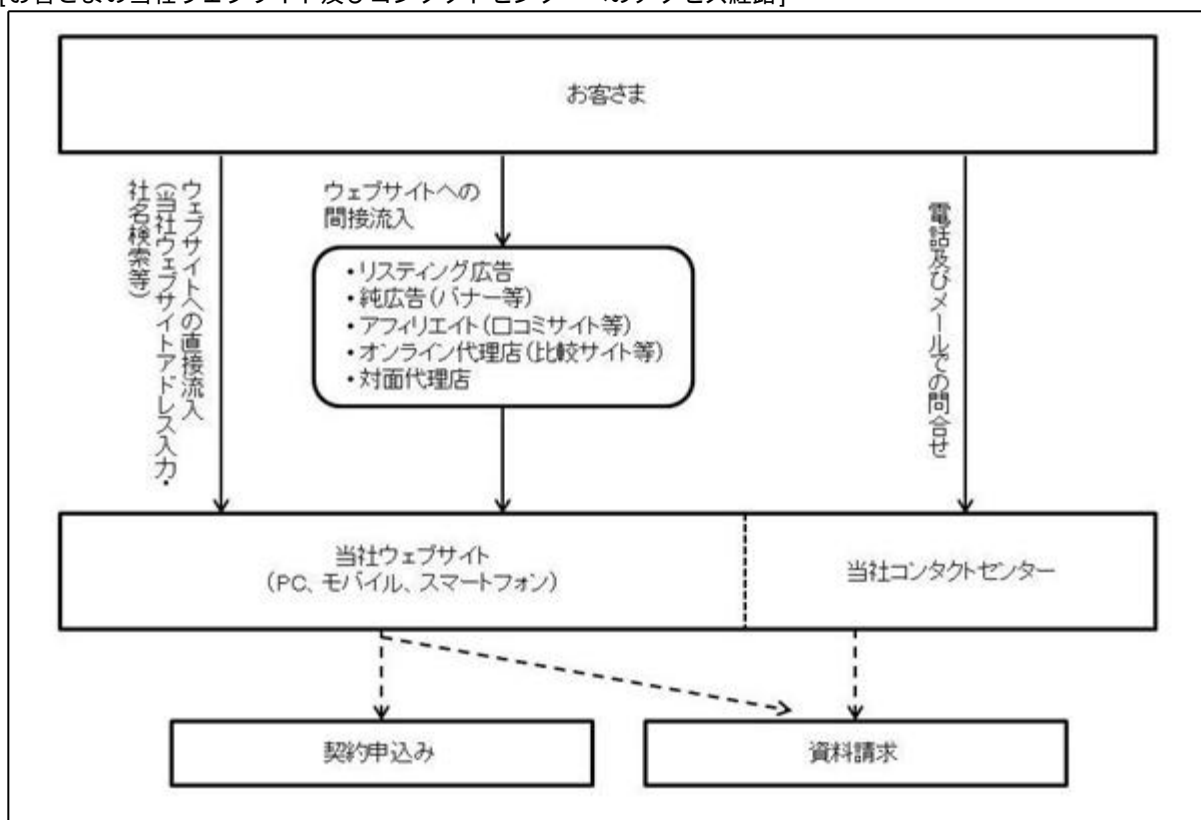
当社は、インターネットを主たる販売チャネルとする直販型の生命保険会社です。そのため、営業職員を維持することに係る経費（販売経費）を抑えることができ、営業職員を主体とする従来の生命保険会社と比べ、相対的に低価格での商品提供が可能となっております。

また、当社ウェブサイトでは、商品内容の説明に加え、生命保険の基礎知識・よくあるご質問・保険料の内訳（付加保険料率の開示（注1））などの参考情報の充実、動画やアニメーションの活用、お客さまのライフステージ別のおすすめプランの提示などの工夫により、初めて来訪されるお客さまにもわかりやすい説明を心がけております。

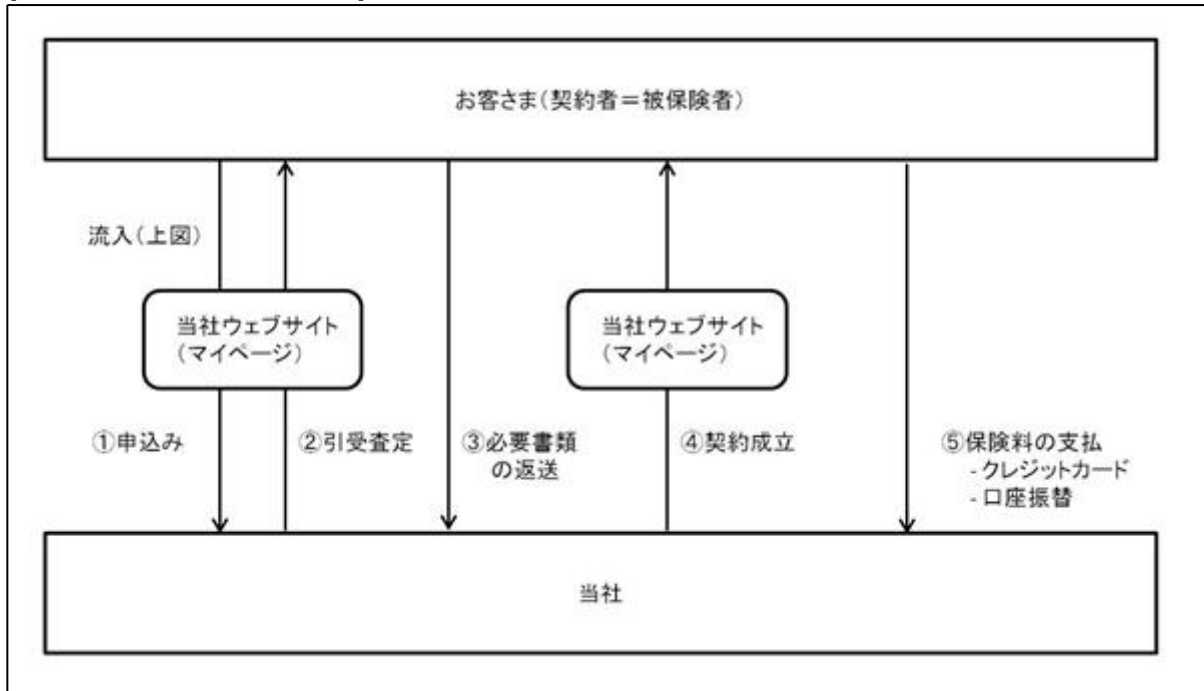
さらに、当社のターゲット顧客である多忙な子育て世代が、じっくりと「比較し、理解し、納得して」生命保険をご契約いただけるよう、24時間・週7日、いつでもインターネット上でお見積り・お申込み可能となっております。加えて、対面型チャネルを持たないことに起因するお客さまの不安の声に応えるべく、コンタクトセンターの利便性向上（平日22時まで・土曜日は18時まで営業）、ふれあいフェア（お客さまとの集い）の定期開催、ソーシャルメディアを活用したお客さまとの対話、創業者による全国各地での講演活動など、顧客接点の充実に取り組んでおります。

その結果、ご契約者さまのうち新規保険加入者の割合が約5割を占めており（注2）、当社は、インターネットという新しいチャネルを活用した商品・サービスの提供により生命保険市場の開拓に努めております。また、新契約件数のうち20代及び30代の契約者が全体の7割強を占めております（2011年3月期）（注3）。

[お客さまの当社ウェブサイト及びコンタクトセンターへのアクセス経路]



[保険引受及び保険料収納の流れ]



[サイト別対応サービス] (2012年1月31日現在)

| | 情報収集 | 見積り | 資料請求 | 申込み | 契約管理 |
|------------|------|-----|------|-----|------|
| PCサイト | | | | | |
| モバイルサイト | | | | 1 | 2 |
| スマートフォンサイト | | | | x 3 | |

- 1 モバイルサイトからの申込みは、告知内容について「該当なし」の方のみ可能となっております。
- 2 モバイルサイトでの契約管理は一部のみ対応しております（住所・電話番号・メールアドレス・ID・パスワードの変更等）。
- 3 スマートフォンでは、PCサイトへアクセスすることで殆どのサービスを利用可能ですが、申込みはできません。

- (注) 1. 保険料は純保険料（年齢・性別・金利水準などによって決まる、いわば生命保険料の「原価」に相当する部分）と、付加保険料（生命保険会社の運営経費等に充当する部分）から成り立っており、当社は付加保険料の割合を開示しています。
2. 当社契約者アンケート（調査方法：以下の各調査期間中にID登録した契約者を対象として実施したインターネットによるアンケート）において、新規での保険加入、これまで加入していた保険からの乗り換え、及び追加での保険加入それぞれにつき、以下のとおり回答を得ております。
- ・調査期間2008年9月1日～2009年8月31日、契約者5,881名中有効回答993名： 約46% 36% 18%
 - ・調査期間2009年11月1日～2010年10月31日、契約者13,640名中有効回答1,633名： 約46% 39% 15%
 - ・調査期間2010年11月1日～2011年8月31日、契約者16,772名中有効回答1,448名： 約48% 38% 13%
3. 新契約数の年代別割合は、10代0.7%、20代23.9%、30代52.7%、40代18.0%、50代が4.1%、60代以上0.7%となっております（2011年3月期中に新契約が成立した契約者27,221名のデータ集計による）。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2012年1月31日現在

| 従業員数（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（円） |
|---------|---------|-----------|-----------|
| 72 | 36.9 | 2.6 | 8,521,151 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。なお、2010年度は賞与を支給しておりません。
3. 従業員数が最近1年間において10名増加しているのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
4. 当社の事業セグメントは、生命保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社に労働組合はありませんが、労使関係は良好です。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

< 当事業年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日） >

当社における当事業年度の業績は次のとおりとなりました。

収支の状況

当事業年度の保険料等収入は、保有契約の増加に伴い、1,765百万円（前事業年度比298.6%）と大幅に増加しました。また、資産運用については、事業運営に伴うキャッシュアウトによる運用資産の減少等により、資産運用収益は60百万円（前事業年度比90.9%）と前事業年度比で減少しております。その結果、経常収益は1,827百万円（前事業年度比277.5%）となりました。

保険金等支払金は、保有契約の増加に伴う請求の増加や再保険料等により154百万円（前事業年度比453.8%）と増加しております。また、事業費については契約件数増に伴う変動費の増加に加え、認知度向上を企図した先行的な広告宣伝等により2,724百万円（前事業年度比153.2%）となりました。その結果、経常費用は2,648百万円（前事業年度比156.6%）となっております。なお、当社では保険業法第113条に基づき事業費の一部を繰延べております。

以上の結果、当事業年度の経常損失（ ）は 820百万円（前事業年度 1,032百万円）、当期純損失（ ）は 834百万円（前事業年度 1,036百万円）と、ともに前事業年度比で損失額は減少しました。

販売の状況

当社は2008年5月に営業を開始した、インターネットを主たる販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」というマニフェスト¹の徹底を経営の柱とし、インターネットを含む複数のメディアを組み合わせた効率的なマーケティングと、創業者による全国各地での講演活動やソーシャルメディアの活用などの戦略的な広報活動を通じ、さらなる企業認知の向上に努めております。

当事業年度も前事業年度に続き、ウェブサイトを通じたわかりやすい情報提供、保険比較サイト等との連携による「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく仕組みの推進に加え、コンタクトセンター等を通じた個別相談への対応など、インターネット・電話・対面、それぞれの利点を活かしたお客さま視点のサービス提供に努めました。その結果、社名認知度の向上に伴い²、当事業年度の新契約件数は前事業年比218.9%の42,214件へと倍増しました。

また、2010年2月に販売を開始した『働く人への保険』（就業不能保険）は、国内においてはこれまで選択肢の少なかった個人向けの長期就業不能保険商品であり、月次新契約件数は販売開始後1年間で4.3倍となりました（2010年3月144件、2011年3月615件）。

保有契約の状況

当事業年度末時点の保有契約件数は前事業年度末比268.8%の63,188件と6万件を突破、保有契約の年換算保険料は2,659百万円となるなど「開業後5年以内に保有契約15万件以上」という経営目標の達成に向け、下図のとおり推移しております。また、解約失効率は前事業年度6.6%から当事業年度6.0%へと改善しました（件数ベース、対経過保有契約³）。

- 1 ライフネットの生命保険マニフェスト。全文は「第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。
- 2 マイボイスコム株式会社によるインターネット調査『生命保険会社のイメージ』における当社の社名認知度は、2009年12月（第6回）（調査期間：2009年12月1日～12月5日、回答者数：14,565名）の8.3%から、2010年12月（第7回）（調査期間：2010年12月1日～12月5日、回答者数：12,439名）の17.2%へ上昇。
- 3 解約失効率の分母に経過保有契約を用いて計算。経過保有契約は毎月末の保有契約から算出した、平均的な保有契約件数です。

年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 前事業年度末 (2010年3月31日) | 当事業年度末 (2011年3月31日) | |
|--------------------|------------------------|------------------------|---------|
| | | 当事業年度末 (2011年3月31日) | 前事業年度末比 |
| 個人保険 | 1,041 | 2,659 | 255.5 |
| 個人年金保険 | - | - | - |
| 合計 | 1,041 | 2,659 | 255.5 |
| うち医療保障・ 生前給付保障等 | 270 | 937 | 346.0 |

新契約

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 前事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日) | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) | |
|--------------------|--|--|--------|
| | | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) | 前事業年度比 |
| 個人保険 | 839 | 1,740 | 207.4 |
| 個人年金保険 | - | - | - |
| 合計 | 839 | 1,740 | 207.4 |
| うち医療保障・ 生前給付保障等 | 227 | 713 | 313.2 |

(注) 1. 年換算保険料とは、1回当たり保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額です。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付）、生前給付保障給付（就業不能給付）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

主要収支項目

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 前事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日) | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) | |
|---------|--|--|--------|
| | | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) | 前事業年度比 |
| 保険料等収入 | 591 | 1,765 | 298.6 |
| 資産運用収益 | 66 | 60 | 90.9 |
| 保険金等支払金 | 34 | 154 | 453.8 |
| 資産運用費用 | 0 | 0 | 1.5 |
| 経常損失() | 1,032 | 820 | 79.5 |

保険金等の支払い

当事業年度にお支払いした保険金等は、保険金7件85百万円、給付金498件48百万円となりました。当社では、保険金等の支払いは生命保険会社における最も重要な業務であるとの認識に立ち、3重のチェック体制により保険金等の支払い漏れ防止に取り組むとともに、適切な支払いを通じたお客さまの信頼向上に努めております。

また、当社では、必要な書類の会社到着から原則5営業日以内に保険金等をお支払いすることとしており、当事業年度において、支払いに要した平均営業日数は3.11日 となりました。

請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。また、保険法施行（2010年4月1日）に伴い、事実の確認を要する事案については、保険金等を支払うべき期限が定められました。このため当事業年度より、事実の確認後に保険金等をお支払いした事案については平均支払い所要日数の計算に含めておりません。

資産運用の状況

運用方針

当社では、当事業年度において、取締役会にて決議された資産運用方針に基づき、資産の大部分を国債に代表される高格付けの円建て債券と銀行預金を中心とした運用を行っております。現状、相対的にリスクが高いと考えられる外貨建て資産への投資、貸付及び不動産投資については行っておりません。

株式投資に関しては、前事業年度より資本業務提携目的として当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式を保有しておりますが、当面の間、資産運用目的において株式を保有する予定はありません。

運用環境

上記のようにリスクを限定した運用方針に基づき資産運用を行っているため、注視すべきマーケットの動向は、債券市場における金利及びクレジット・スプレッドの動向であります。

当事業年度の債券市場は、年度初に欧州諸国の財政問題がクローズアップされたことから株式市場が不安定な中、内外金融機関の国債による運用ニーズが高まったことや、先進国の追加金融緩和などから、上半期中は総じて金利が低下しました。下半期は景気・株価の持ち直しや、原油をはじめとする商品価格の上昇から、すでに金融引き締めへ転じた新興国に加え、先進国でも政策転換が検討される中、我が国でも金利はゆるやかに上昇する展開となりました。前事業年度末1.39%だった10年国債利回りは、上半期末には0.93%まで低下しましたが、その後2011年3月には一時1.3%台半ばまで上昇しました。3月11日に発生した東日本大震災以降は、再び安全資産への需要が増加する一方で将来の国債増発も懸念され金利は不安定にもみ合い、年度末の同10年国債利回りは1.25%となりました。

クレジット市場では、東日本大震災までは企業の借入需要の低迷や日銀の資産買い入れなどから、スプレッドが縮小するトレンドが継続しました。震災以降は復興資金需要から事業債中心に国債に対するスプレッドは拡大、とりわけ原発事故の影響が大きく、大手の信用格付業者から格下げにあった電力債の利回りが上昇することとなりました。なお、当社は運用資産の一部として東京電力の債券を満期保有目的として保有しております（額面200百万円、当事業年度末の含み損5百万円、2012年12月償還）。

運用実績の概況

以上のような運用方針と運用環境のもと、当事業年度末の一般勘定資産残高は10,523百万円となっております。そのうち、運用資産の合計は7,581百万円（総資産に対する比率は72.0%）となっており、その大部分は国債に代表される高格付けの円建て債券と銀行預金などの円金利資産となっております。この結果、当事業年度の資産運用収益は60百万円（前事業年度比90.9%）、一般勘定資産の運用利回りは0.72%となりました。

資産の構成

（単位：百万円、％）

| 区 分 | 前事業年度末 (2010年3月31日) | | 当事業年度末 (2011年3月31日) | |
|-------------|------------------------|-------|------------------------|-------|
| | 金 額 | 占 率 | 金 額 | 占 率 |
| 現預金・コ-ルロ-ン | 523 | 4.9 | 380 | 3.6 |
| 買現先勘定 | - | - | - | - |
| 債券貸借取引支払保証金 | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - |
| 商品有価証券 | - | - | - | - |
| 金銭の信託 | - | - | - | - |
| 有価証券 | 8,408 | 79.4 | 7,200 | 68.4 |
| 公社債 | 8,320 | 78.6 | 7,089 | 67.4 |
| 株 式 | 88 | 0.8 | 111 | 1.1 |
| 外国証券 | - | - | - | - |
| 公社債 | - | - | - | - |
| 株式等 | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - |
| 貸付金 | - | - | - | - |
| 不動産 | 17 | 0.2 | 26 | 0.3 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - |
| その他 | 1,635 | 15.5 | 2,915 | 27.7 |
| 貸倒引当金 | - | - | - | - |
| 合計 | 10,586 | 100.0 | 10,523 | 100.0 |
| うち外貨建資産 | - | - | - | - |

(注) 「不動産」については建物のみを計上しております。

資産運用関係収益 (単位：百万円)

| 区 分 | 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|-------------|--|--|
| 利息及び配当金等収入 | 66 | 60 |
| 預貯金利息 | 1 | 0 |
| 有価証券利息・配当金 | 65 | 60 |
| 貸付金利息 | - | - |
| 不動産賃貸料 | - | - |
| その他利息配当金 | - | - |
| 商品有価証券運用益 | - | - |
| 金銭の信託運用益 | - | - |
| 売買目的有価証券運用益 | - | - |
| 有価証券売却益 | 0 | - |
| 国債等債券売却益 | 0 | - |
| 株式等売却益 | - | - |
| 外国証券売却益 | - | - |
| その他 | - | - |
| 有価証券償還益 | - | - |
| 金融派生商品収益 | - | - |
| 為替差益 | - | - |
| その他運用収益 | - | - |
| 合 計 | 66 | 60 |

資産運用関係費用 (単位：百万円)

| 区 分 | 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|--------------|--|--|
| 支払利息 | 0 | 0 |
| 商品有価証券運用損 | - | - |
| 金銭の信託運用損 | - | - |
| 売買目的有価証券運用損 | - | - |
| 有価証券売却損 | 0 | - |
| 国債等債券売却損 | 0 | - |
| 株式等売却損 | - | - |
| 外国証券売却損 | - | - |
| その他 | - | - |
| 有価証券評価損 | - | - |
| 国債等債券評価損 | - | - |
| 株式等評価損 | - | - |
| 外国証券評価損 | - | - |
| その他 | - | - |
| 有価証券償還損 | - | - |
| 金融派生商品費用 | - | - |
| 為替差損 | - | - |
| 貸倒引当金繰入額 | - | - |
| 貸付金償却 | - | - |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | - | - |
| その他運用費用 | - | - |
| 合 計 | 0 | 0 |

資産別運用利回り

(単位：%)

| 区 分 | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
| 現預金・コールローン | 0.2 | 0.1 |
| 買現先勘定 | - | - |
| 債券貸借取引支払保証金 | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - |
| 商品有価証券 | - | - |
| 金銭の信託 | - | - |
| 有価証券 | 0.7 | 0.7 |
| うち公社債 | 0.7 | 0.7 |
| うち株式 | 5.6 | 5.2 |
| うち外国証券 | - | - |
| 貸付金 | - | - |
| 不動産 | - | - |
| 一般勘定計 | 0.7 | 0.7 |
| うち海外投融资 | - | - |

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 - 資産運用費用として算出した利回りです。

有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

| 区 分 | 前事業年度末 (2010年 3月 31日) | | | | | 当事業年度末 (2011年 3月 31日) | | | | |
|------------|--------------------------|-------|-----|----|------|--------------------------|-------|----|----|---|
| | 帳簿価額 | 時価 | 差損益 | | 帳簿価額 | 時価 | 差損益 | | | |
| | | | 差益 | 差損 | | | 差益 | 差損 | | |
| 満期保有目的の債券 | 3,940 | 3,957 | 16 | 17 | 0 | 3,246 | 3,247 | 0 | 6 | 5 |
| 責任準備金対応債券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 子会社・関連会社株式 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他有価証券 | 4,436 | 4,468 | 31 | 44 | 12 | 3,915 | 3,954 | 39 | 39 | - |
| 公社債 | 4,336 | 4,380 | 43 | 44 | 0 | 3,814 | 3,842 | 28 | 28 | - |
| 株式 | 100 | 88 | 12 | - | 12 | 100 | 111 | 10 | 10 | - |
| 外国証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 公社債 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 株式等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 8,377 | 8,425 | 48 | 61 | 13 | 7,161 | 7,201 | 39 | 45 | 5 |
| 公社債 | 8,276 | 8,337 | 60 | 61 | 1 | 7,061 | 7,090 | 28 | 34 | 5 |
| 株式 | 100 | 88 | 12 | - | 12 | 100 | 111 | 10 | 10 | - |
| 外国証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 公社債 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 株式等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。

<当第3四半期累計期間（自2011年4月1日至2011年12月31日）>

当社における当第3四半期累計期間の業績は次のとおりとなりました。

収支の状況

当第3四半期累計期間の保険料等収入は、保有契約の増加に伴い、2,591百万円となりました。また、資産運用については、事業運営に伴うキャッシュアウトによる運用資産の減少等により、資産運用収益は35百万円となっております。その結果、経常収益は2,630百万円となりました。

保険金等支払金は、保有契約の増加に伴う請求の増加や再保険料等により311百万円となっております。また、事業費については契約件数の増加に伴う変動費の増加に加え、認知度向上を企図した先行的な広告宣伝等により2,698百万円となりました。その結果、経常費用は3,020百万円となっております。なお、当社では保険業法第113条に基づき事業費の一部を繰延べております。

以上の結果、当第3四半期累計期間の経常損失（ ）は390百万円となり、これに特別損失、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を控除した四半期純損失（ ）は586百万円となりました。

販売の状況

当第3四半期累計期間も、ウェブサイトを通じたわかりやすい情報提供、保険比較サイト等との連携による「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく仕組みの推進に加え、コンタクトセンター等を通じた個別相談への対応など、インターネット・電話・対面、それぞれの利点を活かしたお客さま視点のサービス提供に努めました。その結果、社名認知度の向上に伴い¹、当第3四半期累計期間の新契約件数は44,728件へと増加しました。

また、2010年2月に販売を開始した『働く人への保険』（就業不能保険）は、国内においてはこれまで選択肢の少なかった個人向けの長期就業不能保険商品であり、月次新契約件数は販売開始後2年弱で約5倍となりました（2010年3月144件、2011年3月615件、2011年12月752件）。

保有契約の状況

当第3四半期会計期間末の保有契約件数は103,875件と10万件を突破、保有契約の年換算保険料は4,296百万円となりました。また、当第3四半期累計期間の解約失効率は6.4%へととなりました（件数ベース、対経過保有契約²）。

- 1 マイボイスコム株式会社によるインターネット調査『生命保険会社のイメージ』における当社の社名認知度は、2009年12月（第6回）（調査期間：2009年12月1日～12月5日、回答者数：14,565名）の8.3%、2010年12月（第7回）（調査期間：2010年12月1日～12月5日、回答者数：12,439名）の17.2%、2011年12月（第8回）（調査期間：2011年12月1日～12月5日、回答者数：12,186名）の32.3%へと上昇。
- 2 解約失効率の分母に経過保有契約を用いて計算。経過保有契約は毎月末の保有契約から算出した、平均的な保有契約件数です。

保有契約・新契約の詳細及び主要収支項目

保有契約高 (単位：件、百万円)

| 区 分 | 当第3四半期会計期間末 (2011年12月31日) | |
|--------|------------------------------|---------|
| | 件 数 | 金 額 |
| 個人保険 | 103,875 | 993,060 |
| 個人年金保険 | - | - |
| 団体保険 | - | - |
| 団体年金保険 | - | - |

新契約高 (単位：件、百万円)

| 区 分 | 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) | |
|--------|--|---------|
| | 件 数 | 金 額 |
| 個人保険 | 44,728 | 359,491 |
| 個人年金保険 | - | - |
| 団体保険 | - | - |
| 団体年金保険 | - | - |

- (注) 1. 個人保険の件数は主契約の件数であり、第三分野保険（医療保障・生前給付保障等）を含みます。
2. 個人保険の金額は死亡保障額の合計であり、第三分野保険の保障額を含みません。

年換算保険料

保有契約 (単位：百万円)

| 区 分 | 当第3四半期会計期間末 (2011年12月31日) |
|--------------------|------------------------------|
| 個人保険 | 4,296 |
| 個人年金保険 | - |
| 合計 | 4,296 |
| うち医療保障・ 生前給付保障等 | 1,714 |

新契約 (単位：百万円)

| 区 分 | 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) |
|--------------------|--|
| 個人保険 | 1,814 |
| 個人年金保険 | - |
| 合計 | 1,814 |
| うち医療保障・ 生前給付保障等 | 860 |

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回当たり保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年当たりの保険料に換算した金額です。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付）、生前給付保障給付（就業不能給付）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

主要収支項目 (単位：百万円)

| 区 分 | 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) |
|---------|--|
| 保険料等収入 | 2,591 |
| 資産運用収益 | 35 |
| 保険金等支払金 | 311 |
| 資産運用費用 | 0 |
| 経常損失() | 390 |

保険金等の支払い

当第3四半期累計期間にお支払いした保険金等は、保険金13件203百万円、給付金839件79百万円となりました。当社では、保険金等の支払いは生命保険会社における最も重要な業務であるとの認識に立ち、3重のチェック体制により保険金等の支払い漏れ防止に取り組むとともに、適切な支払いを通じたお客さまの信頼向上に努めております。

また、当社では、必要な書類の会社到着から原則5営業日以内に保険金等をお支払いすることとしており、当第3四半期累計期間において、支払いに要した平均営業日数は3.08日となりました。

請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。

資産運用の状況

運用方針

当社では、取締役会にて決議された資産運用方針に基づき、資産の大部分を国債に代表される高格付けの円建て債券と銀行預金を中心とした運用を行っております。現状、相対的にリスクが高いと考えられる外貨建て資産への投資、貸付及び不動産投資については行っておりません、サブプライム関連の投融資も行っておりません。

株式投資に関しては、2010年3月期より資本業務提携目的として当社の保険募集代理店である株式会社アドバンスクリエイトの株式を保有しておりますが、当面の間、資産運用目的において株式を保有する予定はありません。

運用環境

上記のようにリスクを限定した運用方針に基づき資産運用を行っているため、注視すべきマーケットの動向は、債券市場における金利及びクレジット・スプレッドの動向であります。

当第3四半期累計期間の債券市場は、年度初においては国債増発への警戒感があり長期国債（10年新発債）利回りは1.3%前後で推移していましたが、その後はドイツ国債入札の大幅札割れがあったものの総じて1.0%前後で推移しております。社債と国債との流通利回りスプレッドについては、電力銘柄を除き総じて横ばいの動きとなりました。

なお、当社は運用資産の一部として東京電力の債券を満期保有目的の債券として保有しております（額面200百万円、当第3四半期会計期間末の含み損14百万円、2012年12月償還）。

運用実績の概況

以上のような運用方針と運用環境のもと、当第3四半期会計期間末の一般勘定資産残高は10,888百万円となっております。そのうち、運用資産の合計は6,503百万円（総資産に対する比率は59.7%）となっており、その大部分は国債に代表される高格付けの円建て債券と銀行預金などの円金利資産となっております。この結果、当第3四半期累計期間の資産運用収益は35百万円、一般勘定資産の運用利回りは0.66%となりました。

資産の構成 (単位：百万円、%)

| 区 分 | 当第3四半期会計期間末 (2011年12月31日) | |
|-------------|------------------------------|-------|
| | 金額 | 占率 |
| 現預金・コ-ルロ-ン | 259 | 2.4 |
| 買現先勘定 | - | - |
| 債券貸借取引支払保証金 | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - |
| 商品有価証券 | - | - |
| 金銭の信託 | - | - |
| 有価証券 | 6,503 | 59.7 |
| 公社債 | 6,366 | 58.5 |
| 株 式 | 137 | 1.3 |
| 外国証券 | - | - |
| 公社債 | - | - |
| 株式等 | - | - |
| その他の証券 | - | - |
| 貸付金 | - | - |
| 不動産 | 41 | 0.4 |
| 繰延税金資産 | - | - |
| その他 | 4,083 | 37.5 |
| 貸倒引当金 | - | - |
| 合計 | 10,888 | 100.0 |
| うち外貨建資産 | - | - |

(注) 「不動産」については建物のみを計上しております。

資産運用関係収益（単位：百万円）

| 区 分 | 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) |
|-------------|--|
| 利息及び配当金等収入 | 35 |
| 預貯金利息 | 0 |
| 有価証券利息・配当金 | 35 |
| 貸付金利息 | - |
| 不動産賃貸料 | - |
| その他利息配当金 | - |
| 商品有価証券運用益 | - |
| 金銭の信託運用益 | - |
| 売買目的有価証券運用益 | - |
| 有価証券売却益 | - |
| 国債等債券売却益 | - |
| 株式等売却益 | - |
| 外国証券売却益 | - |
| その他 | - |
| 有価証券償還益 | - |
| 金融派生商品収益 | - |
| 為替差益 | - |
| その他運用収益 | - |
| 合 計 | 35 |

資産運用関係費用（単位：百万円）

| 区 分 | 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) |
|--------------|--|
| 支払利息 | 0 |
| 商品有価証券運用損 | - |
| 金銭の信託運用損 | - |
| 売買目的有価証券運用損 | - |
| 有価証券売却損 | - |
| 国債等債券売却損 | - |
| 株式等売却損 | - |
| 外国証券売却損 | - |
| その他 | - |
| 有価証券評価損 | - |
| 国債等債券評価損 | - |
| 株式等評価損 | - |
| 外国証券評価損 | - |
| その他 | - |
| 有価証券償還損 | - |
| 金融派生商品費用 | - |
| 為替差損 | - |
| 貸倒引当金繰入額 | - |
| 貸付金償却 | - |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | - |
| その他運用費用 | - |
| 合 計 | 0 |

資産別運用利回り (単位：%)

| 区 分 | 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) |
|-------------|--|
| | 現預金・コールローン |
| 買現先勘定 | - |
| 債券貸借取引支払保証金 | - |
| 買入金銭債権 | - |
| 商品有価証券 | - |
| 金銭の信託 | - |
| 有価証券 | 0.7 |
| うち公社債 | 0.7 |
| うち株式 | 2.5 |
| うち外国証券 | - |
| 貸付金 | - |
| 不動産 | - |
| 一般勘定計 | 0.7 |
| うち海外投融資 | - |

(注) 利回り計算式の名分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 - 資産運用費用として算出した利回りです。

有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

| 区 分 | 当第3四半期会計期間末 (2011年12月31日) | | | | |
|------------|------------------------------|-------|-----|----|----|
| | 帳簿価額 | 時価 | 差損益 | | |
| | | | 差益 | 差損 | |
| 満期保有目的の債券 | 3,136 | 3,129 | 7 | 7 | 14 |
| 責任準備金対応債券 | - | - | - | - | - |
| 子会社・関連会社株式 | - | - | - | - | - |
| その他有価証券 | 3,312 | 3,366 | 53 | 53 | - |
| 公社債 | 3,212 | 3,229 | 17 | 17 | - |
| 株式 | 100 | 137 | 36 | 36 | - |
| 外国証券 | - | - | - | - | - |
| 公社債 | - | - | - | - | - |
| 株式等 | - | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - |
| 合 計 | 6,449 | 6,496 | 46 | 60 | 14 |
| 公社債 | 6,348 | 6,358 | 9 | 24 | 14 |
| 株式 | 100 | 137 | 36 | 36 | - |
| 外国証券 | - | - | - | - | - |
| 公社債 | - | - | - | - | - |
| 株式等 | - | - | - | - | - |
| その他の証券 | - | - | - | - | - |
| 買入金銭債権 | - | - | - | - | - |
| 譲渡性預金 | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - |

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでおります。

(2) キャッシュ・フロー

< 当事業年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日） >

営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは主に、保険料等収入の増加により前事業年度より収支が改善し1,153百万円の支出（前事業年度1,230百万円の支出）となりました。契約件数の増加に伴い保険負債も増加し、支払備金は106百万円の増加（前事業年度23百万円の増加）、責任準備金は458百万円の増加（前事業年度173百万円の増加）となりました。また、保険業法第113条繰延資産の計上に伴い、その他資産は1,215百万円の増加（前事業年度567百万円の増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

運用資産の大部分を占める債券の償還が前事業年度比で減少したことから、有価証券の取得による支出、売却・償還による収入とも前事業年度比で減少しました。オフィス増床等に伴い有形固定資産の取得による支出は前事業年度比で増加し22百万円（前事業年度3百万円）となりました。また、保険事務システムの新規開発に伴い、無形固定資産の取得による支出も増加し114百万円（前事業年度25百万円）となりました。以上の結果、当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは1,037百万円の収入（前事業年度669百万円の収入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローはリース債務の返済による支出のみであり、27百万円の支出（前事業年度26百万円の支出）となりました。

現金及び現金同等物

以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、期首から143百万円減少し、380百万円（前事業年度末523百万円）となりました。

< 当第3四半期累計期間（自 2011年4月1日 至 2011年12月31日） >

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは主に、保険料等収入の増加により収支が改善し552百万円の支出となりました。契約件数の増加に伴い保険負債も増加し、支払備金は39百万円の増加、責任準備金は718百万円の増加となりました。また、保険業法第113条繰延資産の計上に伴い、その他資産は1,152百万円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

運用資産の大部分を占める債券の償還が減少したことから、有価証券の取得による支出、売却・償還による収入とも減少しました。オフィス増床等に伴い有形固定資産の取得による支出は33百万円となりました。また、保険事務システムの新規開発に伴い、無形固定資産の取得による支出は197百万円となりました。以上の結果、当第3四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは451百万円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローはリース債務の返済による支出のみであり、20百万円の支出となりました。

現金及び現金同等物

以上の結果、現金及び現金同等物の当第3四半期会計期間末残高は、期首から120百万円減少し、259百万円となりました。

（参考）エンベディッド・バリュー

当事業年度末（2011年3月31日）及び当第2四半期会計期間末（2011年9月30日）ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（EEV）

当社では、徹底した情報開示により消費者と企業間の情報格差を解消することで、「どこよりもわかりやすい生命保険会社を目指す」という理念のもと、エンベディッド・バリュー（Embedded Value：以下、「EV」）を開示しております。当社の当事業年度末及び当第2四半期会計期間末のEVの計算結果及びその要旨は以下のとおりです。

EV（エンベディッド・バリュー）とは

エンベディッド・バリューとは、保有する生命保険契約から生じる将来のキャッシュ・フローを予測し、そこから計算される潜在的な利益の測定を行い、生命保険契約の潜在的な利益を評価しようとする価値基準です。

生命保険契約は、契約前後に契約獲得のための費用が多くかかることなど、収益と費用の発生するタイミングが一致せず、契約を獲得してから利益が生ずるまでに時間がかかるといった特性があります。このことが、生命保険事業を単年度の収支で評価することを難しくしております。EVは純資産と株式会社の税引後の将来利益の現在価値の合計として計算することで、ヨーロッパ、カナダ及び日本などでは生命保険会社の企業価値や業績を評価する手法の一つとして用いられております。

EEV（ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー）とは

ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー（European Embedded Value：以下、「EEV」）は、近年、ヨーロッパの主要な生命保険会社を中心として広く採用されております。

EEVは、使用する前提条件や計算方法によって計算結果が大きく異なってきます。そのため、従来から計算方法や開示に関する統一した基準が求められてきました。そのような中で、EVの計算方法や開示内容について一貫性及び透明性を高めることを目的として、ヨーロッパの大手保険会社のCFO（最高財務責任者）から構成されるCFOフォーラムによって、EEV原則とそれに関するガイダンスが2004年5月に制定されました。2005年には、感応度と開示に関する追加のEEVガイダンスが定められております。

さらに、2008年6月には、リスクの反映方法などがより明確化された、市場統合的エンベディッド・バリュー原則（The European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles©：以下、「MCEV原則」）が同CFOフォーラムにより発表されております（2009年10月に改定）。

当社では、EVの算出にあたって、EEV原則に従っておりますが、リスクの反映方法などについては部分的にMCEV原則を参考にしました。したがって、本EVはMCEV原則に準拠したものではありません。

EEV算出の手法

株主将来利益に関するリスクの反映がEEV原則の主なポイントの1つです。当社では、このリスクの反映方法として、割引率を商品等のリスク特性に合わせて、商品毎又はキャッシュ・フロー毎に個別に設定するボトムアップ・アプローチの代表的な手法である市場統合的な方法を採用しております。これは、資産・負債の将来キャッシュ・フローを市場において取引されている金融商品と統合的に評価するため、市場取引のない分散不可能なリスクについても評価を行い、EEVに反映させるものです。

このような手法は、ヨーロッパの多くの大手保険会社でも採用され、MCEV原則でも、ボトムアップ・アプローチの中でも市場統合的手法をとることが明確化されました。

注意事項

EEVの計算においては、経営若しくは経済環境又はその他の要素に関して、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用することが求められます。使用される前提条件は、EEV報告の目的に照らして、当社が本書提出日現在において適切であると考えられるものでありますが、将来の実績が、EEV計算に用いられた前提条件と大きく異なる場合があります。そのため、EEVの開示は、EEV計算に用いられた将来の税引後利益その他の指標が達成されることを表明又は暗示するものではないことに充分にご留意いただく必要があります。

EEV

当事業年度末の当社のEEVは、9,551百万円となりました。

修正純資産は、7,565百万円となりました。保有契約の将来利益現価は、1,986百万円となりました。また、当事業年度の新契約価値は、65百万円となりました。

当第2四半期会計期間末の当社のEEVは、10,044百万円となりました。

修正純資産は、6,835百万円となりました。保有契約の将来利益現価は、3,208百万円となりました。また、当第2四半期累計期間の新契約価値は、467百万円となりました。

（単位：百万円）

| | 前事業年度末 (2010年3月31日) | 当事業年度末 (2011年3月31日) | | 当第2四半期 会計期間末 (2011年9月30日) | |
|-------------|------------------------|------------------------|-------|---------------------------------|-------|
| | | | 増減 | | 増減 |
| EEV | 9,558 | 9,551 | 6 | 10,044 | 492 |
| 修正純資産 | 9,242 | 7,565 | 1,676 | 6,835 | 729 |
| 保有契約の将来利益現価 | 315 | 1,986 | 1,670 | 3,208 | 1,222 |

| | 前事業年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日) | 当事業年度 (自2010年4月1日 至2011年3月31日) | | 増減 | 当第2四半期 累計期間 (自2011年4月1日 至2011年9月30日) |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----|----|---|
| | | | 増減 | | |
| 新契約価値 | 879 | 65 | 813 | | 467 |

2011年3月11日に発生した東日本大震災による影響としては、支払備金（既発生未報告分）の追加計上を行ったこと、保有資産の時価の減少が挙げられます。これらは修正純資産に反映していますが、影響額は軽微です。また、被災地域からの保有契約が全体に占める割合はごく僅かであり、その影響は軽微であると見られるため、将来利益の計算に震災の影響を考慮していません。

《参考》新契約価値（均衡事業費ベース）

新契約価値の計算において使用している事業費の前提を開業後10年目の均衡水準とした場合、以下のとおりとなります。

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (自2009年4月1日 至2010年3月31日) | 当事業年度 (自2010年4月1日 至2011年3月31日) | | 増減 | 当第2四半期累計期間 (自2011年4月1日 至2011年9月30日) |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----|----|---|
| | | | 増減 | | |
| 新契約価値（均衡事業費ベース） | 332 | 1,010 | 678 | | 840 |

修正純資産

修正純資産は、生命保険会社の資産の時価から責任準備金及びその他の負債の時価を控除した額として定義され、その価額は株主に帰属する価値と考えられます。具体的には、貸借対照表上の純資産の合計額と負債中の内部留保及び時価評価されていない資産・負債の含み損益などの合計として計算されます。当社の修正純資産の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

| | 前事業年度末 (2010年3月31日) | 当事業年度末 (2011年3月31日) | 当第2四半期 会計期間末 (2011年9月30日) | |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|-------|
| | | | 増減 | 増減 |
| 修正純資産 | 9,242 | 7,565 | 1,676 | 6,835 |
| 純資産の部合計 | 10,122 | 9,292 | 829 | 9,083 |
| 有価証券の時価と貸借対照表計 上額との差額(税引後) | 10 | 0 | 10 | 3 |
| 負債中の内部留保 | 188 | 435 | 246 | 587 |
| 保険業法第113条繰延資産() | 1,079 | 2,162 | 1,083 | 2,832 |

価格変動準備金及び危険準備金

保有契約の将来利益現価

保有契約の将来利益現価は、一定の前提のもとで、評価日時点の保有契約から将来見込まれる株主に分配可能な税引後利益を評価日における現在価値に換算したものです。当社の保有契約の将来利益現価の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

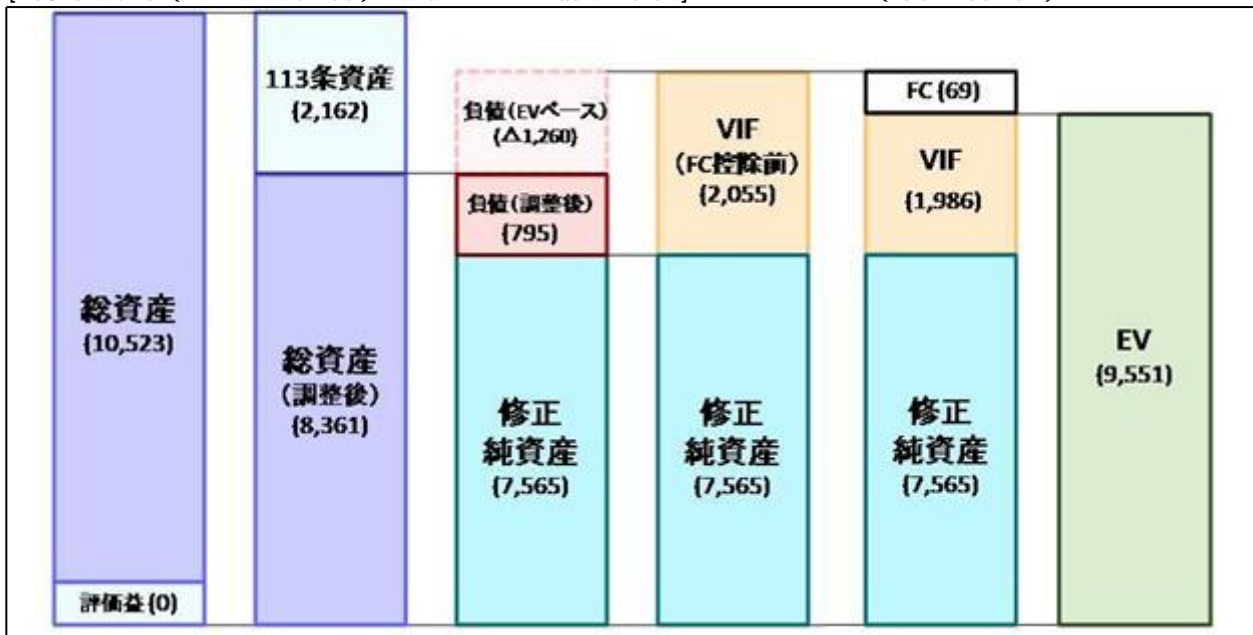
| | 前事業年度末 (2010年3月31日) | 当事業年度末 (2011年3月31日) | 当第2四半期 会計期間末 (2011年9月30日) | |
|---------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|-------|
| | | | 増減 | 増減 |
| 保有契約の将来利益現価 | 315 | 1,986 | 1,670 | 3,208 |
| 確実性等価将来利益現価 | 1,474 | 4,896 | 3,421 | 7,666 |
| オプションと保証の時間価値 | - | - | - | - |
| 必要資本維持のための費用 | 27 | 69 | 41 | 86 |
| 非市場性リスクに係る費用 | 1,130 | 2,840 | 1,709 | 4,371 |

(注)

1. 確実性等価将来利益現価は、保有契約に対応する資産の運用利回りの前提と将来利益の割引率をともにリスクフリー・レートとして計算した、保有契約の将来利益の現在価値です。
2. オプションと保証の時間価値は、オプション性や保証性のあるキャッシュ・フローを市場整合的なリスク中立経済シナリオを用いて確率論的に算定したものです。ただし、当社が現在販売している商品はいずれも無配当・無解約返戻金型の保障性商品であることから、ゼロとしております。
3. 必要資本維持のための費用は、当社が生命保険事業を継続していく上で必要と考える資本水準を将来にわたって維持するための費用です。
4. 非市場性リスクに係る費用は、確実性等価将来利益現価の計算において直接には十分反映されていない、市場性のないリスクの影響額についての会社としての見積額です。

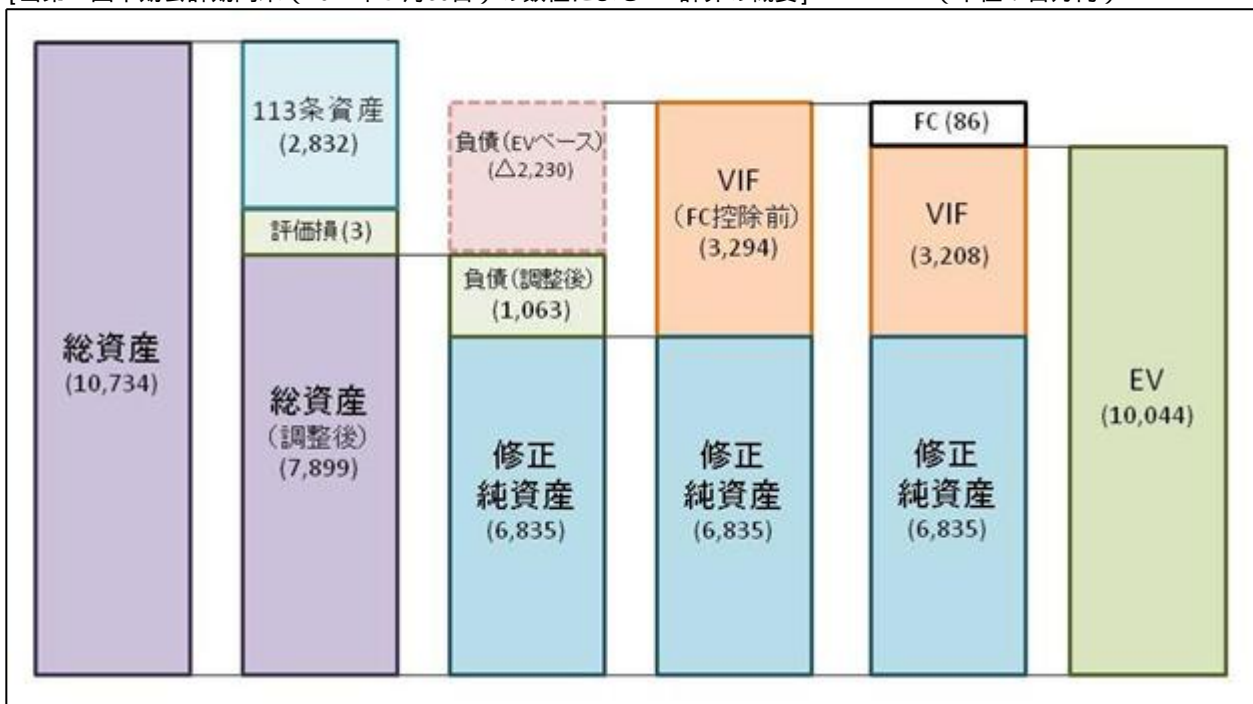
[当事業年度末（2011年3月31日）の数値によるEEV計算の概要]

（単位：百万円）



[当第2四半期会計期間末（2011年9月30日）の数値によるEEV計算の概要]

（単位：百万円）



(注)

1. 「VIF」(Value of In-force Covered Business)は、保有契約の将来利益現価です。
2. 「FC」(Frictional Costs of Required Capital)は、必要資本維持のための費用です。
3. 「総資産(調整後)」は、総資産を時価評価したものから保険業法第113条繰延資産を除いた額です。
4. 「負債(調整後)」は、負債から内部留保部分を除いた額です。

新契約価値

新契約価値は、当事業年度中に新契約を獲得したことによるEEVへの影響を表したもので、当事業年度末におけるEEVと同一の前提を使用して計算しております。

また、新契約価値における新契約とは、当事業年度中に新たに成立した生命保険契約のことをいい、将来獲得する新契約を含みません。新契約価値における修正純資産とは、契約成立時点から当事業年度末までに発生した新契約に係る損益（保険料収入や事業費の影響等）を表しております。新契約価値の内訳は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 | 増減 | 当第2四半期累計期間 (自2011年4月1日 至2011年9月30日) |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|-------|---|
| | (自2009年4月1日 至2010年3月31日) | (自2010年4月1日 至2011年3月31日) | | |
| 新契約価値 | 879 | 65 | 813 | 467 |
| 修正純資産 | 1,248 | 1,620 | 372 | 972 |
| 将来利益現価 | 368 | 1,554 | 1,186 | 1,440 |
| 確実性等価将来利益現価 | 1,266 | 3,343 | 2,077 | 2,802 |
| オプションと保証の時間価値 | - | - | - | - |
| 必要資本維持のための費用 | 21 | 43 | 22 | 27 |
| 非市場性リスクに係る費用 | 876 | 1,745 | 868 | 1,334 |

新契約の保険料収入の現在価値に対する新契約価値の比率（新契約マージン）は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 | 増減 | 当第2四半期累計期間 (自2011年4月1日 至2011年9月30日) |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|--------|---|
| | (自2009年4月1日 至2010年3月31日) | (自2010年4月1日 至2011年3月31日) | | |
| 保険料収入現価 | 11,804 | 24,125 | 12,321 | 17,313 |
| 新契約価値 | 879 | 65 | 813 | 467 |
| 新契約マージン（ / ） | 7.5% | 0.3% | 7.2pts | 2.7% |

《参考》新契約価値（均衡事業費ベース）

EEV及び上記の新契約価値の計算に用いた事業費の前提について、1件当たりの事業費が保有契約の増加に伴って遞減し、開業10年目（2017年度）に均衡に達するものとしております。契約獲得時から均衡水準にあるものとして計算した場合の新契約価値と新契約マージンは、以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 | 増減 | 当第2四半期累計期間 (自2011年4月1日 至2011年9月30日) |
|---------------|-----------------------------|-----------------------------|-------|---|
| | (自2009年4月1日 至2010年3月31日) | (自2010年4月1日 至2011年3月31日) | | |
| 新契約価値 | 332 | 1,010 | 678 | 840 |
| 修正純資産 | 590 | 1,146 | 556 | 867 |
| 将来利益現価 | 922 | 2,157 | 1,234 | 1,708 |
| 確実性等価将来利益現価 | 1,821 | 3,946 | 2,125 | 3,070 |
| オプションと保証の時間価値 | - | - | - | - |
| 必要資本維持のための費用 | 21 | 43 | 22 | 27 |
| 非市場性リスクに係る費用 | 876 | 1,745 | 868 | 1,334 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日) | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) | | 増減 | 当第2四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年9月30日) |
|--------------|--|--|--------|----|---|
| | | | | | |
| 保険料収入現価 | 11,804 | 24,125 | 12,321 | | 17,313 |
| 新契約価値 | 332 | 1,010 | 678 | | 840 |
| 新契約マージン(/) | 2.8% | 4.2% | 1.4pts | | 4.9% |

主要な前提条件

(a) 経済的前提

確実性等価将来利益現価の計算において使用する割引率及び運用利回りは、評価日（当事業年度については2011年3月31日、当第2四半期累計期間については2011年9月30日）現在のリスクフリー・レートであり、当社は金利スワップレート（データ：Bloomberg）を使用して算出しております。使用した金利スワップレートの数値は次のとおりです。なお、事業費のインフレ率については、0%としております。

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2011年9月30日 | 0.34% | 0.35% | 0.38% | 0.42% | 0.49% |
| 2011年3月31日 | 0.36% | 0.39% | 0.45% | 0.53% | 0.63% |
| 2010年3月31日 | 0.45% | 0.47% | 0.54% | 0.64% | 0.75% |

| | 10年 | 15年 | 20年 | 30年 | 40年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2011年9月30日 | 1.03% | 1.45% | 1.68% | 1.79% | 1.87% |
| 2011年3月31日 | 1.31% | 1.79% | 2.04% | 2.17% | 2.24% |
| 2010年3月31日 | 1.45% | 1.94% | 2.18% | 2.31% | 2.36% |

(b) その他の前提

・保険料、事業費、保険金・給付金、税金等のキャッシュ・フロー

保険料、事業費、保険金・給付金、税金等のキャッシュ・フローの前提は、ベストエスティメイトとして、直近1年間の実績と、直近に作成された事業計画を基に設定しております。

・事業費（新契約獲得に係る費用を除く）

事業費の前提は、直近の事業計画を基にベストエスティメイトとして設定しました。当社は、開業間もないため、契約件数に対する事業費の額が大きくなっております。そのため、開業10年目にあたる2017年度までは保有契約の増加により、保有契約1件当たりの事業費（新契約獲得に係る費用を除く）が逡減し、2017年度に均衡に達したものととして、それ以降は一定となるような前提にしております。

なお、当第2四半期累計期間においては、事業費のうち、一時費用として控除した金額はありません。また、新契約価値の計算においては、当第2四半期会計期間末までに発生した事業費（新契約費及び維持管理費）については修正純資産に含まれ、将来発生する分についてはEEVと同様に将来利益現価に含まれます。

ただし、当事業年度及び当第2四半期累計期間の新契約価値の計算においては、契約獲得時から1件当たりの事業費が2017年度の均衡水準として計算しております。

・保険金等の支払率、解約失効率

保険金等の支払率及び解約失効率について、保険金等の支払や解約・失効の実績が十分ではないため、直近1年間の実績を基に他社の過去の実績など業界経験として妥当と思われる水準に設定しました。

・保険料

当社の定期死亡保険は、契約更新の際、更新時の保険料率と被保険者の満年齢によって新たな保険料を計算することが約款に規定されております。将来収支の計算では更新時の保険料率として現在と同一のものを、更新時の年齢に応じて変更するという前提にしました。

・責任準備金

責任準備金のうち保険料積立金については、当社は当事業年度末（2011年3月末）及び当第2四半期会計期間末（2011年9月末）時点では、保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式で計算しておりますので、将来収支の計算においても同様にしております。ただし、定期死亡保険の契約更新以後については、法定基準であるいわゆる標準責任準備金を積み立てる前提にしております。

・法人税等

当事業年度末までに生じた欠損金が、将来の法人税等の金額を軽減する効果を将来収支の計算に織り込んでおります。軽減効果の見積りにあたっては、事業費の前提と同様に将来の保有契約の増加を見込んだ場合の当社の将来収支の予想を基に設定しました。

当第2四半期会計期間末においては、将来の法人税等の計算には、直近の実効税率を使用しています。また、2011年9月末までに生じた欠損金が、将来の法人税等の金額を軽減する効果を将来の収支の計算に織り込んでいます。

前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合のEEVへの影響額は以下のとおりです。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた感応度の影響は、それぞれ単独に前提を変化させた感応度を2つ合計したものと計算結果が異なる可能性があることに留意ください。なお、責任準備金は日本の法令に基づいて計算されるため、各感応度計算においては、評価日時点の責任準備金は変わりません。

また、新契約価値のうち、修正純資産の計算に実績を用いた部分については、感応度の結果に含めていません。

（単位：百万円）

| | 当事業年度末 (2011年3月31日) 現在のEEVの変動 | 新契約価値の 変動 | 当第2四半期 会計期間末 (2011年9月30日) 現在のEEVの変動 | 新契約価値の 変動 |
|----------------------------------|-------------------------------------|--------------|--|--------------|
| 当事業年度及び当第2四半期会計期間末におけるEEV及び新契約価値 | 9,551 | 65 | 10,044 | 467 |
| 感応度1a(リスクフリー・レート1.0%上昇) | 70 | 92 | 606 | 194 |
| 感応度1b(リスクフリー・レート1.0%低下) | 305 | 195 | 1,169 | 361 |
| 感応度1c(リスクフリー・レート0.5%上昇) | 47 | 54 | 342 | 109 |
| 感応度1d(リスクフリー・レート0.5%低下) | 101 | 74 | 474 | 144 |
| 感応度2(株式・不動産価値10%下落) | 11 | - | 16 | - |
| 感応度3(事業費率10%減少) | 401 | 260 | 545 | 179 |
| 感応度4(解約失効率10%低下) | 262 | 154 | 452 | 132 |
| 感応度5(生命保険の保険事故発生率5%低下) | 840 | 500 | 1,253 | 360 |
| 感応度6(年金保険の死亡率5%低下) | - | - | - | - |
| 感応度7(必要資本を法定最低水準に変更) | 2 | 1 | 2 | 1 |

・感応度1a：リスクフリー・レートが1.0%上昇（各年限とも上昇）

・感応度1b：リスクフリー・レートが1.0%低下（各年限とも低下）

・感応度1c：リスクフリー・レートが0.5%上昇（各年限とも上昇）

・感応度1d：リスクフリー・レートが0.5%低下（各年限とも低下）

債券など、金利の変動により時価が変動する資産を再評価するとともに、運用利回り及び割引率を変動させて保有契約の将来利益現価を再計算します。ただし、「リスクフリー・レート-1.0%」や「リスクフリー・レート-0.5%」が負になる場合には、0%で計算します。

EEVガイダンスでは、1.0%の上昇・低下の感応度のみ規定されておりますが、日本の金利状況を踏まえ、0.5%の上昇・低下も含めました。

・感応度2：評価日現在の株式及び不動産の価値が10%下落

株式及び不動産の評価日現在の時価を変動させます。

- ・感応度3：事業費率（契約維持に関する事業費）の10%減少
基礎となる事業費率（契約維持に関する事業費）前提に0.9を乗じたものを使用します。
- ・感応度4：解約失効率の10%低下
基礎となる解約失効率前提に0.9を乗じたものを使用します。
- ・感応度5：生命保険における保険事故発生率の5%低下
基礎となる保険事故発生率（死亡率・罹患率）前提に0.95を乗じたものを使用します。なお、保険事故発生率の変動に対応して料率改定する等の経営行動は反映していません。
- ・感応度6：年金保険における死亡率の5%低下
当社は、年金商品の取り扱いがありませんので、空欄としております。
- ・感応度7：必要資本を法定最低水準（ソルベンシー・マージン比率200%）に変更

その他の特記事項

当社では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）に、当社のEEVについて検証を依頼し、意見書を受領しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

生命保険業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載しておりません。

3【対処すべき課題】

わが国の生命保険市場は、40兆円近い市場規模を維持しておりますが、少子高齢化などのマクロ的要因により、今後も死亡保障市場を中心に縮小傾向が続くものと見込まれます。一方で、大衆消費社会が成熟段階に至る中、消費者ニーズの変化やインターネットの普及などを背景として、お客さまの消費行動の多様化は今後は益々進展するものと考えられます。

そのような環境下において、当社は2008年5月の開業以来、「ネット生保」という新しい業態の確立とそれを通じた顧客創造に努めてまいりました。

一方で、日本の生命保険市場全体からすれば、ネット生保の認知度・加入割合は低く、依然として成長途上の段階にあります。また、当社は相対的に業歴が短く、より一層の商品力・経営基盤強化によって、今後も持続的に業績を伸ばさせることが可能であると考えております。このような考え方にもとづき、当社が対処すべき課題として、以下を認識しております。

保険料等収入（生命保険）及びJA共済、全労済、全国生協連等の制度共済の共済掛金の合計（出所：「生命保険事業概況」、「JA共済連の現状」、「全労済ファクトブック」、「全国生協連・県民共済グループの現状」）

認知度の全国的な向上

当社はネット生保のわが国における先駆者として、今後も引き続き認知度の全国的な向上に努めてまいります。また、当社の経営理念に共感し、強いご支持を頂けるお客さま・ファイナンシャル・プランナーの方々などの「ファン」の存在は、当社にとってかけがえのない資産であるとの認識から、これからも創業者による講演活動をはじめ、当社独自の広報活動等を継続し、その拡大・強化を目指します。

サービス水準の飽くなき向上

当社は開業以来、あらゆるお客さま接点において、お客さま目線での親切・丁寧な対応を心がけてまいりました。今後も、継続して顧客基盤を拡大させつつ、インターネットの特徴を活かし、より便利で高水準なサービスをご提供できるよう、尽力してまいります。

なお、当社では、「お客さまの声」を、当社の保険商品・サービスをお客さまにとってより魅力あるものにしていくための貴重な経営資源としてとらえ、コンタクトセンター及びお客さま相談部を基点に全社的に収集・管理・分析の上、サービスの継続的改善とお客さま満足度の向上にむけて日々事業運営に反映しております。

当事業年度に、当社のコンタクトセンターに寄せられた総相談件数は46,366件、うち苦情件数は249件となりました。新契約件数の増加に伴い相談件数も増加し、前事業年度比198%となっております。また、コンタクトセンターにおける継続的な応対品質の改善や、わかりやすいウェブサイトを目指したサイト改修の結果、当事業年度における総相談件数に占める苦情の比率は0.5%と前事業年度（0.8%）より低下しております。

契約件数の大幅な増加に備えた、更なる省力化・自動化の推進

当社は今後も、保有契約数を継続的に拡大させることを目指しております。それに伴い、引受査定・支払査定・契約管理等のお客さまサービス業務も増大することから、継続的な採用やトレーニングを通じた日々のカイゼンはもとより、ITを活用した更なる省力化・自動化を推し進めることが肝要であると認識しております。

資産運用に係る体制の充実

当社はこれまで、高格付けの公社債や預金などの円金利資産を中心とした、安定的な運用を徹底してまいりました。中長期的には、より多面的な運用が必要となる可能性もあることから、資産運用体制の充実を図ることが必要になると考えております。

統合的リスク管理の高度化

昨今、経済活動が多様化し、グローバル化が急速に進展する中で、企業経営に係る多様なリスクの統合的な管理がますます重要視されるようになってきております。また、生命保険という公共性の高い事業を営む上で、各種リスクの適切な管理は、契約者の保護はもとより、経営の安定性・成長性を左右する重要な経営課題であると認識しております。以上の認識に基づき、当社では、経営状況に鑑みた妥当性に配慮しながら、統合的なリスク管理の高度化を順次推進してまいります。

単年度黒字化の早期達成

生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・代理店手数料・契約査定費用などが集中的に支出されることから、保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きい新設会社では、会計上の損失が生じることがあります。当社も現在、当期純損失を計上しておりますが、インターネット販売の利点を活かし事業効率の継続的改善に努め、早期の当期純利益黒字化達成を目指しております。

女性や若者がさらに活躍しやすい、多様性に富んだ組織づくり

当社は、創業以来、多様性を重視し、創造的で自由闊達な働き方を促す組織文化・企業風土の形成に取り組んでまいりました。ベンチャー企業として、また金融機関として、最大の経営資源は人材であるとの認識から、今後も継続的に優秀な人材を惹き付けられるよう、フラットかつオープンで女性や若者が活躍しやすい組織づくりに努めます。

4【事業等のリスク】

当社の財務内容、業績など、投資家の判断に重要な影響を与える可能性のあるリスクには、主に以下のようなものがあります。当社は、これらのリスクを認識した上で、事態発生回避及び発生した場合の迅速かつ適切な対応に努める所存です。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

生命保険業界全般に係るリスク

(a) 法規制に係るリスク

当社は、保険業法の規定による生命保険業免許を受けた保険会社であり、金融庁による包括的な規制等の広範な監督下にあります。保険会社に適用される法規制の改正は、当社の保険販売に影響を及ぼし、コンプライアンス・リスクを高めるとともに、法規制に対応するための予期せぬ追加コストの発生により当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

保険業法及び関連規制の主たる目的は、株主ではなく、保険契約者を保護することにあります。保険業法には、保険会社の資産運用の種類や規模の制限や、自己資本の充実を図るためのソルベンシー規制などが規定されています。このソルベンシー規制によると、国内の保険会社は、ソルベンシー・マージン比率を200%超に維持するよう要求されています。このソルベンシー・マージン比率の計算方法が2012年3月期から変更され、リスク計量の厳格化を含む諸規則等の改正が行われることにより、当社のソルベンシー・マージン比率も減少する可能性があります。なお、当社のソルベンシー・マージン比率については、「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」をご参照下さい。

また、保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors：以下、「IAIS」）は、ソルベンシー評価の新基準の検討を行っており、IAISの構成員である金融庁が、将来的にこのIAISの新基準を反映した新規制を導入する可能性も否定できません。IAISのソルベンシー評価の影響を受けて金融庁が新たなソルベンシー規制を導入した場合、当社のソルベンシー・マージン比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、保険業法は、内閣総理大臣（原則として金融庁長官に権限委任、以下同じ）に対して、免許取消しや業務停止、報告徴求、会計記録に関する厳格な立入り検査の実施など、保険業に関する広範な監督権限を与えています。特に、保険業法その他の法令は、これに基づく処分並びに、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書などの基礎書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反した場合、免許に付された条件に違反した場合又は公益を害する行為をした場合、保険業法第133条第1項に基づき内閣総理大臣は当社の免許を取消すことができると定

めています。仮に、当社の免許が取消されることになれば、当社は事業活動を継続できなくなり、解散することとなりますが、現在までのところ、免許の取消しを生ずべき要因は発生しておりません。

(b) 会計基準の変更に係るリスク

保険業法及び関連する規制・ガイドラインは、責任準備金の計算に関する基準を規定しております。当社は、当該基準に従い責任準備金の計算を行っておりますが、責任準備金の増しを求める基準変更を予測しコントロールすることは困難であり、当社の財務内容及び業績に影響を及ぼす基準変更が行われる可能性も否定できません。

また、国際会計基準審議会は、すべての保険契約に首尾一貫した基準で適用し得る単一の国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下、「IFRS」）を提案しております。今後、当社がIFRSに準拠した財務報告を行うこととなった場合、当該変更の影響を受ける可能性があります。例えば、保険負債の現在価値を測定する際の割引率として、リスクフリー・レートを用いることとなった場合、当社は、直近の金利水準などの計算要素を考慮した保険負債の現在価値を測定することとなり、負債サイドの金利リスクが増大する可能性があります。

(c) 日本の人口動態に係るリスク

1960年代後半以降、日本の合計特殊出生率は総じて減少傾向にあり、近年若干増加しているものの、依然として極めて低い水準にあります。その結果、15歳から64歳までの人口（以下、「生産年齢人口」）も減少しています。当社は、このような人口動態の変化が、日本における生命保険契約件数の減少の主要因であると考えております。また、当社が販売する生命保険商品の顧客基盤は、主にこの生産年齢人口に属しています。生産年齢人口が今後も減少し続け、生命保険に対する需要が減少することになれば、当社の生命保険事業の規模が縮小し、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、65歳以上の高齢人口の増加により、日本の社会保障費は増加し続けています。将来的に、社会保険料又は税金の負担が増加し、国内の景気悪化、雇用水準の低迷及び可処分所得の減少といった事態が発生すると、お客さまが負担可能な保険料水準が低下し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 競争状況に係るリスク

近年、日本の生命保険市場においては、規制緩和のための法改正により証券会社や銀行などでも保険商品の販売が可能となるなど、販売競争は激しさを増しております。当社も、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、保険子会社を保有している又は大手保険会社と業務提携している国内の大手金融機関との競争に直面しております。特に、インターネットを主要な販売チャネルとする生命保険会社としては現時点で当社を含め2社が営業を行っており、また、既存の生命保険会社によるインターネット販売への参入も相次ぐなど、今後も業界他社及び異業種からの新規参入若しくはインターネット販売を行う生命保険会社の増加によって、価格競争が激化する可能性があります。当社が競争力を維持できない場合には、新契約件数が減少するとともに既契約の解約件数が増加し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 大規模災害に係るリスク

新型インフルエンザのような感染症の大流行や東京や大阪等の人口密集地域を襲う地震・津波・テロ等の大規模災害を原因として大量の死亡者が発生した場合、当社は保険給付に関する予測不可能な債務を負うリスクにさらされております。特に、当社のお客さまは東京に集中しているため、首都圏を襲う大規模災害が発生した場合、甚大な規模の保険給付に関する債務を負うリスクがあります。当社は、保険業法上の基準に従って危険準備金を積み立てていますが、予想を超える大規模災害が発生すると、保険金・給付金の支払いが危険準備金を超え、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、2011年3月11日に発生した東日本大震災で被災された方々の中には、当社の保険契約者も含まれておりましたが、現在までのところ危険準備金を超えるような支払いは発生しておりません。

また、当社は、本社又はデータセンターが被災した場合を想定して、事業継続計画を策定しております。この事業継続計画の想定を超えるような大規模災害が発生した場合、当社の業務運営に重大な支障をきたす可能性があります。なお、東日本大震災においては、かかる事業活動の継続に支障をきたす事態は生じておりません。

(f) 社会保障制度等の変更に係るリスク

生命保険は、相互扶助の原理に基づき、国の社会保障制度を補完する私的保障の中核を担っております。当社の販売する生命保険商品においても、『働く人への保険』（就業不能保険）がその保障期間を公的年金の支給開始年齢（2012年1月現在）である65歳までとしているなど、その一部において、現在の社会保障制度を前提としております。そのため、公的年金の支給開始年齢の引き上げ等の社会保障制度の変更があった場合、当社の商品が訴求力を失う可能性があります。

また、私的保障の充実を促す仕組みである生命保険料控除制度が税制改正により縮小若しくは廃止となった場合、当社の新契約の販売件数に悪影響を及ぼす可能性があります。

(g) 他の生命保険会社の破綻に係るリスク

当社は、国内の他の生命保険会社とともに、破綻した生命保険会社の契約者を保護する生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」）への負担金支払い義務を負っております。将来的に、国内の他の生命保険会社が破綻した場合や、保護機構への負担金の支払いに関する法的要件が変更された場合には、保護機構に対する追加的な負担を求められ、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、他の生命保険会社の破綻は、生命保険業界全体に対する消費者の評価にも悪影響を与え、生命保険会社に対するお客さまの信頼を損なう可能性があります。この生命保険会社に対する不信感の影響で、当社の新契約の販売件数が減少するとともに既契約の解約件数が増加する可能性があります。

(h) ネット生保業界のレピュテーションに係るリスク

インターネットを通じた生命保険商品の販売は、いずれも業歴は短いものの、2011年度に複数の会社が新規参入を果たしたこともあり、様々なメディアにおいて「ネット生保」という新しい業種・業態として認知を高めつつあります。このような業界認知の向上は、当社の認知度向上及び成長にプラスに寄与する側面もある一方、同業他社において個人情報の漏えいやシステム障害等の問題が生じた場合は、ネット生保業界全体に対する消費者の評価にも悪影響を与え、それにより当社の新契約の販売件数が減少するとともに既契約の解約件数が増加する可能性があります。

当社の生命保険事業に係るリスク

(a) 当社事業内容がインターネットを通じた個人向け保険商品販売に集中しているリスク

当社の個人向け保険商品の販売チャネルは、主にインターネットに依存しております。そのため、当社が想定するほどにインターネットを通じた保険商品への購買行動が消費者に浸透しない場合には、新契約の販売件数の継続的拡大という点において、大きな課題に直面する可能性があります。

また、電子商取引市場における個人情報のセキュリティに対する問題意識の拡大などから、インターネットの利用を制約するような法規制が導入された場合、インターネット業界全体の成長が鈍化し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(b) 提携先との関係及び提携先の業績に係るリスク

当社は、インターネットを通じた生命保険商品の直接販売に加えて、生命保険業界内外の企業との業務提携を通じた販売チャネルの拡大・多様化を行っております。具体的には、株式会社アドバンスクリエイト、株式会社カクコム・インシュアランス、株式会社セブン銀行、株式会社クレディセゾン等との生命保険募集代理店契約を通じた代理店販売などに取り組んでおります。これらの業務提携は、当社の事業戦略上不可欠であります。当該提携先が事業上の問題に直面した場合、業界再編などによって戦略を転換した場合、又は当社が魅力的な提携相手でなくなったと判断された場合などには、当社との業務提携が解消され、又は提携内容が変更される可能性があります。その結果、当社は事業戦略の変更を迫られ、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) 保険金・給付金の支払い漏れに係るリスク

保険業界全体が保険金等の「不払い問題」を契機に支払い体制の強化を図る中で、当社においても、正確かつ迅速な支払いを行うための不断の努力を重ねております。しかしながら、事務手続き上の重大な過失や保険金・給付金の支払い漏れが発生した場合、当社のイメージダウンは大きく、行政処分の如何に関らず、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 情報漏えいに係るリスク

当社は、インターネットを最大限に活用した生命保険業務を展開しており、個人情報を含むお客さまの情報を電磁的に保有しております。当社は、情報セキュリティの重要性を経営の最重要課題の一つと認識し、「個人情報保護宣言」を公表するとともに、「個人データの安全管理に関する基本方針」及び「個人データの安全管理に関する規程」を定め社内に周知徹底しております。さらに、「外部委託先の顧客情報管理に関する規程」を定め、外部委託先においても業務上取り扱う当社の顧客情報の適切、厳正な管理を徹底しております。

しかしながら、当社社員又は外部委託先を通じた顧客情報の紛失・漏えい・不正利用が発生した場合、若しくは第三者が当社のネットワークに侵入して当社の顧客情報を不正取得した場合には、金融庁からの命令、罰則などの適用を受けるほか、当社への信頼の低下、ブランドの毀損及び訴訟などの多額の費用負担により、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 保険引受リスク

生命保険料は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率と呼ばれる3つの計算基礎率に基づいて計算されています。例えば、予定死亡率よりも実際の死亡率が高く、想定よりも多くの保険金を支払うこととなった場合、当社の財務内容及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社は2008年5月18日に開業した生命保険会社であり、当時の金利水準に基づく予定利率を設定しているため、相対的にリスクの低い運用を行っておりますが、予定利率よりも実際の運用利回りが低い場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。な

お、終身医療保険や就業不能保険などの非伝統的なリスクを保障する商品に用いる予定発生率は、死亡率などの伝統的なリスクを保障する生命保険商品の計算基礎率に比べ、相対的に高い不確実性を内包しております。

また、当社は、定期死亡保険・終身医療保険・就業不能保険の3商品に限定した生命保険の販売を行っており、リスク・ポートフォリオにおいて、リスクの分散効果がきかない可能性があります。

(f) 事務リスク

当社が構築した事務リスク管理体制が有効に機能することなく、事務手続き上の重大な過失が起こった場合、当社のレピュテーションの低下又は財務上の損害をもたらす可能性があるとともに、行政処分につながる可能性もあります。また、当社の外部委託先や代理店の事務ミスや不適切な事務処理が原因で、当社が損失を被る可能性もあります。

(g) 資産運用リスク

当社は、主に国債又は高格付けの社債を中心とした資産運用を行っており、証券化商品・不動産・外貨建て資産は保有しておりません。昨今、国債などの金利は低水準で推移しておりますが、現在の金利水準が将来も続く保証はなく、今後当社が保有している国債又は社債の金利が上昇し、時価が下落した場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が保有する社債の発行企業の業績が著しく悪化し、当社が定めるロスカット基準に抵触した場合、予期せぬタイミングで社債を売却することとなり、当社が損失を被る可能性があります。

(h) 流動性リスク

当社は、一定規模の預貯金を含む、保険金・給付金の支払いに対応するために必要な流動性を確保した資産運用を行っております。しかしながら、例えば、感染症の大流行・地震・津波・テロなどの大規模災害により、急遽、多額の保険金・給付金の支払いが求められた場合、不利な条件での資産の売却を強いられ、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、大規模災害が金融市場の混乱につながった場合など、資産の処分が全くできなくなった場合、保険金・給付金の支払いが遅延する可能性があります。その結果、当社のレピュテーションが低下し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(i) システムリスク

当社は、インターネットを主たる販売チャネルとしており、情報システムの安定運用に依拠して、生命保険の販売、引受け、保険契約の管理、統計データ及びお客さまの個人情報の記録・保存などの事業運営を行っております。また、当社の業容拡大、商品ラインアップの増加及び業務効率化の追求にあわせて、情報システムへの継続的な投資が必要となります。

当社は、システムリスク管理に関する基本的な考え方を「システムリスク管理に関する基本方針」に定め、この基本方針に基づきシステム運用を行うことで、安定的なシステム運用を実践しております。開業以来現在に至るまで大規模なシステムトラブルなどは発生しておらず、当社が提供するサービスについて、広範囲又は長時間にわたるサービスの停止は発生しておりません。

しかしながら、事故、火事、自然災害、停電、ユーザー集中、人為的ミス、妨害行為、ハッキング、従業員の不正、ソフトウェアやハードウェアの異常、ウイルス感染やネットワークへの不法侵入、ネットワーク障害などの要因により、当社の情報システムが機能しなくなる可能性も否定できません。このような障害が原因で、当社がお客さまに提供するサービス、保険金・給付金の支払いや保険料の収納、資産運用業務などを一時的に中断せざるを得ない事態が生じる可能性があります。その結果、当社のレピュテーションが低下し、お客さまの不満や信頼感の低下を招くとともに、行政処分や当社の業績に悪影響が及ぶ可能性もあります。

(j) 財務健全性の悪化に係るリスク

ソルベンシー・マージン比率の低下など、当社の財務健全性が悪化した場合、お客さまの信頼低下を通じて、当社の新契約の販売件数が減少するとともに既契約の解約件数が増加する可能性があります。また、当社にとって有利な条件での資本増強が困難になるなど、資本調達コストの増大につながる可能性もあります。

(k) 訴訟リスク

当社は、主に予防法務に重点を置き、弁護士などと相談しながら訴訟の発生リスクを極小化しており、現在までのところ、重大な訴訟は発生していません。しかしながら、生命保険事業に関連した訴訟において当社が不利な結果を被る可能性もあり、将来にわたって当社業績に影響を及ぼす訴訟や係争が発生する可能性があります。また、同様に、他社が係争中の訴訟において、生命保険会社に不利な判決が下された場合においても、潜在的な訴訟リスクや顧客対応に係る事務コストが高まる可能性があります。

(l) リスク管理体制に係るリスク

当社は、リスク管理に係るあらゆる事項について報告を行う全社横断的な機関である「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を実践しております。しかしながら、当社は生命保険会社としての歴史が浅いことから、リスクを把握する上で必要となる過去の実績や経験が十分ではない可能性があり、当社のリスク管理体制が有効に機能しなかった場合、当社の財務内容及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他のリスク

(a) 生命保険会社として歴史が浅いことに起因するリスク

当社は、2008年5月18日に開業した生命保険会社であります。設立以来これまで、生命保険業界以外も含む多様な業界から優秀な人材を採用してきましたが、事業の拡大に伴い、人材の採用・育成が順調に進まなかった場合、若しくは多様な業界から採用された人材が、その能力を最大限に発揮できる内部管理体制を構築できなかった場合、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

また、生命保険業では一般的に、長期間にわたり平準的に保険料を収受する一方、契約前後の短期間に広告宣伝費・代理店手数料・契約査定費用などが集中的に支出されるため、保有契約件数に対する新契約件数の割合が大きい新設会社では、会計上の損失が生じることがあります。当社も前事業年度よりは改善しているものの、当事業年度は当期純損失を計上しております。今後、保有契約が順調に増加すれば当期純利益の黒字化が実現する見込みではありますが、保有契約の伸びが鈍化した場合、黒字化の時期が遅れる可能性があります。

さらに、保険会社は、保険業法第113条第1項に基づき、免許を取得してから5年間に要した事業費の一部を繰延資産として計上し、計上した繰延資産を免許取得後10年以内に償却することが認められております。当社も定款に基づき、保険業法第113条繰延資産を計上しておりますが、現在計上している若しくは今後計上することとなる保険業法第113条繰延資産の償却に伴い、当期純利益が悪化する可能性があります。

(b) キーパーソンへの依存リスク

当社の創業者であり、創業以来の事業推進者である代表取締役社長出口治明並びに代表取締役副社長岩瀬大輔は、当社事業に関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において、きわめて重要な役割を果たしております。当社では、過度に両氏に依存しないよう、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により両氏による業務遂行が困難となった場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) ストック・オプション制度に係るリスク

当社は業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を採用しており、会社法第236条、第238条、第239条及び第240条の規定に基づく新株予約権を当社取締役及び従業員に付与しております。これらの新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在の潜在株式数（権利行使期間が未到来の新株予約権を含む）は2,384,000株となっております。

(d) 繰越欠損金に係るリスク

当社では、現在のところ税務上の繰越欠損金が存在しております。税務上認められる期限までに繰越欠損金が解消されず、繰越欠損金による課税所得の控除が受けられない場合には、当社の業績及びキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性があります。

(e) 配当政策に係るリスク

当社は生命保険業の経営基盤を確立させる事業フェーズにあり、配当可能な利益の蓄積が進んでいないことから、創業以来配当を実施しておりませんが、配当可能な内部留保の充実が図れた場合、利益配当を検討する所存です。しかしながら、安定的な利益を計上できない場合には、配当による株主還元が困難となる可能性があります。なお、保険業法第17条の6の定めにより、保険業法第113条繰延資産を貸借対照表上に計上している場合、当社は剰余金の配当を行うことができません。

(f) 業績予想、中期計画等の達成に係るリスク

当社を取り巻く経済環境、競争環境等の事業環境その他の理由により、当社が設定した業績予想・中期計画等が計画通りに進捗せず、これを達成できないリスクがあります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりです。本項における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成は経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積り及び予測を必要とします。経営者は、これらの見積りや予測について、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実績はこれらと異なる可能性があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において用いられる見積り及び予測により、当社の財務諸表に大きな影響を及ぼします。

金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部の取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、市場価格がない場合には将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによることとしております。将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積り額は変動する可能性があります。なお、当事業年度末及び当第3四半期会計期間末において、当社は市場価格がない有価証券は保有しておりません。

有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が取得価額に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、合理的な基準に基づく減損処理を行うこととしております。今後の金融市場の状況によっては、多額の有価証券評価損を計上する可能性があります。

繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき、認められる額を計上しております。

貸倒引当金の計上基準

当社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に及び、債権の回収不能時に生じる損失の見積り額について、貸倒引当金を計上することとしております。将来、債務者の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

支払備金の積立方法

保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等について、事業年度末時点の未払の金額を見積り、支払備金として積み立てております。今後、見積りに影響する新たな事実の発生や裁判の判例等により、支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。

責任準備金の積立方法

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、将来の死亡率、罹患率、解約失効率、及び資産運用利回り等の予測にもとづいて責任準備金を積み立てております。当社は責任準備金の見積りに使用されるこれらの基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく異なる場合、あるいは基礎率を変更する必要がある場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。なお、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づき5年チルメル式によって計算しております。

保険業法第113条繰延資産の処理方法

保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度の間には発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後10年（2018年3月期）までの間に均等額を償却することとしております。

(2) 経営成績及び財政状態の分析

< 当事業年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日） >

経常収益

当事業年度の保険料等収入は、保有契約の増加に伴い、1,765百万円（前事業年度比298.6%）と大幅に増加しました。また、事業拡大のための広告宣伝費等の先行投資やシステム開発に伴って運用資産が減少したことにより、資産運用収益は60百万円（前事業年度比90.9%）と前事業年比で減少しております。その結果、当事業年度の経常収益は1,827百万円（前事業年度比277.5%）となりました。

経常費用

当事業年度の保険金等支払金は、保有契約の増加に伴う請求の増加や再保険料等により154百万円（前事業年度比453.8%）と増加しております。また、事業費については契約件数増に伴う変動費の増加に加え、認知度向上を企図した先行的な広告宣伝等により2,724百万円（前事業年度比153.2%）となりました。その結果、当事業年度の経常費用は2,648百万円（前事業年度比156.6%）となっております。なお、当社では保険業法第113条に基づき事業費の一部を繰延べております。

また、東日本大震災を受けて、平成23年金融庁告示49号に基づき、当事業年度末において保険金の既発生未報告分に係る支払備金（IBNR備金）41百万円を通常支払備金に加えて計上しております。

経常利益

以上の結果、当事業年度の経常損失（ ）は 820百万円（前事業年度 1,032百万円）となりました。

当期純利益

経常損失に、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額等の特別損失10百万円等を加えた当期純損失（ ）は 834百万円（前事業年度 1,036百万円）となりました。

資産の部

当事業年度末の総資産は、10,523百万円（前事業年度末比99.4%）となりました。主な勘定残高としては、国債や高格付の社債を中心とした有価証券が7,200百万円、保険業法第113条繰延資産が2,162百万円、預貯金380百万円、ソフトウェア等の無形固定資産が401百万円となっております。

負債の部

当事業年度末の負債の部は、1,230百万円（前事業年度末比265.4%）となりました。主な勘定残高は、責任準備金680百万円、未払費用244百万円、支払備金129百万円などとなっております。

純資産の部

当事業年度末の純資産の部は、9,292百万円（前事業年度末比91.8%）となりました。純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、政策投資株式の含み益の増加などにより、前事業年度末から改善し24百万円となりました。

保険業法第113条繰延資産

当社では、保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度（2013年3月期まで）の間に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。当事業年度末の残高は2,162百万円であり、翌期以降7年間（保険会社の免許取得後10年までの残存年数）にわたり均等額を償却することとしております。

ソルベンシー・マージン比率

(a) ソルベンシー・マージン（支払い余力）の考え方

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払い余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標の一つです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払い余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。なお、ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性についてのひとつの基準を満たしているとされます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100 (\%)$$

(b) ソルベンシー・マージン比率

当事業年度末のソルベンシー・マージン比率は、当期純損失の計上による資本金等の減少、保有契約件数の増加に伴う保険リスクの増加などにより前事業年度末に比べ5,308.5ポイント減少して、3,423.0%となりました。なお、前事業年度末及び当事業年度末時点の当社のソルベンシー・マージンには土地の含み損益等は含まれておりません。

(単位：百万円)

| 項目 | 前事業年度末 (2010年3月31日) | 当事業年度末 (2011年3月31日) |
|--|------------------------|------------------------|
| (A) ソルベンシー・マージン総額 | 9,256 | 7,709 |
| 資本金等 | 9,022 | 7,104 |
| 価格変動準備金 | 1 | 1 |
| 危険準備金 | 187 | 433 |
| 一般貸倒引当金 | - | - |
| 其他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) | 28 | 35 |
| 土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) | - | - |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | 16 | 133 |
| 持込資本金等 | - | - |
| 負債性資本調達手段等 | - | - |
| 控除項目 | - | - |
| その他 | - | - |
| (B) リスクの合計額 | 212 | 450 |
| $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ | | |
| 保険リスク相当額 R1 | 177 | 400 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R8 | 8 | 28 |
| 予定利率リスク相当額 R2 | 0 | 0 |
| 資産運用リスク相当額 R3 | 82 | 70 |
| 経営管理リスク相当額 R4 | 8 | 15 |
| 最低保証リスク相当額 R7 | - | - |
| (C) ソルベンシー・マージン比率 | 8,731.5% | 3,423.0% |
| $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | | |

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しております)。

(参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位: 百万円)

| 項目 | 当事業年度末 (2011年3月31日) |
|--|------------------------|
| (A) ソルベンシー・マージン総額 | 7,575 |
| 資本金等 | 7,104 |
| 価格変動準備金 | 1 |
| 危険準備金 | 433 |
| 一般貸倒引当金 | - |
| その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) | 35 |
| 土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) | - |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | - |
| 負債性資本調達手段等 | - |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調 達手段等のうち、マージンに算入されない額 | - |
| 持込資本金等 | - |
| 控除項目 | - |
| その他 | - |
| (B) リスクの合計額 | 461 |
| $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ | |
| 保険リスク相当額 R1 | 400 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R8 | 28 |
| 予定利率リスク相当額 R2 | 0 |
| 資産運用リスク相当額 R3 | 116 |
| 経営管理リスク相当額 R4 | 16 |
| 最低保証リスク相当額 R7 | - |
| (C) ソルベンシー・マージン比率 | 3,283.4% |
| $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | |

(注) 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。当該変更は2012年3月期末から適用されます。上記は、仮に当該変更を当事業年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

経常利益等の明細（基礎利益）

(a) 基礎利益の考え方

基礎利益とは生命保険業における収益を示す指標の一つです。具体的には、保険契約者から収受した保険料等の保険料等収入、資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものと計算されます。

(b) 基礎利益

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日) | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) |
|----------------------|--|--|
| 基礎利益 A | 888 | 574 |
| キャピタル収益 | 0 | - |
| 金銭の信託運用益 | - | - |
| 売買目的有価証券運用益 | - | - |
| 有価証券売却益 | 0 | - |
| 金融派生商品収益 | - | - |
| 為替差益 | - | - |
| その他キャピタル収益 | - | - |
| キャピタル費用 | 0 | - |
| 金銭の信託運用損 | - | - |
| 売買目的有価証券運用損 | - | - |
| 有価証券売却損 | 0 | - |
| 有価証券評価損 | - | - |
| 金融派生商品費用 | - | - |
| 為替差損 | - | - |
| その他キャピタル費用 | - | - |
| キャピタル損益 B | 0 | - |
| キャピタル損益含み基礎利益 A+B | 888 | 574 |
| 臨時収益 | - | - |
| 再保険収入 | - | - |
| 危険準備金戻入額 | - | - |
| その他臨時収益 | - | - |
| 臨時費用 | 143 | 246 |
| 再保険料 | - | - |
| 危険準備金繰入額 | 143 | 246 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | - | - |
| 特定海外債権引当勘定繰入額 | - | - |
| 貸付金償却 | - | - |
| その他臨時費用 | - | - |
| 臨時損益 C | 143 | 246 |
| 経常利益又は経常損失 () A+B+C | 1,032 | 820 |

(注) 基礎利益には保険業法第113条繰延額(当事業年度1,392百万円、前事業年度669百万円)が含まれておりません。

(c) 三利源について

また、基礎利益は「危険差益」、「費差益」及び「利差益（順ざや）」に分解することも可能であり、これらを三利源と呼んでおります。生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率（付加保険料部分）の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 危険差益（差損） | 想定した保険金・給付金の支払額（予定発生率）と実際に発生した支払額との差 |
| 費差益（差損） | 想定した事業費（予定事業費率）と実際の事業費支出との差 |
| 利差益（差損）若しくは順ざや（逆ざや） | 想定した運用収益（予定利率）と実際の運用収益との差 |

（注）当社の三利源分析は、保険数理上合理的な方法を採用しておりますが、具体的な計算方法は他の保険会社と異なることがあります。当社では保険料の内訳計算等について5年チルメル式を採用し、解約・失効による利益（解約失効益）は、費差損益に含めております。

(d) 基礎利益の内訳（三利源）

（単位：百万円）

| 基礎利益 | 前事業年度 （自 2009年4月1日 至 2010年3月31日） | 当事業年度 （自 2010年4月1日 至 2011年3月31日） |
|-----------|--|--|
| 基礎利益 | 888 | 574 |
| 危険差益 | 156 | 279 |
| 費差損（ ） | 1,110 | 911 |
| 利差益（順ざや額） | 66 | 58 |

<当第3四半期累計期間（自 2011年4月1日 至 2011年12月31日）>

経常収益

当第3四半期累計期間の保険料等収入は、保有契約の増加に伴い、2,591百万円となりました。また、事業拡大のための広告宣伝費等の先行投資やシステム開発に伴って運用資産が減少したことにより、資産運用収益は35百万円となりました。その結果、経常収益は2,630百万円となりました。

経常費用

当第3四半期累計期間の保険金等支払金は、保有契約の増加に伴う請求の増加や再保険料等により311百万円となりました。また、事業費については契約件数増に伴う変動費の増加に加え、認知度向上を企図した先行的な広告宣伝等により2,698百万円となりました。その結果、経常費用は3,020百万円となっております。なお、当社では保険業法第113条に基づき事業費の一部を繰延べております。

また、2011年3月期末において追加計上した保険金の既発生未報告分に係る支払備金（IBNR備金）41百万円については、被災3県（岩手・宮城・福島）における定期死亡保険の全契約者の安全確認が完了したことから、当第3四半期累計期間において全額戻し入れております。

経常利益

以上の結果、当第3四半期累計期間の経常損失（ ）は 390百万円となりました。

当期純利益

経常損失に、特別損失14百万円、法人税等181百万円を加えた当第3四半期累計期間の四半期純損失（ ）は 586百万円となりました。

資産の部

当第3四半期会計期間末の総資産は、10,888百万円（2011年3月末比103.5%）となりました。主な勘定残高としては、国債や高格付の社債を中心とした有価証券が6,503百万円、保険業法第113条繰延資産が3,180百万円、預貯金259百万円、ソフトウェア等の無形固定資産が436百万円となっております。

負債の部

負債の部は、2,169百万円（2011年3月末比176.3%）となりました。主な勘定残高は、責任準備金1,398百万円、未払費用313百万円、繰延税金負債195百万円、支払備金169百万円などとなっております。

純資産の部

純資産の部は、8,718百万円（2011年3月末比93.8%）となりました。純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、政策投資株式の含み益の増加などにより、2011年3月末から改善し37百万円となりました。

保険業法第113条繰延資産

当社では、保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度（2013年3月期まで）の間に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。当第3四半期会計期間末の残高は3,180百万円であり、翌期以降6年間（保険会社の免許取得後10年までの残存年数）にわたり均等額を償却することとしております。

ソルベンシー・マージン比率

(a) ソルベンシー・マージン（支払い余力）の考え方

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株式市場の暴落など、通常の予測の範囲を超えて発生するリスクに対応できる「支払い余力」を有しているかどうかを判断するための経営指標・行政監督上の指標の一つです。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計（ソルベンシー・マージンの総額＝支払い余力）を、定量化した諸リスクの合計額で除して求めます。なお、ソルベンシー・マージン比率が200%以上であれば、行政監督上、健全性についてのひとつの基準を満たしているとされます。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times 1/2} \times 100 (\%)$$

(b) ソルベンシー・マージン比率

当社の当第3四半期会計期間末のソルベンシー・マージン比率は、四半期純損失の計上による資本金等の減少、保有契約件数の増加に伴う保険リスクの増加などにより当事業年度末に比べ1,461.3ポイント減少して、1,961.7%となりました。なお、当第3四半期会計期間末時点の当社のソルベンシー・マージンには土地の含み損益等は含まれておりません。

(単位：百万円)

| 項目 | 当第3四半期会計期間末 (2011年12月31日) |
|--|------------------------------|
| (A) ソルベンシー・マージン総額 | 6,595 |
| 資本金等 | 5,501 |
| 価格変動準備金 | 2 |
| 危険準備金 | 653 |
| 一般貸倒引当金 | - |
| その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) | 48 |
| 土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) | - |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | 390 |
| 持込資本金等 | - |
| 負債性資本調達手段等 | - |
| 控除項目 | - |
| その他 | - |
| (B) リスクの合計額 | 672 |
| $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ | |
| 保険リスク相当額 R1 | 595 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R8 | 52 |
| 予定利率リスク相当額 R2 | 0 |
| 資産運用リスク相当額 R3 | 64 |
| 経営管理リスク相当額 R4 | 21 |
| 最低保証リスク相当額 R7 | - |
| (C) ソルベンシー・マージン比率 | 1,961.7% |
| $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | |

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しております）。

(参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位: 百万円)

| 項目 | 当第3四半期会計期間末 (2011年12月31日) |
|--|------------------------------|
| (A) ソルベンシー・マージン総額 | 6,205 |
| 資本金等 | 5,501 |
| 価格変動準備金 | 2 |
| 危険準備金 | 653 |
| 一般貸倒引当金 | - |
| その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) | 48 |
| 土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) | - |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | - |
| 負債性資本調達手段等 | - |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調 達手段等のうち、マージンに算入されない額 | - |
| 持込資本金等 | - |
| 控除項目 | - |
| その他 | - |
| (B) リスクの合計額 | 678 |
| $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ | |
| 保険リスク相当額 R1 | 595 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R8 | 52 |
| 予定利率リスク相当額 R2 | 0 |
| 資産運用リスク相当額 R3 | 102 |
| 経営管理リスク相当額 R4 | 22 |
| 最低保証リスク相当額 R7 | - |
| (C) ソルベンシー・マージン比率 | 1,829.3% |
| $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | |

(注) 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされており、当該変更は2012年3月期から適用されます。上記は、仮に当該変更を当第3四半期会計期間末に適用したと仮定した場合の数値です。

経常利益等の明細（基礎利益）

(a) 基礎利益の考え方

基礎利益とは生命保険業における収益を示す指標の一つです。具体的には、保険契約者から收受した保険料等の保険料等収入、資産運用収益及び責任準備金戻入額等その他経常収益等で構成される基礎収益から、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費及びその他経常費用等から構成される基礎費用を控除したものと計算されます。

(b) 基礎利益

(単位：百万円)

| | 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) |
|----------------------|--|
| 基礎利益 A | 170 |
| キャピタル収益 | - |
| 金銭の信託運用益 | - |
| 売買目的有価証券運用益 | - |
| 有価証券売却益 | - |
| 金融派生商品収益 | - |
| 為替差益 | - |
| その他キャピタル収益 | - |
| キャピタル費用 | - |
| 金銭の信託運用損 | - |
| 売買目的有価証券運用損 | - |
| 有価証券売却損 | - |
| 有価証券評価損 | - |
| 金融派生商品費用 | - |
| 為替差損 | - |
| その他キャピタル費用 | - |
| キャピタル損益 B | - |
| キャピタル損益含み基礎利益 A+B | 170 |
| 臨時収益 | - |
| 再保険収入 | - |
| 危険準備金戻入額 | - |
| その他臨時収益 | - |
| 臨時費用 | 219 |
| 再保険料 | - |
| 危険準備金繰入額 | 219 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | - |
| 特定海外債権引当勘定繰入額 | - |
| 貸付金償却 | - |
| その他臨時費用 | - |
| 臨時損益 C | 219 |
| 経常利益又は経常損失 () A+B+C | 390 |

(注) 基礎利益には保険業法第113条繰延額1,372百万円が含まれております。

(c) 三利源について

また、基礎利益は「危険差益」、「費差益」及び「利差益（順ざや）」に分解することも可能であり、これらを三利源と呼んでおります。生命保険料の計算は、予定発生率（死亡率、入院率など）、予定利率、予定事業費率（付加保険料部分）の3つに基づいております。これらの「予定」と実績との差によって生命保険会社の利益（基礎利益）が生じていると考え、それぞれの差を算出することによって、基礎利益がどのような要因から生じているのかを明らかにするのが利源分析の考え方です。

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 危険差益（差損） | 想定した保険金・給付金の支払額（予定発生率）と実際に発生した支払額との差 |
| 費差益（差損） | 想定した事業費（予定事業費率）と実際の事業費支出との差 |
| 利差益（差損）若しくは順ざや（逆ざや） | 想定した運用収益（予定利率）と実際の運用収益との差 |

（注）当社の三利源分析は、保険数理上合理的な方法を採用しておりますが、具体的な計算方法は他の保険会社と異なることがあります。当社では保険料の内訳計算等について5年チルメル式を採用し、解約・失効による利益（解約失効益）は、費差損益に含めております。

(d) 基礎利益の内訳（三利源）

（単位：百万円）

| 基礎利益 | 当第3四半期累計期間 （自 2011年4月1日 至 2011年12月31日） |
|-----------|--|
| 基礎利益 | 170 |
| 危険差益 | 336 |
| 費差損（ ） | 535 |
| 利差益（順ざや額） | 29 |

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの分析につきましては、「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(4) 経営状況の分析と今後の方針

当社は、「生命保険の原点に立ち返り、最新のテクノロジーを最大限に活用して、生活者の利便に資する、わかりやすく、安価で高品質な商品・サービスを提供し続けること」を使命とし、その経営理念を『ライフネットの生命保険マニフェスト』として公表しています。

加えて、急速に変化する外部環境および内部状況を踏まえ、当社では毎年、中期計画を更新しています。とりわけ、スピード成長を持続させるために、現在は以下の3点を中期戦略の柱と位置づけています。

全文は「第1 企業の概況 3 事業の内容」を参照ください。

[中期計画の骨子]（2011年6月策定）

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>共感され、支持される「ライフネット」ブランドの育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「応援者」の拡大： 「全国行脚」「出版」「ソーシャルメディア」等を通じて経営理念をお伝えすることで、当社に共感し成長を支えて下さる「ファン」の拡大を目指します。 ・「認知度」の底上げ： マス広告の効率的投下と戦略的PR（話題作り）を組み合わせることで、低コストで全国的な認知度の底上げを図ります。 |
| <p>良質な生命保険サービス（わかりやすい・安い・便利）の提供</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「選択と集中」による洗練・効率化： 「コア商品」と「ネット直販」に経営資源を集中することで、サービスの質とコスト競争力を継続的に向上させていきます。 ・新領域へのたゆまぬ「挑戦」： 常に「お客さま」の目線に立つことで、「業界の常識」にとらわれない新しい商品・サービスの開発に挑戦し続けます。 |
| <p>改善とチャレンジを続けるしなやかで強い組織づくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・迅速で効果的な改善： 徹底してデータに基づき分析・意思決定を行い、全部門が幅広く「お客さま」とふれあうことで、効果的な改善を迅速に行います。 ・フラットでオープンな組織： 多様なバックグラウンドを持つ優秀な社員を採用し、社員が明るく元気に熱意をもって働けるような企業風土を守り続けます。 |

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は、210百万円であります。その主なものは、保険事務のさらなる効率化を図るための保険事務のシステム構築に対する投資180百万円であります。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

当第3四半期累計期間（自 2011年4月1日 至 2011年12月31日）

当第3四半期累計期間における設備投資の総額は、160百万円であります。その主なものは、保険事務のさらなる効率化を図るためのシステム構築に対する投資133百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2011年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | 合計 (百万円) | 従業員数 (人) |
|------------------------------|-------|-------------|------------------------------------|-------------------------|----------------|-----------------|-------------|-------------|
| | | 建物 (百万円) | 土地 (百万円) (面積m ²) | その他の 有形固定資産 (百万円) | リース資産 (百万円) | ソフトウェア (百万円) | | |
| 本社 (東京都千代田区) | 本社事務所 | 26 | - | 8 | 18 | 218 | 271 | 65 |
| データセンター (神奈川県足柄上郡 中井町) | サーバー等 | - | - | 3 | 18 | - | 22 | - |
| データセンター (大阪府豊中市) | サーバー等 | - | - | 6 | 18 | - | 24 | - |

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社の建物を賃借しております。年間の地代家賃は、106百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（2012年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額(注) 2 | | 資金調達方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|-----------------|----------|-------------|---------------|--------|------------|---------|--------------|
| | | 総額 (百万円) | 既支払額 (百万円) | | 着手 | 完了 | |
| 本社 (東京都千代田区) | 保険事務システム | 80 | 2 | 自己資金 | 2011年11月 | 2012年9月 | (注) 1 |

(注) 1. 業務効率の向上等を図ることを目的としたシステム投資であります。完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

2. 投資予定金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 100,000,000 |
| 計 | 100,000,000 |

(注) 2011年12月14日の取締役会決議により、2012年1月24日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は、同日より99,900,000株増加し、100,000,000株となっております。

【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 33,717,000 | 非上場 | 1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。 |
| 計 | 33,717,000 | - | - |

(注) 2011年12月14日の取締役会決議により、2012年1月24日付で株式1株につき、1,000株の分割を行っております。これにより、株式数は33,683,283株増加し、発行済株式総数は33,717,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(2007年5月7日臨時株主総会)

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2011年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2012年1月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,000(注)1、6 | 1,000(注)1、6 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,000(注)1 | 1,000,000(注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 220,000(注)3 | 220(注)3、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 自2010年5月22日 至2017年5月22日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 220,000 資本組入額 110,000 | 発行価格 220 資本組入額 110(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を受け なければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注) 1. 本新株予約権の払込期日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数の処理については、会社法第283条本文の規定に従うものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

3. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 1新株予約権の一部行使はできない。

(2) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 2012年1月24日をもって1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組

入額」が調整されております。

6. 最近事業年度末現在は、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株であります。提出日の前月末現在は、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は1,000株であります。

第2回新株予約権（2007年11月8日臨時株主総会）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2011年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2012年1月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 786(注)1、2、7 | 762(注)1、2、7 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(注)3 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 786(注)1、2 | 762,000(注)1、2、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 400,000(注)4 | 400(注)4、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 自2009年12月27日 至2017年12月21日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 400,000 資本組入額 200,000 | 発行価格 400 資本組入額 200(注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 2012年1月24日をもって1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。提出日の前月末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

第3回新株予約権（2009年12月17日臨時株主総会）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2011年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2012年1月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 464(注)1、2、7 | 432(注)1、2、7 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(注)3 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 464(注)1、2 | 432,000(注)1、2、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 600,000(注)4 | 600(注)4、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 自2012年1月25日 至2019年12月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 600,000 資本組入額 300,000 | 発行価格 600 資本組入額 300(注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)5 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

4. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6. 2012年1月24日をもって1株を1,000株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 最近事業年度末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。提出日の前月末現在は、新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

第4回新株予約権（2012年1月25日取締役会）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2011年3月31日) | 提出日の前月末現在 (2012年1月31日) |
|--|---------------------------|--|
| 新株予約権の数(個) | - | 190,000(注)1、7 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | - | 普通株式(注)2 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | - | 190,000(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | - | (注)3、5 |
| 新株予約権の行使期間 | - | 自2014年1月27日 至2022年1月25日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | - | (注)6 |
| 新株予約権の行使の条件 | - | (注)4 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | - | 権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)1. 本新株予約権の割当日後において、普通株式について株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的である株式数を以下の算式に従い調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

3. 新株予約権発行後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整前行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。

(2) 1新株予約権の一部行使はできない。

(3) その他の条件は当社と対象者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権の行使時の払込金額は、1株当たり株式公開時の発行価格としております。

6. 株式の発行価格は株式公開時の発行価格としております。会社計算規則により資本金として計上しないことができる最大の金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を資本準備金に組み入れ、その余は資本金として計上するものとします。

7. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|---------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 2007年5月21日 (注)1 | 7,500 | 8,000 | 750 | 800 | 750 | 800 |
| 2007年5月31日 (注)2 | 2,100 | 10,100 | 210 | 1,010 | 210 | 1,010 |
| 2007年12月26日 (注)3 | 14,950 | 25,050 | 2,990 | 4,000 | 2,990 | 4,000 |
| 2008年3月31日 (注)4 | 8,667 | 33,717 | 2,600 | 6,600 | 2,600 | 6,600 |

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------|-----------------------|----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 2012年1月24日 (注)5 | 33,683,283 | 33,717,000 | - | 6,600 | - | 6,600 |

(注) 1. 有償第三者割当増資

発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円

割当先 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現 マネックスグループ株式会社)、あすか
D B J 投資事業有限責任組合、株式会社新生銀行、株式会社セブン&アイ・ホールディングス(現
株式会社セブン・フィナンシャルサービス)

2. 有償第三者割当増資

発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円

割当先 三井物産株式会社

3. 有償第三者割当増資

発行価格 400,000円 資本組入額 200,000円

割当先 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社(現 マネックスグループ株式会社)、あすか
D B J 投資事業有限責任組合、株式会社新生銀行、株式会社セブン&アイ・ホールディングス(現
株式会社セブン・フィナンシャルサービス)、三井物産株式会社、株式会社リクルート

4. 有償第三者割当増資

発行価格 600,000円 資本組入額 300,000円

割当先 株式会社朝日ネット、Globis Fund , L.P. 他13名

5. 株式分割(1株:1,000株)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2012年1月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の 状況 (株) |
|-----------------|--------------------|--------|--------------|------------|--------|----|-----------|---------|--------------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 2 | - | 7 | 3 | - | 9 | 21 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 49,160 | - | 175,500 | 33,330 | - | 79,180 | 337,170 | - |
| 所有株式数の 割合(%) | - | 14.58 | - | 52.05 | 9.89 | - | 23.48 | 100.00 | - |

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2012年1月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|---|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 33,717,000 | 337,170 | 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ ります。 |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 33,717,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 337,170 | - |

【自己株式等】

2012年1月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数（株） | 他人名義所有 株式数（株） | 所有株式数の 合計（株） | 発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合（％） |
|------------|--------|------------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| - | - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - | - |

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりです。

第2回新株予約権（2007年11月8日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2007年11月8日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役4名、当社従業員12名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員10名となっております。

第3回新株予約権（2009年12月17日臨時株主総会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2009年12月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社取締役1名、当社従業員39名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

（注）退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員34名となっております。

第4回新株予約権（2012年1月25日取締役会）

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2012年1月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員29名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数（株） | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は生命保険業の経営基盤を確立させる事業フェーズにあり、配当可能な利益の蓄積が進んでいないことから、設立以来配当を実施しておりません。配当可能な内部留保の充実が図れた場合、利益配当を検討する所存であり、利益配当に関する具体的な方針・実施時期等は未定であります。なお、保険業法第17条の6の定めにより、保険業法第113条繰延資産を貸借対照表上に計上している場合、当社は剰余金の配当を行うことができません。

内部留保資金につきましては、ブランド認知度向上、新商品開発等の成長施策及び情報システム投資等に有効活用し、事業の拡大と利益の向上を目指す所存です。

また、当社は「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める旨」及び「配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--------------|--------------------------------|--------|--------------|--|------|--------------|
| 代表取締役 社長 | - | 出口 治明 | 1948年4月18日生 | 1972年4月 日本生命保険相互会社 入社 1992年4月 同社 ロンドン事務所長、ロンドン現地法人社長 1995年4月 同社 国際業務部長 1998年4月 同社 公務部長 2003年4月 大星ビル管理株式会社 入社 PFI担当 2005年6月 同社 取締役 2006年10月 当社 代表取締役社長（現任） | (注)3 | - |
| 代表取締役 副社長 | - | 岩瀬 大輔 | 1976年3月17日生 | 1998年4月 株式会社ボストン コンサルティング グループ 入社 2001年12月 株式会社リップウッド・ジャパン 入社 2006年10月 当社 取締役副社長 2009年2月 当社 代表取締役副社長（現任） | (注)3 | - |
| 常務取締役 | - | 中田 華寿子 | 1965年1月15日生 | 1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社 入社 1997年1月 スターバックス コーヒー ジャパン株式会社 入社 マーケティング・PRマネジャー 2001年6月 同社 広報室長 執行役員 2005年2月 株式会社GABA 入社 マーケティング部 ディレ クター 2006年1月 同社 マーケティング部門 部門長 常務執行役 員 2008年4月 当社入社 マーケティング部長 2009年2月 当社 取締役 2011年4月 当社 常務取締役（現任） | (注)3 | - |
| 取締役 | チーフ・コ ンプライア ンス・オ フィサー | 大西 又裕 | 1951年9月25日生 | 1974年4月 大蔵省（現財務省）入省 1997年7月 経済企画庁 計画課長 2001年7月 国税庁 審議官 2004年7月 税務大学校 主任教授 2007年10月 当社 取締役（現任） 2008年4月 横浜市立大学 特別契約教授（現任） 2008年6月 株式会社アコーディア・ゴルフ 監査役（現 任） | (注)3 | - |
| 取締役 | - | 西川 潔 | 1956年10月24日生 | 1980年4月 KDD株式会社（現KDDI株式会社）入社 1998年2月 株式会社ネットエイジ（現ngi group株式会 社）創業 代表取締役社長CEO 2007年6月 ngi group株式会社 取締役会長 2008年3月 当社 取締役（現任） 2008年6月 ngi group株式会社 取締役ファウンダー（現 任） 2011年1月 株式会社ネットエイジ 代表取締役社長（現 任） | (注)3 | - |
| 取締役 | - | 小泉 正明 | 1964年10月4日生 | 1987年10月 英和監査法人（現有限責任 あずさ監査法人） 入所 2003年10月 小泉公認会計士事務所開業（現任） 2004年6月 株式会社インターネットイニシアティブ 監査 役（現任） 2006年8月 双葉監査法人 代表社員登用（現任） 2008年3月 当社 取締役（現任） 2009年8月 シェアグループ株式会社 監査役（現任） 2010年6月 株式会社ツクイ 監査役（現任） | (注)3 | - |
| 取締役 | - | 井上 智生 | 1963年9月11日生 | 1986年4月 株式会社リクルート 入社 2006年4月 同社 進学カンパニー カンパニー長 2010年4月 同社 法務部長 兼 情報セキュリティ室 室長 （現任） 2010年6月 当社 取締役（現任） | (注)3 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|----|--------|---------------|--|-------|--------------|
| 常勤監査役 | - | 伊佐 誠次郎 | 1945年 6 月28日生 | 1969年 4月 朝日生命保険相互会社 入社 1990年 4月 朝日生命インベストメントヨーロッパ 社長 2001年 4月 朝日生命保険相互会社 常務取締役 2002年 4月 朝日ライフアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2008年 7月 当社 常勤顧問 2009年 1月 あすかアセットマネジメント株式会社 監査役 (現任) 2009年 6月 当社 常勤監査役(現任) | (注) 4 | - |
| 監査役 | - | 伏見 泰治 | 1950年 8 月4日生 | 1974年 4月 大蔵省(現財務省)入省 1998年 6月 同 主税局 総務課長 2002年 1月 常石造船株式会社 監査役 2004年 4月 同社 代表取締役会長 2006年10月 当社 監査役(現任) 2007年 1月 ツネイシホールディングス株式会社 代表取締役 会長 2012年 1月 同社 代表取締役会長兼社長(現任) | (注) 5 | - |
| 監査役 | - | 増田 健一 | 1963年 1 月11日生 | 1988年 4月 最高裁判所司法研修所修了・第二東京弁護士会 登録 1988年 4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務 所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務 所)入所 1993年 9月 ニューヨーク州弁護士登録 1997年 1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パート ナー(現任) 2008年 3月 当社 監査役(現任) | (注) 6 | - |
| 監査役 | - | 河相 董 | 1941年 5 月7日生 | 1964年 4月 ソニー株式会社 入社 2003年 6月 同社 業務執行役員上席常務 2004年 8月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式 会社(現マネックスグループ株式会社)常勤 監査役 2008年 3月 当社 監査役(現任) 2009年 6月 マネックスグループ株式会社 取締役 2011年 2月 マネックス・オルタナティブ・インベストメン ツ株式会社 取締役会長(現任) | (注) 6 | - |
| 計 | | | | | | - |

- (注) 1. 取締役 西川潔、小泉正明、井上智生は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 伏見泰治、増田健一、河相董は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2011年6月24日に開催された定時株主総会終結時から、2012年3月期に係る定時株主総会終結の時まで。
なお、2011年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、全取締役は、2012年1月24日付で任期が満了し再任
されております。その後の任期は2012年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。
4. 2009年6月25日に開催された定時株主総会終結時から、2013年3月期に係る定時株主総会終結の時まで。
なお、2011年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、伊佐常勤監査役は、2012年1月24日付で任期が満了
し再任されております。その後の任期は2015年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。
5. 2010年6月24日に開催された定時株主総会終結時から、2014年3月期に係る定時株主総会終結の時まで。
なお、2011年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、伏見監査役は、2012年1月24日付で任期が満了し再
任されております。その後の任期は2015年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。
6. 2011年6月24日に開催された定時株主総会終結時から、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時まで。
なお、2011年10月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、増田監査役及び河相監査役は、2012年1月24日付で
任期が満了し再任されております。その後の任期は2015年3月期に係る定時株主総会終結の時までとなりま
す。
7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は4名で、常勤取締役である出口治明、岩瀬大輔、中田華寿子、大西又裕が兼務しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

マニフェストを基軸とした企業統治

当社では、「正直に経営し、わかりやすく、シンプルで便利で安い商品・サービスの提供を追求する」というマニフェストの徹底を経営の柱と位置付けており、これに基づき、コンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制を構築しております。また、上記の考え方を適切に実現するために、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針等を、内部統制システムに関する基本方針として定めております。

企業統治の体制等

当社では、独立した内部監査部門や監査役会の設置に加え、社外取締役・社外監査役の選任、コンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）の設置、執行役員制度、アドバイザリーボード及び各種委員会の設置等により、社外の視点も取り入れた重層かつ実効的なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

（a）取締役会

当社は取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っており、取締役数は7名（うち社外取締役3名）となっております。経営監督機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役をうち3名選任しております。なお、取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしております。

（b）監査役会

監査役会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしており、監査役数は4名（うち社外監査役は3名）となっております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、取締役、各部門へのヒアリング、業務及び財産の状況の調査を通じ、また、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受ける等緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しております。

（c）社外取締役、社外監査役の人数及び当社との関係等

当社は、社外取締役3名、社外監査役3名を選任しております。当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識、行政機関における経験等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しております。

社外監査役に対しては、上記と同様の報告に加えて会計監査人からの監査計画及び監査結果に係る説明、並びに内部監査部門との業務監査結果等に係る情報交換等の協力態勢を整備しております。

なお、監査役 伏見 泰治は、大蔵省（現 財務省）において、主税局総務課長等を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役である井上 智生は、株式会社リクルートの法務部長 兼 情報セキュリティ室 室長であり、同社は当社の株式1,250,000株を保有しております。同じく、社外取締役である西川 潔は、ngi group株式会社の取締役ファウンダーであり、同社の運用するファンドが当社の株式167,000株を保有しております。また、社外監査役である河相 董は、マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社の取締役会長であり、同社の親会社（議決権所有割合51%）であるマネックスグループ株式会社は、当社の株式6,250,000株を保有しております。その他、特筆すべき利害関係はありません。

（d）執行役員制度

当社は、意思決定・監督と業務執行を分離し意思決定機能強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。執行役員数は4名（うち取締役との重任4名）となっております。

（e）アドバイザリーボード

当社では、経営全般に対する大所高所からのアドバイスを確保し経営の意思決定に資するため、社外の有識者からなるアドバイザリーボードを設置しております。アドバイザリーボードは原則6カ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

(f) 各種委員会

当社では、社内外の叢智を結集し、経営上重要な事項に対し有益な助言を得ることを目的として、支払委員会、マーケティング委員会、CS委員会、商品開発委員会、資産運用委員会、ALM委員会、システム委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の9つの委員会を設置しております。このうち支払委員会、マーケティング委員会、商品開発委員会、資産運用委員会及びシステム委員会は主として業務部門への助言機能を担っております。一方、CS委員会、ALM委員会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会は、主として牽制部門への助言機能を担っております。

(g) 内部監査部門

当社は、代表取締役社長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部（内部監査部門）を設置し2名を配置しております。監査部は、他の業務執行ラインから分離された独立的かつ客観的な立場から内部監査を実施し、業務運営の適切性、リスク管理の有効性、法令遵守の状況などを確認、評価し、改善に関する提言等を行うとともに、業務監査結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。

内部監査部門である監査部は、会計監査人との定期及び随時の会合において、会計監査人より監査の状況や監査結果等について報告を受けるとともに、会計監査人の求めに応じて内部監査の規程、実施状況及び内部監査報告書等を報告する等、緊密に連携しております。

また、監査部は、監査役監査基準にもとづく監査役からの報告要請への対応、内部監査実施報告書の報告など、監査役とも密に連携しております。

内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を制定し、取締役会において決定された重要事項に関する業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、職務分掌、行動規範等に係る社内規程類（取締役会規則、職務権限規程、コンプライアンス・マニュアル等）を定め、運用しております。

特に、コンプライアンス及びリスク管理についてはその重要性に鑑み、「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、内部統制の体制整備・運営の推進を図っております。

コンプライアンス体制の整備状況

当社は、法令・定款等を遵守し、誠実に行動し、倫理を大切にすることが、公共性の高い生命保険事業を営む上での大前提であることをマニフェストにおいて定め、それを徹底するため、マーケティング、顧客サービス、資産運用その他すべての事業運営においてコンプライアンスを推進しております。

コンプライアンスに関する当社の企業行動の基本方針は以下のとおりです。本基本方針に加えて、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムをそれぞれ策定した上で、社内研修等の徹底により、法令遵守の周知徹底を図っております。

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 法令等の遵守 | お客さまと社会からの信頼を確保するために、全役員・職員がまず法令その他の社会的諸ルールを遵守することを基本にすえて、経営目標を追求します。 |
| 2. 保険募集の適正とお客さまへの保険サービスの徹底 | 当社の募集方針を厳格に遵守・遂行することを通じて、実現します。 |
| 3. 適切な資産運用 | お客さまの期待にお応えできるよう安全性・健全性を優先した、資産運用を行います。 |
| 4. ディスクロージャーの推進 | 経営内容の透明性を高める観点から、定期的に積極的な情報開示を行います。 |
| 5. 人権の尊重 | お客さまをはじめ、当社の役員・職員一人一人の人権を尊重します。 |
| 6. 反社会的勢力への厳格な対応 | 社会秩序を乱す反社会的な勢力に対しては、毅然たる態度で立ち向かいます。 |
| 7. 違反行為の防止努力 | 法令等の遵守には、万全の態勢で取り組みますが、万が一、違反行為が発見された場合には、原因究明を徹底すると同時に再発防止に全力をつくします。 |

また、当社では、コンプライアンス体制の整備や推進状況等を協議・フォローする組織横断的な機関として、「コンプライアンス委員会」（関連役員・部長等で構成）を設置しております。コンプライアンス委員会は、原則3カ月に1回開催し、その内容は取締役会に報告されております。

リスク管理体制の整備状況

当社では生命保険会社としての業務の健全性及び適切性の観点からリスク管理体制の整備・確立が経営上極めて重要であると認識し、リスク管理のために内部規程を制定し、社内の組織体制の確立を率先して行うことにより各リスクの評価・改善体制を整備しております。

具体的には、取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、内部統制システムに関する基本方針の中で以下を整備することを定めております。

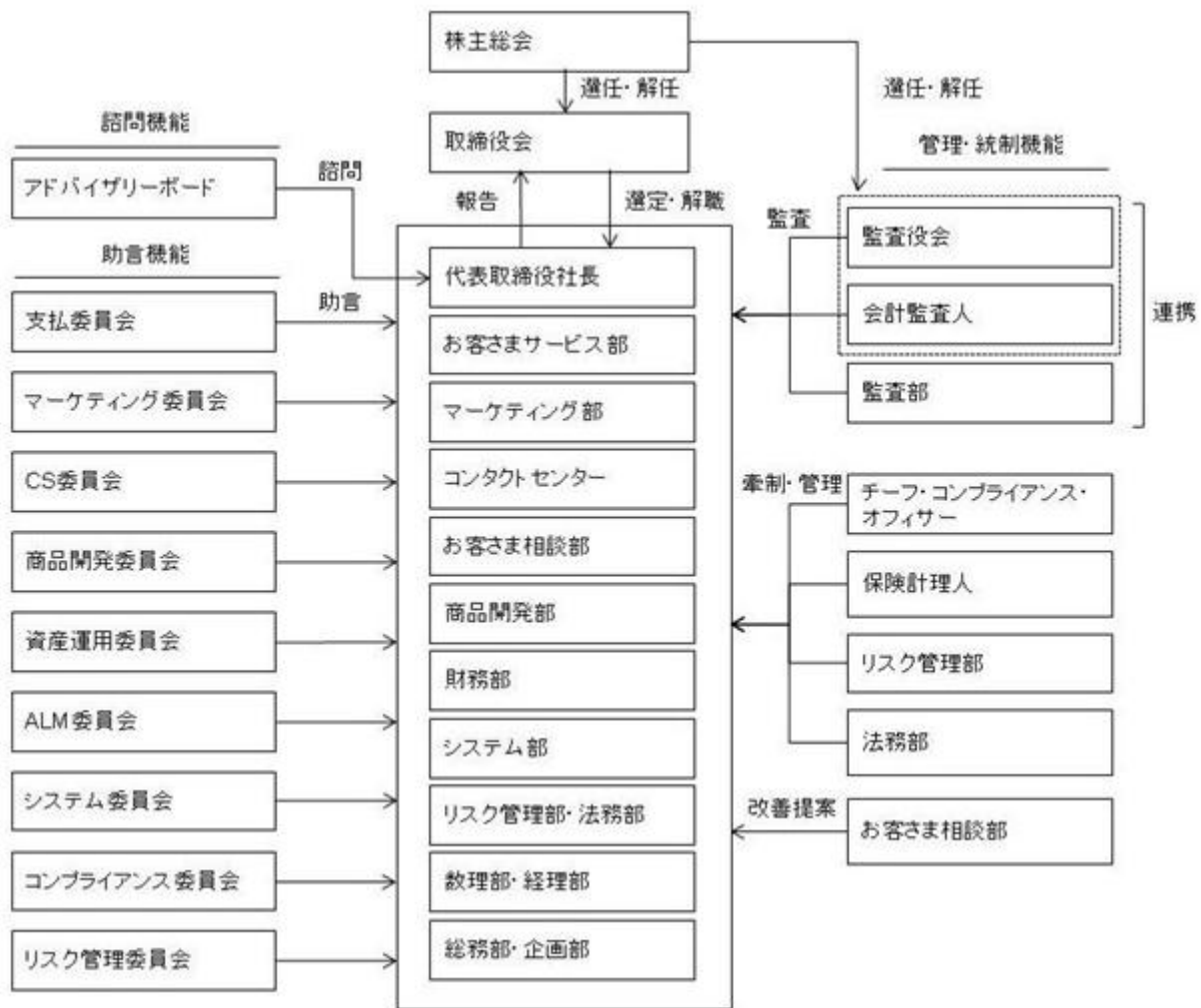
1. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準を制定し、コンプライアンス委員会の場を活用するなどして、当社の役員・社員がこの行動規範に則り事業活動のすべての局面においてコンプライアンス（法令遵守）を最優先するよう周知徹底を図る。
2. コンプライアンスを統括する部署（法務部）を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス推進のための重要事項について専門的な見地又は全社横断的な見地から助言を行う。
3. CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を設け、CCOには取締役を充てることできる。
4. コンプライアンス・マニュアルを作成し、役員・社員が遵守すべき法令及び社内ルール等に関する研修を実施し、コンプライアンスの継続的な周知徹底を図る。
5. 法令又は社内規程の違反が生じた場合の報告体制を整備する。
6. 代表取締役社長の直属の部門として、被監査部門から独立した監査部を設置し、経験に富む専任の部長を配置して、実効性のある内部監査を実施する。

また、当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効との考えに基づき、関係役員・部門長等で構成される「リスク管理委員会」を設置しております。

さらに、生命保険会社にとっては、資産負債総合管理がリスク管理の要諦になるとの認識に立脚し、これとは別に社外の有識者を含む「ALM 委員会」を設けております。ALM委員会には、関係役職員の他、金融・経済の専門家で、リスク管理に深い見識を持つ平野英治氏（トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役）、川北英隆氏（京都大学大学院経営管理研究部教授）の両氏が参画しております。

Asset Liability Management（資産・負債の総合管理）

[内部統制及びリスク管理の体制]



情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、契約者の氏名・生年月日・住所等や契約内容等の個人情報、機微情報等を長期間に亘り保有しており、法令や社内規程等を遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しております。

このような認識に基づき、当社ではシステムリスク管理のための内部規程を制定し、システムリスクの評価・改善体制を整備しております。加えて、システムリスクについては、その適切な管理に高い専門性が求められることを勘案し、関係役職員に外部の有識者を加えた「システム委員会」を設けております。

また、当社は、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが企業としての重要な社会的責任であると認識し、個人情報の保護に係る基本的な方針を定め、役員・社員全員が、個人情報の保護に関する法律・ガイドラインなど関係法令等を遵守し、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしております。また、適正な個人情報の保護を実現するため、この方針を必要に応じて見直し、継続的に改善しております。

役員報酬

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------|-----------------|-----------------|----------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック・ オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く) | 71 | 71 | - | - | - | 4 |
| 監査役 (社外監査役を除く) | 15 | 15 | - | - | - | 1 |
| 社外役員 | 8 | 8 | - | - | - | 4 |

役員報酬の内容及び決定方針

当社取締役(社外取締役を含む)の役員報酬は、定額報酬のみで構成されております。これら報酬の水準は、業績等に応じて設定することとしております。

監査役(社外監査役を含む)の役員報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定することとしております。

公認会計士の氏名等

会社法監査及び金融商品取引法監査について有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

(a) 当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 宮 裕

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典

いずれの指定社員・業務執行社員も継続監査年数は7年以内です。

(b) 会計監査業務に係る補助者

公認会計士4名、その他7名

株主総会の決議要件

当社の定款において定める事項は、以下のとおりです。

(a) 株主総会決議事項を取締役会決議としている事項

取締役及び監査役の実任免除

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当

資本政策の機動性を確保することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、取締役会の決議によって定める旨及び「期末配当の基準日は、毎年3月31日」とし、「中間配当の基準日は、毎年9月30日」とする旨を定款に定めております。

(b) 株主総会の特別決議要件の変更

株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めております。

取締役の定数

当社は、定款において、取締役を11名以内とすることを定めております。

取締役の選解任決議

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定めております。また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

責任限定契約

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、当社は、社外取締役及び社外監査役と、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役及び監査役の最低責任限度額としております。

株式保有の状況

(a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

| | |
|--------------|--------|
| 銘柄数 | 1 銘柄 |
| 貸借対照表計上額の合計額 | 111百万円 |

(b) 上記(a)の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度末

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|----------------|------------|-------------------|--|
| 株式会社アドバンスクリエイト | 1,750 | 88 | 生命保険のインターネット販売における協調等を目的とした業務提携による関係強化 |

当事業年度末

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|----------------|------------|-------------------|--|
| 株式会社アドバンスクリエイト | 1,750 | 111 | 生命保険のインターネット販売における協調等を目的とした業務提携による関係強化 |

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当ありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 最近事業年度の前事業年度 | | 最近事業年度 | |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 監査証明業務に基づく報酬 (百万円) | 非監査業務に基づく報酬 (百万円) | 監査証明業務に基づく報酬 (百万円) | 非監査業務に基づく報酬 (百万円) |
| 11 | - | 11 | - |

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

（最近事業年度の前事業年度）

当社は、2009年10月21日開催の監査役会において、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案し、監査法人に対する監査報酬額を決議しております。

（最近事業年度）

当社は、2010年7月28日開催の監査役会において、当社の事業規模の観点から合理的監査日数を勘案し、監査法人に対する監査報酬額を決議しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づき、当事業年度（2010年4月1日から2011年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務数値等規則」という。）並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき「保険業法施行規則」に準拠して作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2009年4月1日から2010年3月31日まで）及び当事業年度（2010年4月1日から2011年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（2011年10月1日から2011年12月31日まで）及び当第3四半期累計期間（2011年4月1日から2011年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、専門的情報を有する団体等が主催するセミナーに参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2010年3月31日) | 当事業年度 (2011年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金及び預貯金 | 523 | 380 |
| 預貯金 | 523 | 380 |
| 有価証券 | 8,408 | 7,200 |
| 国債 | 3,666 | 3,556 |
| 地方債 | 100 | - |
| 社債 | 4,554 | 3,532 |
| 株式 | 88 | 111 |
| 有形固定資産 | 113 | 99 |
| 建物 | 17 | 26 |
| リース資産 | 86 | 55 |
| その他の有形固定資産 | 9 | 18 |
| 無形固定資産 | 322 | 401 |
| ソフトウェア | 318 | 218 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | 179 |
| その他の無形固定資産 | 4 | 3 |
| 代理店貸 | 0 | 0 |
| 再保険貸 | - | 8 |
| その他資産 | 1,217 | 2,431 |
| 未収金 | 75 | 188 |
| 前払費用 | 4 | 6 |
| 未収収益 | 22 | 19 |
| 預託金 | 36 | 54 |
| 保険業法第113条繰延資産 | 1,079 | 2,162 |
| 資産の部合計 | 10,586 | 10,523 |
| 負債の部 | | |
| 保険契約準備金 | 244 | 810 |
| 支払準備金 | 23 | 129 |
| 責任準備金 | 221 | 680 |
| 代理店借 | 0 | 1 |
| 再保険借 | - | 8 |
| その他負債 | 205 | 394 |
| 未払法人税等 | 3 | 3 |
| 未払金 | - | 73 |
| 未払費用 | 121 | 244 |
| 預り金 | 3 | 4 |
| リース債務 | 76 | 50 |
| 資産除去債務 | - | 17 |
| 仮受金 | 0 | 0 |
| 特別法上の準備金 | 1 | 1 |
| 価格変動準備金 | 1 | 1 |
| 繰延税金負債 | 11 | 14 |
| 負債の部合計 | 463 | 1,230 |

| | 前事業年度 (2010年3月31日) | 当事業年度 (2011年3月31日) |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 6,600 | 6,600 |
| 資本剰余金 | 6,600 | 6,600 |
| 資本準備金 | 6,600 | 6,600 |
| 利益剰余金 | 3,117 | 3,952 |
| その他利益剰余金 | 3,117 | 3,952 |
| 繰越利益剰余金 | 3,117 | 3,952 |
| 株主資本合計 | 10,082 | 9,247 |
| その他有価証券評価差額金 | 19 | 24 |
| 評価・換算差額等合計 | 19 | 24 |
| 新株予約権 | 20 | 20 |
| 純資産の部合計 | 10,122 | 9,292 |
| 負債及び純資産の部合計 | 10,586 | 10,523 |

【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

| 当第3四半期会計期間 (2011年12月31日) | |
|-----------------------------|--------|
| 資産の部 | |
| 現金及び預貯金 | 259 |
| 有価証券 | 6,503 |
| 有形固定資産 | 88 |
| 無形固定資産 | 436 |
| 代理店貸 | 0 |
| 再保険貸 | 1 |
| その他資産 | 3,599 |
| 未収金 | 309 |
| 保険業法第113条繰延資産 | 3,180 |
| その他の資産 | 110 |
| 資産の部合計 | 10,888 |
| 負債の部 | |
| 保険契約準備金 | 1,567 |
| 支払備金 | 169 |
| 責任準備金 | 1,398 |
| 代理店借 | 2 |
| 再保険借 | 20 |
| その他負債 | 381 |
| 特別法上の準備金 | 2 |
| 価格変動準備金 | 2 |
| 繰延税金負債 | 195 |
| 負債の部合計 | 2,169 |
| 純資産の部 | |
| 資本金 | 6,600 |
| 資本剰余金 | 6,600 |
| 利益剰余金 | 4,538 |
| 株主資本合計 | 8,661 |
| その他有価証券評価差額金 | 37 |
| 評価・換算差額等合計 | 37 |
| 新株予約権 | 20 |
| 純資産の部合計 | 8,718 |
| 負債及び純資産の部合計 | 10,888 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|---------------------|--|--|
| 経常収益 | 658 | 1,827 |
| 保険料等収入 | 591 | 1,765 |
| 保険料 | 591 | 1,756 |
| 再保険収入 | - | 8 |
| 資産運用収益 | 66 | 60 |
| 利息及び配当金等収入 | 66 | 60 |
| 預貯金利息 | 1 | 0 |
| 有価証券利息・配当金 | 65 | 60 |
| 有価証券売却益 | ² 0 | - |
| その他経常収益 | 0 | 1 |
| その他の経常収益 | 0 | 1 |
| 経常費用 | 1,690 | 2,648 |
| 保険金等支払金 | 34 | 154 |
| 保険金 | 20 | 85 |
| 給付金 | 14 | 48 |
| その他返戻金 | 0 | - |
| 再保険料 | - | 21 |
| 責任準備金等繰入額 | 196 | 565 |
| 支払備金繰入額 | 23 | 106 |
| 責任準備金繰入額 | 173 | 458 |
| 資産運用費用 | 0 | 0 |
| 支払利息 | 0 | 0 |
| 有価証券売却損 | ² 0 | - |
| 事業費 | ¹ 1,778 | ¹ 2,724 |
| その他経常費用 | 350 | 595 |
| 税金 | 69 | 131 |
| 減価償却費 | 142 | 152 |
| 保険業法第113条繰延資産償却費 | 134 | 308 |
| その他の経常費用 | 3 | 2 |
| 保険業法第113条繰延額 | 669 | 1,392 |
| 経常損失() | 1,032 | 820 |
| 特別利益 | 0 | - |
| 固定資産等処分益 | 0 | - |
| 特別損失 | 1 | 10 |
| 特別法上の準備金繰入額 | 1 | 0 |
| 価格変動準備金繰入額 | 1 | 0 |
| その他特別損失 | - | ³ 3 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 5 |
| 税引前当期純損失() | 1,033 | 831 |
| 法人税及び住民税 | 3 | 3 |
| 法人税等合計 | 3 | 3 |
| 当期純損失() | 1,036 | 834 |

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

| | 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) |
|--------------|--|
| 経常収益 | 2,630 |
| 保険料等収入 | 2,591 |
| 保険料 | 2,579 |
| 再保険収入 | 11 |
| 資産運用収益 | 35 |
| 利息及び配当金等収入 | 35 |
| その他経常収益 | 3 |
| その他の経常収益 | 3 |
| 経常費用 | 3,020 |
| 保険金等支払金 | 311 |
| 保険金 | 203 |
| 給付金 | 79 |
| 再保険料 | 29 |
| 責任準備金等繰入額 | 757 |
| 支払備金繰入額 | 39 |
| 責任準備金繰入額 | 718 |
| 資産運用費用 | 0 |
| 支払利息 | 0 |
| 事業費 | 2,698 |
| その他経常費用 | 624 |
| 保険業法第113条繰延額 | 1,372 |
| 経常損失() | 390 |
| 特別損失 | 14 |
| 減損損失 | 13 |
| 価格変動準備金繰入額 | 0 |
| 税引前四半期純損失() | 404 |
| 法人税及び住民税 | 2 |
| 法人税等調整額 | 179 |
| 法人税等合計 | 181 |
| 四半期純損失() | 586 |

【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

| | 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|-----------------|--|--|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 6,600 | 6,600 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 6,600 | 6,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 6,600 | 6,600 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 6,600 | 6,600 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 6,600 | 6,600 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 6,600 | 6,600 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 2,080 | 3,117 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失() | 1,036 | 834 |
| 当期変動額合計 | 1,036 | 834 |
| 当期末残高 | 3,117 | 3,952 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 2,080 | 3,117 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失() | 1,036 | 834 |
| 当期変動額合計 | 1,036 | 834 |
| 当期末残高 | 3,117 | 3,952 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 11,119 | 10,082 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失() | 1,036 | 834 |
| 当期変動額合計 | 1,036 | 834 |
| 当期末残高 | 10,082 | 9,247 |

| | 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|---------------------|--|--|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | - | 19 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 19 | 4 |
| 当期変動額合計 | 19 | 4 |
| 当期末残高 | 19 | 24 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 前期末残高 | - | 19 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 19 | 4 |
| 当期変動額合計 | 19 | 4 |
| 当期末残高 | 19 | 24 |
| 新株予約権 | | |
| 前期末残高 | 20 | 20 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 20 | 20 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 11,139 | 10,122 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純損失() | 1,036 | 834 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 19 | 4 |
| 当期変動額合計 | 1,017 | 829 |
| 当期末残高 | 10,122 | 9,292 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|---|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純損失 () | 1,033 | 831 |
| 減価償却費 | 142 | 152 |
| 支払備金の増減額 (は減少) | 23 | 106 |
| 責任準備金の増減額 (は減少) | 173 | 458 |
| 価格変動準備金の増減額 (は減少) | 1 | 0 |
| 利息及び配当金等収入 | 66 | 60 |
| 有価証券関係損益 (は益) | 0 | - |
| 支払利息 | 3 | 2 |
| 代理店貸の増減額 (は増加) | 0 | 0 |
| 再保険貸の増減額 (は増加) | - | 8 |
| その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (は増加) | 567 | 1,215 |
| 代理店借の増減額 (は減少) | 0 | 1 |
| 再保険借の増減額 (は減少) | - | 8 |
| その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (は減少) | 5 | 123 |
| その他 | 16 | 8 |
| 小計 | 1,332 | 1,252 |
| 利息及び配当金等の受取額 | 107 | 104 |
| 利息の支払額 | 3 | 2 |
| 法人税等の支払額 | 1 | 3 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,230 | 1,153 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | 8,951 | 1,125 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | 9,649 | 2,299 |
| 資産運用活動計 | 698 | 1,174 |
| 営業活動及び資産運用活動計 | 531 | 20 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 3 | 22 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 25 | 114 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 669 | 1,037 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| リース債務の返済による支出 | 26 | 27 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 26 | 27 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (は減少) | 587 | 143 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1,111 | 523 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 523 | 380 |

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| 当第3四半期累計期間 (自 2011年4月1日 至 2011年12月31日) | |
|--|------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前四半期純損失() | 404 |
| 減価償却費 | 133 |
| 減損損失 | 13 |
| 支払備金の増減額(は減少) | 39 |
| 責任準備金の増減額(は減少) | 718 |
| 価格変動準備金の増減額(は減少) | 0 |
| 利息及び配当金等収入 | 35 |
| 支払利息 | 1 |
| 代理店貸の増減額(は増加) | 0 |
| 再保険貸の増減額(は増加) | 7 |
| その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は増加) | 1,152 |
| 代理店借の増減額(は減少) | 0 |
| 再保険借の増減額(は減少) | 11 |
| その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額(は減少) | 64 |
| その他 | 20 |
| 小計 | 621 |
| 利息及び配当金等の受取額 | 74 |
| 利息の支払額 | 1 |
| 法人税等の支払額 | 3 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 552 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の取得による支出 | 1,106 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | 1,789 |
| 資産運用活動計 | 683 |
| 営業活動及び資産運用活動計 | 130 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 33 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 197 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 451 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| リース債務の返済による支出 | 20 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 20 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 120 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 380 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 259 |

【重要な会計方針】

| 項目 | 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|--------------------|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> | 同左 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 5～8年 その他の有形固定資産 5～10年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。</p> | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。</p> | (1) 貸倒引当金 同左 |

| 項目 | 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|----------------------------|---|--|
| | <p>なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当年度末において貸倒引当金の計上はしていません。</p> <p>(2) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。</p> | <p>(2) 価格変動準備金 同左</p> |
| 4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | <p>キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> | 同左 |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。</p> <p>(2) 責任準備金の積立方法 保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>(3) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度の間（2009年3月期から2013年3月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後10年（2018年3月期まで）の間に均等額を償却することとしております。 発生事業年度別残高（償却残年数：8年） 2009年3月期分 484百万円 2010年3月期分 594百万円</p> | <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 責任準備金の積立方法 同左</p> <p>(3) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 同左</p> <p>発生事業年度別残高（償却残年数：7年） 2009年3月期分 424百万円 2010年3月期分 520百万円 2011年3月期分 1,218百万円</p> <p>(4) 東日本大震災を受けた支払備金（既発生未報告分）の積立方法 東日本大震災を受けて、平成23年金融庁告示第49号に基づき、当年度末において保険金の既発生未報告分に係る支払備金を通常の支払備金に加えて計上しております。計算方法は、警察庁公表の死亡者数等に基づき、当社の保有契約件数に対応する被災死亡者数を推計し、これに平均死亡保険金額を乗じることによって算出しております。これに伴い、支払備金及び支払備金繰入額としてそれぞれ41百万円計上しております。なお、給付金については、同様の計算方法に基づいて計算した結果、見積額が軽微であったため支払備金及び支払備金繰入額としての計上は行っておりません。</p> |

【会計処理方法の変更】

| 前事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日) | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) |
|--|--|
| | 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。これに伴い、有形固定資産が7百万円増加し、資産除去債務が17百万円計上されており、「資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額（その他特別損失）」として5百万円を特別損失として計上しております。その結果、経常損失が3百万円増加し、税引前当期純損失が9百万円増加しております。 |

【注記事項】

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (2010年3月31日) | 当事業年度 (2011年3月31日) |
|--|--|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、114百万円であります。</p> <p>2 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、3百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、171百万円であります。</p> <p>2 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は、6百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---------|---|------|---|---------|---|-------|--|-------|-----|---------|-----|-------|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|---------|-------|----|-------|---|-------|--|---------|----|------|---|---------|----|-------|--|-------|-------|---------|-------|-------|--|-----|-----|-----|-----|-----|---|---------|-------|----|-------|
| 1 事業費の内訳は次のとおりであります。 (百万円) | 1 事業費の内訳は次のとおりであります。 (百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">営業活動費</td></tr> <tr><td>募集代理店経費</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>選択経費</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>営業活動費小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6</td></tr> <tr><td colspan="2">営業管理費</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">559</td></tr> <tr><td>営業管理費小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">559</td></tr> <tr><td colspan="2">一般管理費</td></tr> <tr><td>人件費</td><td style="text-align: right;">525</td></tr> <tr><td>物件費</td><td style="text-align: right;">685</td></tr> <tr><td>負担金</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>一般管理費小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,212</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,778</td></tr> </table> | 営業活動費 | | 募集代理店経費 | 5 | 選択経費 | 0 | 営業活動費小計 | 6 | 営業管理費 | | 広告宣伝費 | 559 | 営業管理費小計 | 559 | 一般管理費 | | 人件費 | 525 | 物件費 | 685 | 負担金 | 1 | 一般管理費小計 | 1,212 | 合計 | 1,778 | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">営業活動費</td></tr> <tr><td>募集代理店経費</td><td style="text-align: right;">16</td></tr> <tr><td>選択経費</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>営業活動費小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20</td></tr> <tr><td colspan="2">営業管理費</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">1,290</td></tr> <tr><td>営業管理費小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,290</td></tr> <tr><td colspan="2">一般管理費</td></tr> <tr><td>人件費</td><td style="text-align: right;">615</td></tr> <tr><td>物件費</td><td style="text-align: right;">796</td></tr> <tr><td>負担金</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>一般管理費小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,413</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,724</td></tr> </table> | 営業活動費 | | 募集代理店経費 | 16 | 選択経費 | 3 | 営業活動費小計 | 20 | 営業管理費 | | 広告宣伝費 | 1,290 | 営業管理費小計 | 1,290 | 一般管理費 | | 人件費 | 615 | 物件費 | 796 | 負担金 | 1 | 一般管理費小計 | 1,413 | 合計 | 2,724 |
| 営業活動費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 募集代理店経費 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選択経費 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業活動費小計 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業管理費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広告宣伝費 | 559 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業管理費小計 | 559 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費 | 525 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物件費 | 685 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担金 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費小計 | 1,212 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1,778 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業活動費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 募集代理店経費 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 選択経費 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業活動費小計 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業管理費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広告宣伝費 | 1,290 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業管理費小計 | 1,290 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費 | 615 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物件費 | 796 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担金 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般管理費小計 | 1,413 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2,724 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(注) 1 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等であります。</p> <p>2 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。</p> <p>2 有価証券売却益及び有価証券売却損は、すべて国債等債券から発生しているものであります。</p> | <p>(注) 1 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等であります。</p> <p>2 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。</p> <p>3 その他特別損失は、過年度減価償却費の調整であります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2009年4月1日 至2010年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 33,717 | - | - | 33,717 |
| 合計 | 33,717 | - | - | 33,717 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年度末 残高 （百万円） |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|--------|-----------------------|
| | | 前事業年度末 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度末 | |
| 2007年新株予約権 | 普通株式 | 1,000 | - | - | 1,000 | 20 |
| ストック・オプション としての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 33,717 | - | - | 33,717 |
| 合計 | 33,717 | - | - | 33,717 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年度末 残高 （百万円） |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|--------|-----------------------|
| | | 前事業年度末 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度末 | |
| 2007年新株予約権 | 普通株式 | 1,000 | - | - | 1,000 | 20 |
| ストック・オプション としての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

| 前事業年度 （自 2009年4月1日 至 2010年3月31日） | 当事業年度 （自 2010年4月1日 至 2011年3月31日） |
|---|--|
| 現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表に掲記されている現金及び預貯金と同額であります。 | 同左 |

（リース取引関係）

| 前事業年度 （自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日） | 当事業年度 （自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日） |
|---|---|
| （借主側） 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主としてサーバー等事務機器であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 | （借主側） 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 |

（金融商品関係）

前事業年度（自2009年 4月 1日 至2010年 3月 31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

当社は、元本及び予定利息の確保を最優先し、現時点では、株式、不動産、外貨建て資産への投資を行わず、国債などの高格付けの円建て公社債中心の安全運用に徹しております。ただし、資本業務提携目的で株式 1 銘柄を保有しております。

バブル期などに契約した予定利率の高い保険契約を有する保険会社の場合、現在のような低金利環境下では、その予定利率を確保するために、株式や外貨投資などの収益でカバーする必要がありますが、当社の予定利率は現行の市場金利と同程度であるため、リスクの高い運用で利回りを確保する必要がありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、市場リスク、信用リスク、不動産投資リスクに大別されます。また、市場リスクについては、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、(c) 為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として円建て債券と預金であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、(a) 金利リスク、(b) 価格変動リスク、信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画するALM委員会、資産運用委員会を定期的開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM（Asset Liability Management：資産負債の総合管理）の考え方にに基づき資産運用を行います。しかし、当社は開業後 2 年しか経過していないことに加え、掛け捨て及び保障性的商品が中心であるため、資産運用において負債の特性として考慮する保険料積立金は当年度末で33百万円にすぎず、ALMを主眼とした資産運用を行うことは他の生命保険会社に比べて重要視されません。したがって、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として発生する金利リスクが及ぼす当社への影響は非常に限定的であります。

今後は、保険料積立金の増加に応じてALMを考慮した資産運用を行う方針であります。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクに関して、リスク管理に関する基本方針及び規程を定め、バリュエーション・アット・リスクの測定を定期的に行い、設定したリスク・リミットに照らして管理を行っております。これらの情報は、リスク管理部が一元的に管理し、定期的に取り締役会へ報告されております。

信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2010年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------|-------------------|-------------|-------------|
| 現金及び預貯金 | 523 | 523 | - |
| 有価証券 | 8,408 | 8,425 | 16 |
| 満期保有目的の債券 | 3,940 | 3,957 | 16 |
| その他有価証券 | 4,468 | 4,468 | - |

現金及び預貯金

当社は、満期までの期間が短いもの及び満期がない預金のみ保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

有価証券の時価については、取引所又は取引金融機関から入手した3月末日の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「（有価証券関係）」をご参照下さい。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の会計年度末日後の償還予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預貯金 | 523 | - | - | - |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,500 | 2,400 | - | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 500 | 3,790 | - | - |
| 合計 | 2,523 | 6,190 | - | - |

当事業年度（自 2010年4月1日 至 2011年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

生命保険業を営む当社にとって、将来の保険金及び給付金等の支払いに備えるため保険料積立金（責任準備金の一部）として蓄積された資金を様々な金融商品によって効率的に運用する業務は、保険業務（保険の販売・引受・維持管理等）と並ぶ固有の業務であります。なぜなら、契約者の皆さまからいただく生命保険料は予定利率という形で資金の運用をその計算基礎の中に織り込んでいるためであります。

当社は、元本及び予定利息の確保を最優先し、現時点では、株式、不動産、外貨建て資産への投資を行わず、国債などの高格付けの円建て公社債中心の安全運用に徹しております。ただし、資本業務提携目的で株式1銘柄を保有しております。

バブル期などに契約した予定利率の高い保険契約を有する保険会社の場合、現在のような低金利環境下では、その予定利率を確保するために、株式や外貨投資などの収益でカバーする必要がありますが、当社の予定利率は現行の市場金利と同程度であるため、リスクの高い運用で利回りを確保する必要がありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

生命保険会社の資産運用に係るリスクとしては、市場リスク、信用リスク、不動産投資リスクに大別されます。また、市場リスクについては、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、(c)為替リスクに細分化されます。

当社が保有する金融商品は主として円建て債券と預金であり、当社が考慮すべきリスクは、上記のリスクのうち、(a)金利リスク、(b)価格変動リスク、信用リスクとなります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、総合的なリスク管理を行うためには、組織横断的な取り組みが有効と考えており、関係役職員で構成されるリスク管理委員会（リスク管理全般を所管）を設けております。加えて、外部の金融・経済の有識者も参画するALM委員会、資産運用委員会を定期的開催し金融商品に係る各種リスクの把握に努めております。

市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

通常、生命保険会社は、負債の特性に応じて適切な資産配分を行うALM（Asset Liability Management：資産負債の総合管理）の考え方にに基づき資産運用を行います。しかし、当社は開業後3年しか経過していないことに加え、掛け捨て及び保障性の商品が中心であるため、資産運用において負債の特性として考慮する保険料積立金は当年度末で246百万円にすぎず、ALMを主眼とした資産運用を行うことは他の生命保険会社に比べて重要視されません。したがって、資産と負債の金利又は期間のミスマッチを要因として発生する金利リスクが及ぼす当社への影響は非常に限定的であります。

今後は、保険料積立金の増加に応じてALMを考慮した資産運用を行う方針であります。

(b) 価格変動リスクの管理

当社は、価格変動リスクに関して、リスク管理に関する基本方針及び規程を定め、バリュー・アット・リスクの測定を定期的に行い、設定したリスク・リミットに照らして管理を行っております。これらの情報は、リスク管理部が一元的に管理し、定期的に取り締役会へ報告されております。

信用リスクの管理

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、格付等の信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2011年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------|-------------------|-------------|-------------|
| 現金及び預貯金 | 380 | 380 | - |
| 有価証券 | 7,200 | 7,201 | 0 |
| 満期保有目的の債券 | 3,246 | 3,247 | 0 |
| その他有価証券 | 3,954 | 3,954 | - |

現金及び預貯金

当社は、満期までの期間が短いもの及び満期がない預金のみ保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

有価証券の時価については、取引所又は取引金融機関から入手した3月末日の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「（有価証券関係）」をご参照下さい。

(2) 金銭債権及び満期のある有価証券の会計年度末日後の償還予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|-------------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| 現金及び預貯金 | 380 | - | - | - |
| 有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,200 | 2,000 | - | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 890 | 2,900 | - | - |
| 合計 | 2,470 | 4,900 | - | - |

(有価証券関係)

前事業年度（2010年3月31日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------|---------|-------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照表計上額 を超えるもの | 国債・地方債等 | 1,611 | 1,620 | 9 |
| | 社債 | 1,720 | 1,729 | 8 |
| | 小計 | 3,332 | 3,350 | 17 |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | 国債・地方債等 | 99 | 99 | 0 |
| | 社債 | 508 | 507 | 0 |
| | 小計 | 608 | 607 | 0 |
| 合計 | | 3,940 | 3,957 | 16 |

3. その他有価証券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|---------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | 2,055 | 2,034 | 20 |
| | 社債 | 2,224 | 2,200 | 23 |
| | 小計 | 4,279 | 4,235 | 44 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 債券 | | | |
| | 社債 | 100 | 100 | 0 |
| | 株式 | 88 | 100 | 12 |
| | 小計 | 188 | 201 | 12 |
| 合計 | | 4,468 | 4,436 | 31 |

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

| 種類 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|---------|----------|--------------|--------------|
| 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | 407 | 0 | 0 |
| 社債 | 100 | - | 0 |
| 合計 | 507 | 0 | 0 |

当事業年度(2011年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------|----|-------------------|-------------|-------------|
| 時価が貸借対照表計上額 を超えるもの | 国債 | 1,113 | 1,116 | 3 |
| | 社債 | 1,419 | 1,422 | 2 |
| | 小計 | 2,532 | 2,539 | 6 |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | 国債 | 409 | 409 | 0 |
| | 社債 | 304 | 298 | 5 |
| | 小計 | 713 | 708 | 5 |
| 合計 | | 3,246 | 3,247 | 0 |

3. その他有価証券

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------------------|----|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 債券 | | | |
| | 国債 | 2,034 | 2,020 | 14 |
| | 社債 | 1,808 | 1,794 | 14 |
| | 株式 | 111 | 100 | 10 |
| 合計 | | 3,954 | 3,915 | 39 |

当事業年度末において、貸借対照表計上額が取得原価を超えないものはありません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2010年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2011年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(2010年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2011年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自2009年4月1日至2010年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 2007年ストック・オプション | 2010年ストック・オプション |
|--------------------------|--------------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 当社従業員 12名 | 当社取締役 1名 当社従業員 39名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） | 普通株式 1,000株 | 普通株式 464株 |
| 付与日 | 2007年12月27日 | 2010年1月25日 |
| 権利確定条件 | 定め無し | 付与日から行使時に至るまで、 当社の取締役若しくは監査役又 は使用人の地位を有している ことを要する。 |
| 対象勤務期間 | 定め無し | 定め無し |
| 権利行使期間 | 2009年12月27日から 2017年12月21日まで | 2012年1月25日から 2019年12月24日まで |

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2010年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 2007年ストック・オプション | 2010年ストック・オプション |
|----------|-----------------|-----------------|
| 権利確定前（株） | | |
| 前事業年度末 | 786 | - |
| 付与 | - | 464 |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | 786 | - |
| 未確定残 | - | 464 |
| 権利確定後（株） | | |
| 前事業年度末 | - | - |
| 権利確定 | 786 | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 786 | - |

単価情報

| | 2007年ストック・オプション | 2010年ストック・オプション |
|-------------------|-----------------|-----------------|
| 権利行使価格（円） | 400,000 | 600,000 |
| 行使時平均株価（円） | - | - |
| 付与日における公正な評価単価（円） | - | - |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度に付与されたストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、2010年1月25日に付与したストック・オプションについて、公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。なお、当社株式の評価方法は、直近の第三者間の取引価格によっております。

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額となっており、単位当たりの本源的価値は零となっていることから、費用計上はしていません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 百万円

(2) 当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 百万円

当事業年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 2007年ストック・オプション | 2010年ストック・オプション |
|--------------------------|--------------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 当社従業員 12名 | 当社取締役 1名 当社従業員 39名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの付与数（注） | 普通株式 1,000株 | 普通株式 464株 |
| 付与日 | 2007年12月27日 | 2010年1月25日 |
| 権利確定条件 | 定め無し | 付与日から行使時に至るまで、 当社の取締役若しくは監査役又は 使用人の地位を有している ことを要する。 |
| 対象勤務期間 | 定め無し | 定め無し |
| 権利行使期間 | 2009年12月27日から 2017年12月21日まで | 2012年1月25日から 2019年12月24日まで |

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2011年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 2007年ストック・オプション | 2010年ストック・オプション |
|----------|-----------------|-----------------|
| 権利確定前（株） | | |
| 前事業年度末 | - | 464 |
| 付与 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 未確定残 | - | 464 |
| 権利確定後（株） | | |
| 前事業年度末 | 786 | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 786 | - |

単価情報

| | 2007年ストック・オプション | 2010年ストック・オプション |
|-------------------|-----------------|-----------------|
| 権利行使価格（円） | 400,000 | 600,000 |
| 行使時平均株価（円） | - | - |
| 付与日における公正な評価単価（円） | - | - |

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 百万円

(2) 当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 百万円

（税効果会計関係）

| 前事業年度 (2010年3月31日) | 当事業年度 (2011年3月31日) |
|---|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 |
| 繰延税金資産 (百万円) | 繰延税金資産 (百万円) |
| 繰越欠損金 1,470 | 繰越欠損金 2,096 |
| リース資産減価償却費 25 | 保険契約準備金 47 |
| 減価償却超過額 20 | 減価償却超過額 42 |
| その他 36 | リース資産減価償却費 32 |
| 繰延税金資産小計 1,552 | その他 41 |
| 評価性引当額 1,134 | 繰延税金資産小計 2,259 |
| 繰延税金資産合計 418 | 評価性引当額 1,437 |
| 繰延税金負債との相殺 418 | 繰延税金資産合計 821 |
| 繰延税金資産の純額 - | 繰延税金負債との相殺 821 |
| 繰延税金負債 | 繰延税金資産の純額 - |
| 保険業法第113条繰延資産 390 | 繰延税金負債 |
| 支払リース料 26 | 保険業法第113条繰延資産 783 |
| 其他有価証券評価差額金 11 | 支払リース料 34 |
| その他 1 | 其他有価証券評価差額金 14 |
| 繰延税金負債合計 429 | その他 3 |
| 繰延税金資産との相殺 418 | 繰延税金負債合計 835 |
| 繰延税金負債の純額 11 | 繰延税金資産との相殺 821 |
| | 繰延税金負債の純額 14 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 当年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、当期純損失を計上したため記載しておりません。 | 同左 |

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自2009年4月1日 至2010年3月31日）

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、主要な顧客ごとの記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自2009年4月1日 至2010年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

| 前事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日) | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) |
|--|--|
| 1株当たり純資産額 299,627.69円 | 1株当たり純資産額 275,011.94円 |
| 1株当たり当期純損失金額 30,754.50円 | 1株当たり当期純損失金額 24,760.91円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。 | |
| 同左 | |

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2009年4月1日 至 2010年3月31日) | 当事業年度 (自 2010年4月1日 至 2011年3月31日) |
|---|--|--|
| 当期純損失（百万円） | 1,036 | 834 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純損失（百万円） | 1,036 | 834 |
| 期中平均株式数（株） | 33,717 | 33,717 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権3種類（新株予約権の数2,250個）。詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 新株予約権3種類（新株予約権の数2,250個）。詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

（重要な後発事象）

前事業年度（自2009年4月1日 至2010年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2010年4月1日 至2011年3月31日）

2011年12月14日の当社取締役会において、次のとおり株式分割の決議を行っております。

1. 株式分割の目的

2011年10月28日開催の臨時株主総会において、2007年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1単元を100株とする単元株制度を採用するとともに、2011年12月14日の取締役会において、1株につき1,000株の割合とする当社発行株式の分割の決議を行いました。なお、単元株制度及び株式分割の効力発生日はいずれも2012年1月24日であります。

2. 株式分割の方法

2012年1月23日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

3. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 : 33,717株

今回の分割により増加する株式数 : 33,683,283株

株式分割後の発行済株式総数 : 33,717,000株

株式分割後の発行可能株式総数 : 100,000,000株

4. その他

株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。

| 前事業年度 (自 2009年 4月 1日 至 2010年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2010年 4月 1日 至 2011年 3月 31日) |
|--|--|
| 1株当たり純資産額 299.63円 1株当たり当期純損失金額 30.75円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。 | 1株当たり純資産額 275.01円 1株当たり当期純損失金額 24.76円 同左 |

【会計方針の変更等】

| |
|---|
| 当第3四半期累計期間 （自 2011年4月1日 至 2011年12月31日） |
| （会計方針の変更） 1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用 第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及 び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。 この適用により、当第3四半期会計期間末後に株式分割を行いました。当第3四半期累計期間の期首に当該株式分割が 行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。 なお、これによる影響については、「（1株当たり情報）」に記載しております。 |

【追加情報】

| |
|---|
| 当第3四半期累計期間 （自 2011年4月1日 至 2011年12月31日） |
| （会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬 の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に 関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |
| （法人税率の変更等による影響） 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年 法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別 措置法」（平成23年法律第117号）の公布に伴い、2012年4月1日以降開始する事業年度より法人税率及び繰越 欠損金の控除限度額が変更されることになりました。 法人税率の変更に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.21%から、 2012年4月1日に開始する事業年度から2014年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等 については33.33%に、2015年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.78 %となります。この変更により、繰延税金負債は2百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2百万円増加して おります。 また、繰越欠損金の繰越控除制度が2012年4月1日以降に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の 100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は179百万円減少（同額を繰延税金負債に計 上）し、法人税等調整額は179百万円増加しております。 |

【注記事項】

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のと
 おりであります。

| | |
|------------------|--|
| | 当第3四半期累計期間 （自2011年4月1日 至2011年12月31日） |
| | （百万円） |
| 現金及び預貯金勘定 | 259 |
| 預入期間が3カ月を超える定期預金 | - |
| 現金及び現金同等物 | 259 |

（金融商品関係）

当第3四半期会計期間末（2011年12月31日）

| | 四半期貸借対照表計上額 （百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|-----------|----------------------|---------|---------|
| 現金及び預貯金 | 259 | 259 | - |
| 有価証券 | 6,503 | 6,496 | 7 |
| 満期保有目的の債券 | 3,136 | 3,129 | 7 |
| その他有価証券 | 3,366 | 3,366 | - |
| その他資産 未収金 | 309 | 309 | - |

(1)現金及び預貯金

当社は、満期までの期間が短いもの及び満期がない預金のみを保有しており、それらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券

有価証券の時価は、取引所又は取引金融機関から入手した12月末日の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「（有価証券関係）」をご参照下さい。

(3)未収金

未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当第3四半期会計期間末（2011年12月31日）

1．満期保有目的の債券

| | 四半期貸借対照表計上額 （百万円） | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|----|----------------------|---------|---------|
| 国債 | 1,620 | 1,624 | 3 |
| 社債 | 1,515 | 1,504 | 10 |
| 合計 | 3,136 | 3,129 | 7 |

2．その他有価証券

| | 四半期貸借対照表計上額 （百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|----|----------------------|-----------|---------|
| 債券 | | | |
| 国債 | 1,619 | 1,610 | 9 |
| 社債 | 1,609 | 1,601 | 7 |
| 株式 | 137 | 100 | 36 |
| 合計 | 3,366 | 3,312 | 53 |

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期会計期間末（2011年12月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自2011年4月1日至2011年12月31日）

当社は、生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当第3四半期累計期間 （自2011年4月1日 至2011年12月31日） |
|---|--|
| 1株当たり四半期純損失金額 | 17.39円 |
| （算定上の基礎） | |
| 四半期純損失金額（百万円） | 586 |
| 普通株主に帰属しない金額（百万円） | - |
| 普通株式に係る四半期純損失金額（百万円） | 586 |
| 期中平均株式数（株） | 33,717,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | - |

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均の株価が算定できないため、また、1株当たり四半期純損失を計上しているため、記載しておりません。

当社は、2011年12月14日開催の当社取締役会決議に基づき、2012年1月24日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

（会計方針の変更）

第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。この適用により、当第3四半期会計期間末後に株式分割を行いました。当第3四半期累計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

（重要な後発事象）

2011年12月14日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のとおり株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

2011年10月28日開催の臨時株主総会において、2007年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1単元を100株とする単元株制度を採用するとともに、2011年12月14日の取締役会において、1株につき1,000株の割合とする当社発行株式の分割の決議を行いました。なお、単元株制度及び株式分割の効力発生日はいずれも2012年1月24日であります。

2. 株式分割の方法

2012年1月23日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1,000株の割合をもって分割しております。

3. 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 : 33,717株
 今回の分割により増加する株式数 : 33,683,283株
 株式分割後の発行済株式総数 : 33,717,000株
 株式分割後の発行可能株式総数 : 100,000,000株

【附属明細表】

【事業費明細表】

| 区分 | 金額（百万円） |
|---------|---------|
| 営業活動費 | 20 |
| 募集代理店経費 | 16 |
| 選択経費 | 3 |
| 営業管理費 | 1,290 |
| 広告宣伝費 | 1,290 |
| 一般管理費 | 1,413 |
| 人件費 | 615 |
| 物件費 | 796 |
| 負担金 | 1 |
| 合計 | 2,724 |

（注）1. 一般管理費・物件費の主なものは、保険事務・システム等の契約の維持・管理に際して必要な経費等であり、

2. 負担金は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 前期末残高 （百万円） | 当期増加額 （百万円） | 当期減少額 （百万円） | 当期末残高 （百万円） | 当期末減価償却累計額又は償却累計額 （百万円） | 当期償却額 （百万円） | 差引当期末残高 （百万円） |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|----------------|------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 30 | 31 | - | 62 | 36 | 13 | 26 |
| リース資産 | 166 | 1 | 4 | 162 | 107 | 32 | 55 |
| その他の有形固定資産 | 31 | 15 | - | 46 | 28 | 7 | 18 |
| 有形固定資産計 | 228 | 48 | 4 | 271 | 171 | 52 | 99 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 499 | 0 | - | 500 | 281 | 99 | 218 |
| ソフトウェア仮勘定 | - | 180 | 0 | 179 | - | - | 179 |
| その他の無形固定資産 | 5 | - | - | 5 | 1 | 0 | 3 |
| 無形固定資産計 | 504 | 180 | 0 | 684 | 282 | 100 | 401 |
| 長期前払費用 | - | - | - | - | - | - | - |
| 繰延資産 | | | | | | | |
| 保険業法第113条繰延資産 | 1,275 | 1,392 | - | 2,667 | 504 | 308 | 2,162 |
| 繰延資産計 | 1,275 | 1,392 | - | 2,667 | 504 | 308 | 2,162 |

（注）1. ソフトウェア仮勘定の増加は、新保険事務システム構築に係るものであります。

2. 保険業法第113条繰延資産の増加は、事業費の増加に伴うものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

借入金等としてはリース債務がありますが、その金額は負債及び純資産の合計額の1%以下であるため記載を省略しております。

【引当金明細表】

| 区分 | 前期末残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (目的使用) (百万円) | 当期減少額 (その他) (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|---------|----------------|----------------|--------------------------|-------------------------|----------------|
| 価格変動準備金 | 1 | 0 | - | - | 1 |

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額は、負債及び純資産の合計額の1%以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2011年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

現金及び預貯金

| 区分 | 金額(百万円) |
|------|---------|
| 現金 | - |
| 預金 | |
| 普通預金 | 80 |
| 定期預金 | 300 |
| 小計 | 380 |
| 合計 | 380 |

有価証券

(a) 有価証券の種類別内訳

| 区分 | 前期末 残高 (百万円) | 当期 増加額 (百万円) | 当期 減少額 (百万円) | 評価益に よる純増加 (百万円) | 評価損に よる純減少 (百万円) | 評価差額金に よる純増減 (百万円) | 当期末 残高 (百万円) |
|-----|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------|
| 国債 | 3,666 | 917 | 1,021 | - | - | 6 | 3,556 |
| 地方債 | 100 | - | 100 | - | - | - | - |
| 社債 | 4,554 | 207 | 1,219 | - | - | 9 | 3,532 |
| 株式 | 88 | - | - | - | - | 23 | 111 |
| 合計 | 8,408 | 1,125 | 2,341 | - | - | 7 | 7,200 |

(b) 業種別株式保有明細表

| 区分 | 金額(百万円) | 占率(%) |
|--------|---------|-------|
| 金融・保険業 | 111 | 100.0 |

(注) 区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しております。

保険契約準備金

(a) 支払備金

| 区分 | 当期末残高 (百万円) |
|--------|----------------|
| 個人保険 | 129 |
| 個人年金保険 | - |
| 団体保険 | - |
| 団体年金保険 | - |
| その他の保険 | - |
| 合計 | 129 |

(b) 責任準備金

| 区分 | 当期末残高 (百万円) |
|--------|----------------|
| 個人保険 | 680 |
| 個人年金保険 | - |
| 団体保険 | - |
| 団体年金保険 | - |
| その他の保険 | - |
| 合計 | 680 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了の日の翌日から3カ月以内 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 株券の種類 | - |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日 3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え | |
| 取扱場所 | - |
| 株主名簿管理人 | - |
| 取次所 | - |
| 名義書換手数料 | - |
| 新券交付手数料 | - |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取手数料 | 無料（注）1 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。 http://www.lifenet-seimei.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

（注）1．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、2008年4月10日付で、保険業法第3条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣より生命保険業免許を取得したことから、第3期より、財務諸表等規則第2条に基づき、同規則及び保険業法施行規則により作成しております。また、連動子会社はありません。

1【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第1期 (2007年3月31日) | 第2期 (2008年3月31日) |
|------------|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 71 | 12,232 |
| 前払費用 | 0 | 35 |
| 未収入金 | 0 | 1 |
| その他 | - | 0 |
| 流動資産合計 | 71 | 12,269 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | - | 15 |
| 構築物 | - | 12 |
| 工具、器具及び備品 | 0 | 17 |
| リース資産 | - | 149 |
| 建設仮勘定 | - | 1 |
| 有形固定資産合計 | 10 | 197 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | - | 386 |
| 商標権 | - | 5 |
| 無形固定資産合計 | - | 391 |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金 | 5 | 39 |
| 投資その他の資産合計 | 5 | 39 |
| 固定資産合計 | 6 | 628 |
| 資産合計 | 77 | 12,897 |

（単位：百万円）

| | 第 1 期 (2007年3月31日) | 第 2 期 (2008年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払費用 | 4 | 220 |
| 未払法人税等 | 0 | 28 |
| 預り金 | 0 | 4 |
| リース債務 | - | 26 |
| 流動負債合計 | 4 | 280 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | - | 100 |
| 固定負債合計 | - | 100 |
| 負債合計 | 4 | 380 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50 | 6,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 50 | 6,600 |
| 資本剰余金合計 | 50 | 6,600 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 26 | 708 |
| 利益剰余金合計 | 26 | 708 |
| 株主資本合計 | 73 | 12,492 |
| 新株予約権 | - | 25 |
| 純資産合計 | 73 | 12,517 |
| 負債純資産合計 | 77 | 12,897 |

(単位：百万円)

第3期

(2009年3月31日)

| 資産の部 | |
|---------------|--------|
| 現金及び預貯金 | 1,111 |
| 預貯金 | 1,111 |
| 有価証券 | 9,118 |
| 国債 | 6,913 |
| 地方債 | 490 |
| 社債 | 1,714 |
| 有形固定資産 | 1,154 |
| 建物 | 22 |
| リース資産 | 116 |
| その他の有形固定資産 | 15 |
| 無形固定資産 | 395 |
| ソフトウェア | 389 |
| ソフトウェア仮勘定 | 2 |
| その他の無形固定資産 | 4 |
| その他資産 | 632 |
| 未収金 | 42 |
| 前払費用 | 4 |
| 未収収益 | 4 |
| 預託金 | 36 |
| 保険業法第113条繰延資産 | 545 |
| 資産の部合計 | 11,412 |

(単位：百万円)

第3期

(2009年3月31日)

| | |
|-------------|--------|
| 負債の部 | |
| 保険契約準備金 | 48 |
| 責任準備金 | 48 |
| 代理店借 | 0 |
| その他負債 | 225 |
| 未払法人税等 | 1 |
| 未払金 | 3 |
| 未払費用 | 116 |
| 預り金 | 3 |
| リース債務 | 100 |
| 仮受金 | 0 |
| 負債の部合計 | 273 |
| 純資産の部 | |
| 資本金 | 6,600 |
| 資本剰余金 | 6,600 |
| 資本準備金 | 6,600 |
| 利益剰余金 | 2,080 |
| その他利益剰余金 | 2,080 |
| 繰越利益剰余金 | 2,080 |
| 株主資本合計 | 11,119 |
| 新株予約権 | 20 |
| 純資産の部合計 | 11,139 |
| 負債及び純資産の部合計 | 11,412 |

2【損益計算書】

(単位:百万円)

| | 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年3月31日) | 第2期 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日) |
|--------------|--|--------------------------------------|
| 販売費及び一般管理費 | 26 | 637 |
| 営業損失() | 26 | 637 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 0 | 6 |
| その他 | - | 0 |
| 営業外収益合計 | 0 | 6 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | - | 2 |
| 株式交付費 | - | 46 |
| 営業外費用合計 | - | 49 |
| 経常損失() | 26 | 679 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | - | 0 |
| 特別損失合計 | - | 0 |
| 税引前当期純損失() | 26 | 680 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 0 | 1 |
| 法人税等合計 | 0 | 1 |
| 当期純損失() | 26 | 681 |

(単位：百万円)

第3期

(自 2008年4月1日
至 2009年3月31日)

| | |
|------------------|-------|
| 経常収益 | 248 |
| 保険料等収入 | 80 |
| 保険料 | 80 |
| 資産運用収益 | 167 |
| 利息及び配当金等収入 | 33 |
| 預貯金利息 | 14 |
| 有価証券利息・配当金 | 19 |
| 金銭の信託運用益 | 134 |
| その他経常収益 | 0 |
| その他の経常収益 | 0 |
| 経常費用 | 1,617 |
| 保険金等支払金 | 20 |
| 保険金 | 20 |
| 給付金 | 0 |
| その他返戻金 | 0 |
| 責任準備金等繰入額 | 48 |
| 責任準備金繰入額 | 48 |
| 事業費 | 1,860 |
| その他経常費用 | 294 |
| 税金 | 92 |
| 減価償却費 | 135 |
| 保険業法第113条繰延資産償却費 | 60 |
| その他の経常費用 | 6 |
| 保険業法第113条繰延額 | 605 |
| 経常損失() | 1,368 |
| 税引前当期純損失() | 1,368 |
| 法人税及び住民税 | 3 |
| 法人税等合計 | 3 |
| 当期純損失() | 1,372 |

3【株主資本等変動計算書】

(単位:百万円)

| | 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年3月31日) | 第2期 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日) | 第3期 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日) |
|-------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | - | 50 | 6,600 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 50 | 6,550 | - |
| 当期変動額合計 | 50 | 6,550 | - |
| 当期末残高 | 50 | 6,600 | 6,600 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 前期末残高 | - | 50 | 6,600 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 50 | 6,550 | - |
| 当期変動額合計 | 50 | 6,550 | - |
| 当期末残高 | 50 | 6,600 | 6,600 |
| 資本剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | - | 50 | 6,600 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 50 | 6,550 | - |
| 当期変動額合計 | 50 | 6,550 | - |
| 当期末残高 | 50 | 6,600 | 6,600 |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | - | 26 | 708 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純損失() | 26 | 681 | 1,372 |
| 当期変動額合計 | 26 | 681 | 1,372 |
| 当期末残高 | 26 | 708 | 2,080 |
| 利益剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | - | 26 | 708 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純損失() | 26 | 681 | 1,372 |
| 当期変動額合計 | 26 | 681 | 1,372 |
| 当期末残高 | 26 | 708 | 2,080 |

| | 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年3月31日) | 第2期 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日) | 第3期 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日) |
|---------------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | - | 73 | 12,492 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 100 | 13,100 | - |
| 当期純損失() | 26 | 681 | 1,372 |
| 当期変動額合計 | 73 | 12,418 | 1,372 |
| 当期末残高 | 73 | 12,492 | 11,119 |
| 新株予約権 | | | |
| 前期末残高 | - | - | 25 |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | 25 | 5 |
| 当期変動額合計 | - | 25 | 5 |
| 当期末残高 | - | 25 | 20 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | - | 73 | 12,517 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 100 | 13,100 | - |
| 当期純損失() | 26 | 681 | 1,372 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | 25 | 5 |
| 当期変動額合計 | 73 | 12,443 | 1,377 |
| 当期末残高 | 73 | 12,517 | 11,139 |

【重要な会計方針】

| 項目 | 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年3月31日) | 第2期 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日) | 第3期 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日) |
|--------------------|--|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | | | 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）によっております。 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却方法は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 工具、器具及び備品 4年 | (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物・構築物 10～18年 工具、器具及び備品 4～6年 (2) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 | (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 10～18年 その他の有形固定資産 5～10年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用ソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3) リース資産 同左 |
| 3. 引当金の計上基準 | | | (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。 |

| 項目 | 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年3月31日) | 第2期 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日) | 第3期 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日) |
|---------------------------|--|--------------------------------------|--|
| | | | <p>全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。</p> <p>なお、上記の方法に基づいて検討した結果、貸倒引当金は零と算定されたため、当年度末において貸倒引当金の計上はしていません。</p> <p>(2) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。</p> |
| 4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 | (1) 消費税等の会計処理 同左 | <p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。</p> <p>(2) 責任準備金の積立方法 保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>(3) 保険業法第113条繰延資産の処理方法 保険業法第113条の規定に基づき、生命保険会社の免許取得後の最初の5事業年度の間（2009年3月期から2013年3月期まで）に発生した事業費の一部の金額を保険業法第113条繰延資産として計上しております。</p> <p>保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、同法の規定に基づきその計上事業年度から生命保険会社の免許取得後10年（2018年3月期）までの間に均等額を償却することとしております。</p> <p>発生事業年度別残高（償却残年数：9年） 2009年3月期分 545百万円</p> |

【会計処理方法の変更】

| 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年 3月31日) | 第2期 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日) | 第3期 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日) |
|---|--|---|
| | 有形固定資産の減価償却方法の変更 2007年度法人税法改正に伴い、2007年 4月1日以降取得したものについて は、改正後の法人税法に基づく減価償 却方法に変更しております。 これによる当期の損益に与える影響 は軽微であります。 | |

【表示方法の変更】

| 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年 3月31日) | 第2期 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日) | 第3期 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日) |
|---|---|--|
| | | 2008年4月10日付で、生命保険業免許 を取得したことから、当事業年度より、 財務諸表等規則第2条に基づき、同規 則及び保険業法施行規則により作成し ております。 |

【注記事項】

(貸借対照表関係)

| 第1期 (2007年 3月31日) | 第2期 (2008年 3月31日) | 第3期 (2009年 3月31日) |
|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 は、0百万円であります。 | 1 有形固定資産の減価償却累計額 は、21百万円であります。 | 1 有形固定資産の減価償却累計額 は、70百万円であります。 |

(損益計算書関係)

| 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年 3月31日) | 第2期 (自 2007年 4月 1日 至 2008年 3月31日) | 第3期 (自 2008年 4月 1日 至 2009年 3月31日) |
|---|---|--|
| | | 1 事業費の内訳は次のとおりであり ます。 (百万円) |
| | | 営業活動費 |
| | | 募集代理店経費 0 |
| | | 選択経費 3 |
| | | 営業活動費小計 3 |
| | | 営業管理費 |
| | | 広告宣伝費 524 |
| | | 営業管理費小計 524 |
| | | 一般管理費 |
| | | 人件費 452 |
| | | 物件費 879 |
| | | 負担金 - |
| | | 一般管理費小計 1,331 |
| | | 合計 1,860 |
| | | (注) 一般管理費・物件費の主なもの は、保険事務・システム等の契 約維持・管理に際して必要な経 費等であります。 |

(株主資本等変動計算書関係)

第1期(自2006年10月23日 至2007年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 普通株式（注） | - | 500 | - | 500 |
| 合計 | - | 500 | - | 500 |
| 自己株式 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加500株は、当社の設立のためであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第2期（自2007年4月1日至2008年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|---------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 500 | 33,217 | - | 33,717 |
| 合計 | 500 | 33,217 | - | 33,717 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加33,217株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年度末 残高 （百万円） |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|--------|-----------------------|
| | | 前事業年度末 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度末 | |
| 2007年新株予約権 （注）1、2 | 普通株式 | - | 1,250 | - | 1,250 | 25 |
| ストック・オプション としての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |

（注）1. 2007年新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

2. 2007年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第3期（自2008年4月1日至2009年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 33,717 | - | - | 33,717 |
| 合計 | 33,717 | - | - | 33,717 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳 | 新株予約権の 目的となる 株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年度末 残高 （百万円） |
|-------------------------|--------------------------|--------------------|-------------|-------------|--------|-----------------------|
| | | 前事業年度末 | 当事業年度 増加 | 当事業年度 減少 | 当事業年度末 | |
| 2007年新株予約権 （注）1、2 | 普通株式 | 1,250 | - | 250 | 1,000 | 20 |
| ストック・オプション としての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |

（注）1. 2007年度新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の消却によるものであります。

2. 2007年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第1期（自2006年10月23日 至2007年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（自2007年4月1日 至2008年3月31日）

該当事項はありません。

第3期（自2008年4月1日 至2009年3月31日）

（借主側）

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主としてサーバー等事務機器であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（有価証券関係）

第1期（2007年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（2008年3月31日）

該当事項はありません。

第3期（2009年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|------------------------|---------|-------------------|---------|---------|
| 時価が貸借対照表計上額 を超えるもの | 国債・地方債等 | 3,004 | 3,013 | 9 |
| | 社債 | 1,614 | 1,618 | 4 |
| | 小計 | 4,619 | 4,632 | 13 |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | 国債・地方債等 | 4,399 | 4,399 | 0 |
| | 社債 | 99 | 99 | 0 |
| | 小計 | 4,499 | 4,499 | 0 |
| 合計 | | 9,118 | 9,132 | 13 |

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

| | 1年以内 (百万円) | 1年超5年以内 (百万円) | 5年超10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|---------|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 6,898 | 2,219 | - | - |
| 国債・地方債等 | 6,091 | 1,312 | - | - |
| 社債 | 807 | 907 | - | - |
| 合計 | 6,898 | 2,219 | - | - |

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第1期（自2006年10月23日 至2007年3月31日）

該当事項はありません。

第2期（自2007年4月1日 至2008年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 2007年ストック・オプション |
|------------------------|--------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 4名 当社従業員 12名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | 普通株式 1,000株 |
| 付与日 | 2007年12月27日 |
| 権利確定条件 | 定め無し |
| 対象勤務期間 | 定め無し |
| 権利行使期間 | 2009年12月27日から 2017年12月21日まで |

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2008年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 2007年ストック・オプション |
|-----------|-----------------|
| 権利確定前 (株) | |
| 前事業年度末 | - |
| 付与 | 1,000 |
| 失効 | - |
| 権利確定 | - |
| 未確定残 | 1,000 |
| 権利確定後 (株) | |
| 前事業年度末 | - |
| 権利確定 | - |
| 権利行使 | - |
| 失効 | - |
| 未行使残 | - |

単価情報

| | | 2007年ストック・オプション |
|----------------|-----|-----------------|
| 権利行使価格 | (円) | 400,000 |
| 行使時平均株価 | (円) | - |
| 付与日における公正な評価単価 | (円) | - |

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。なお、当社株式の評価方法は、直近の第三者割当増資の払込価額によっております。

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額となっており、単位当たり本源的価値は零となっていることから、費用計上はしていません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 百万円

(2) 当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 百万円

第3期（自2008年4月1日 至2009年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | | 2007年ストック・オプション |
|------------------------|--|--------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | | 当社取締役 4名 当社従業員 12名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注） | | 普通株式 1,000株 |
| 付与日 | | 2007年12月27日 |
| 権利確定条件 | | 定め無し |
| 対象勤務期間 | | 定め無し |
| 権利行使期間 | | 2009年12月27日から 2017年12月21日まで |

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2009年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | | 2007年ストック・オプション |
|--------|-----|-----------------|
| 権利確定前 | (株) | |
| 前事業年度末 | | 1,000 |
| 付与 | | - |
| 失効 | | 214 |
| 権利確定 | | - |
| 未確定残 | | 786 |
| 権利確定後 | (株) | |
| 前事業年度末 | | - |
| 権利確定 | | - |
| 権利行使 | | - |
| 失効 | | - |
| 未行使残 | | - |

(注) 当事業年度の失効は、付与者の退職によるものであります。

単価情報

| | | 2007年ストック・オプション |
|----------------|-----|-----------------|
| 権利行使価格 | (円) | 400,000 |
| 行使時平均株価 | (円) | - |
| 付与日における公正な評価単価 | (円) | - |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。なお、当社株式の評価方法は、直近の第三者割当増資の払込価額によっております。

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額となっており、単位当たり本源的価値は零となっていることから、費用計上はしていません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 百万円

(2) 当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 百万円

(税効果会計関係)

| 第1期 (2007年3月31日) | 第2期 (2008年3月31日) | 第3期 (2009年3月31日) |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 |

| 第1期 (2007年3月31日) | 第2期 (2008年3月31日) | 第3期 (2009年3月31日) |
|---|--|--|
| 繰延税金資産 (百万円) | 繰延税金資産 (百万円) | 繰延税金資産 (百万円) |
| 繰越欠損金 9 | 繰越欠損金 241 | 繰越欠損金 924 |
| 評価性引当額 9 | リース資産減価償却費 5 | リース資産減価償却費 15 |
| 繰延税金資産合計 - | その他 3 | 繰延資産 10 |
| | 繰延税金資産小計 250 | その他 11 |
| | 評価性引当額 244 | 繰延税金資産小計 962 |
| | 繰延税金資産合計 5 | 評価性引当額 739 |
| | 繰延税金負債との相殺 5 | 繰延税金資産合計 222 |
| | 繰延税金資産の純額 - | 繰延税金負債との相殺 222 |
| | 繰延税金負債 | 繰延税金資産の純額 - |
| | 支払リース料 5 | 繰延税金負債 |
| | その他 0 | 保険業法第113条繰延資産 197 |
| | 繰延税金負債合計 5 | 支払リース料 15 |
| | 繰延税金資産との相殺 5 | その他 9 |
| | 繰延税金負債の純額 - | 繰延税金負債合計 222 |
| | | 繰延税金資産との相殺 222 |
| | | 繰延税金負債の純額 - |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、当期純損失を計上したため記載しておりません。 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左 |

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 第1期 (自2006年10月23日 至2007年3月31日) | 第2期 (自2007年4月1日 至2008年3月31日) | 第3期 (自2008年4月1日 至2009年3月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり 純資産額 146,406.69円 | 1株当たり 純資産額 370,500.89円 | 1株当たり 純資産額 329,789.37円 |
| 1株当たり 当期純損失金額 53,593.31円 | 1株当たり 当期純損失金額 53,568.10円 | 1株当たり 当期純損失金額 40,711.52円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。 |

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第1期 (自2006年10月23日 至2007年3月31日) | 第2期 (自2007年4月1日 至2008年3月31日) | 第3期 (自2008年4月1日 至2009年3月31日) |
|-------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 当期純損失() (百万円) | 26 | 681 | 1,372 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - | - |
| 普通株式に係る当期純損失() (千円) | 26 | 681 | 1,372 |
| 期中平均株式数(株) | 500 | 12,683 | 33,717 |

| | 第1期 (自 2006年10月23日 至 2007年3月31日) | 第2期 (自 2007年4月1日 至 2008年3月31日) | 第3期 (自 2008年4月1日 至 2009年3月31日) |
|---|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | - | - | - |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権 | 新株予約権 |
|-------------|---|---|
| 発行年月日 | 2010年1月25日 | 2012年1月27日 |
| 種類 | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式 464株(注)2 | 普通株式190,000株 |
| 発行価格 | 600,000円(注)2、3 | (注)4 |
| 資本組入額 | 300,000円 | (注)6 |
| 発行価額の総額 | 278,400,000円 | (注)7 |
| 資本組入額の総額 | 139,200,000円 | (注)6 |
| 発行方法 | 2009年12月17日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 | 2012年1月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づく新株予約権(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注)5 | (注)5 |

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

(1)同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2)新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取り消しの措置をとるものとしております。

(3)当社の場合、新規上場申請日直前事業年度の末日は、2011年3月31日であります。

2. 2011年12月14日開催の取締役会決議により、2012年1月24日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。

3. 発行価格は、直近の第三者間の取引価格に基づき算定された価格であります。

4. 発行価格は、株式公開時の発行価格としております。

5. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

6. 会社計算規則により資本金として計上しない事ができる最大の金額(1円未満の端数は切り捨てる。)を資本準備金として組み入れ、その余は資本金として計上するものとします。

7. 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権を行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、株式公開時の発行価格とします。

なお、当社が株式分割又は併合を行う場合、行使価額を以下の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

| | 新株予約権 | 新株予約権 |
|-----------------|---|---|
| 行使時の払込金額 | 600,000円 | (注) 4 |
| 行使請求期間 | 2012年1月25日から 2019年12月24日まで | 2014年1月27日から 2022年1月25日まで |
| 行使の条件及び譲渡に関する事項 | 権利者は、本新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。 | 権利者は、本新株予約権の割当日から（ただし、権利者が割当日後に当社等の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有するに至った場合は、それ以後）行使時に至るまで、当社の取締役若しくは監査役又は使用人の地位を有していることを要する。権利者は、割当新株予約権の譲渡、又はこれに対する担保権の設定その他の一切の処分をすることができない。 |

2【取得者の概況】

2009年12月17日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|---------|----------------|---------|-------------------------|-----------------------|
| 中田 華寿子 | 東京都台東区 | 会社役員 | 60 | 36,000,000 (600,000) | 特別利害関係者等 (当社常務取締役) |
| 堅田 航平 | 東京都大田区 | 会社員 | 48 | 28,800,000 (600,000) | 当社の従業員 |
| 名代 敏之 | 東京都北区 | 会社員 | 24 | 14,400,000 (600,000) | 当社の従業員 |
| 新井山 仁志 | 東京都大田区 | 会社員 | 24 | 14,400,000 (600,000) | 当社の従業員 |
| 堀江 泰夫 | 東京都練馬区 | 会社員 | 24 | 14,400,000 (600,000) | 当社の従業員 |
| 佐藤 恵美 | 横浜市鶴見区 | 会社員 | 12 | 7,200,000 (600,000) | 当社の従業員 |
| 渡邊 直俊 | 東京都府中市 | 会社員 | 12 | 7,200,000 (600,000) | 当社の従業員 |
| 横澤 淳平 | 東京都江東区 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 杉田 和也 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 渡 礼瀬 | 東京都渋谷区 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 加納 龍二 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 吉澤 康弘 | 川崎市中原区 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|---------|----------------|---------|--------------------|--------------|
| 辻 靖 | 東京都中央区 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 飯野 和宏 | 東京都西東京市 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 川越 あゆみ | 東京都目黒区 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 片田 薫 | さいたま市南区 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 岸本 巖 | 東京都武蔵野市 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 堤 健二 | 埼玉県志木市 | 会社員 | 12 | 7,200,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 片切 嘉 | 東京都練馬区 | 会社員 | 8 | 4,800,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 三澤 容子 | 東京都荒川区 | 会社員 | 8 | 4,800,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 岸 麻子 | 横浜市港北区 | 会社員 | 8 | 4,800,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 田中 真吾 | 東京都調布市 | 会社員 | 8 | 4,800,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 飯塚 直樹 | 埼玉県新座市 | 会社員 | 8 | 4,800,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 関谷 誠 | 千葉県松戸市 | 会社員 | 8 | 4,800,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 森山 裕之 | 横浜市港北区 | 会社員 | 8 | 4,800,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 須山 恭延 | 川崎市中原区 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 川端 麻清 | 横浜市港北区 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 廣瀬 正則 | 東京都江戸川区 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 沖田 俊幸 | 千葉県浦安市 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 古川 敬一 | 埼玉県新座市 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 村岡 道代 | 東京都港区 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 西村 和宏 | 東京都武蔵野市 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 福田 陽子 | 横浜市中区 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 堤 郁子 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |
| 小林 美恵 | 東京都杉並区 | 会社員 | 4 | 2,400,000(600,000) | 当社の従業員 |

(注) 1. 上記取得者には、退職により権利を喪失した当社の従業員は含めておりません(5名、割当株数32株)。

2. 2011年12月14日開催の取締役会決議により、2012年1月24日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2012年1月25日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|------------|---------|----------------|---------|-----------|--------------|
| 樋口 俊一郎 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 30,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 友寄 一郎 | 東京都中野区 | 会社員 | 12,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 藤澤 陽介 | 東京都港区 | 会社員 | 12,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 吉見 隆史 | 東京都足立区 | 会社員 | 12,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 枘野 恵也 | 東京都港区 | 会社員 | 12,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 岩田 慎一 | 東京都文京区 | 会社員 | 12,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 木庭 康宏 | 東京都渋谷区 | 会社員 | 12,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 織井 敬行 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 森山 裕之 | 横浜市港北区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 吉田 玲子 | 東京都中央区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 松尾 拓人 | 東京都立川市 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 川口 洋介 | 東京都中野区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 松浦 勉 | 東京都稲城市 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 小林 剛敏 | 東京都新宿区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 清水 英祐 | 千葉県市川市 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 川上 知美 | 川崎市麻生区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 波多野 佐知子 | 川崎市中原区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 向井 純太郎 | 東京都江東区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 永井 雄介 | 東京都大田区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 千浦 郁布子 | 東京都杉並区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 鈴木 恭敬 | 東京都練馬区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 松丸 千恵子 | 千葉県船橋市 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 加藤 あゆみ | 東京都練馬区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 渡邊 愛 | 東京都品川区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 牛島 綾 | 横浜市都筑区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 上竹 紘子 | 東京都荒川区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 茨木 雅代 | 東京都三鷹市 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 石井 寧 | 東京都大田区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |
| 前田 礼 | 東京都中野区 | 会社員 | 4,000 | (注) | 当社の従業員 |

(注) 株式1株当たりの価額は、金融商品取引所における株式公開時の発行価格としております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|--------------------------------------|---|----------------------|-----------------------------|
| マネックスグループ株式会社(注)1 | 東京都千代田区丸の内1-11-1 | 6,250,000 | 17.31 |
| あすかDBJ投資事業有限責任組合(注)1 | 東京都千代田区内幸町1-3-3 | 6,250,000 | 17.31 |
| 三井物産株式会社(注)1 | 東京都千代田区大手町1-2-1 | 4,800,000 | 13.30 |
| 株式会社新生銀行(注)1 | 東京都中央区日本橋室町2-4-3 | 3,250,000 | 9.00 |
| 株式会社セブン・フィナンシャルサービス(注)1 | 東京都千代田区二番町8-8 | 3,250,000 | 9.00 |
| NF Japan Investors, Ltd.(注)1 | Walker House, 87 Mary Street George Town, Grand Cayman KY1-9002 Cayman Islands | 1,667,000 | 4.62 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 (金銭信託課税口)(注)1 | 東京都中央区晴海1-8-12 | 1,666,000 | 4.61 |
| 株式会社朝日ネット(注)1 | 東京都中央区銀座6-6-7 | 1,666,000 | 4.61 |
| Globis Fund , L.P.(注)1 | PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands | 1,301,000 | 3.60 |
| 株式会社リクルート(注)1 | 東京都中央区銀座8-4-17 | 1,250,000 | 3.46 |
| 岩瀬 大輔(注)2 | 東京都渋谷区 | 770,000 (770,000) | 2.13 (2.13) |
| 出口 治明(注)2 | 東京都北区 | 740,000 (740,000) | 2.05 (2.05) |
| ユーテック一号投資事業有限責任組合 | 東京都文京区本郷7-3-1 | 667,000 | 1.85 |
| 三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合 | 東京都中央区日本橋1-7-17 | 500,000 | 1.39 |
| Globis Fund (B), L.P. | PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands | 365,000 | 1.01 |
| 株式会社アドバンスクリエイト | 大阪府大阪市中央区瓦町3-5-7 | 167,000 | 0.46 |
| りそなキャピタル株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-5 | 167,000 | 0.46 |
| ngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号 投資事業有限責任組合 | 東京都港区南青山1-26-1 | 167,000 | 0.46 |
| ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町1-5-1 | 146,000 | 0.40 |
| NIF SMBC-V2006S3投資事業有限責任組合 | 東京都中央区日本橋茅場町 1-13-12 | 100,000 | 0.28 |
| NIF SMBC-V2006S1投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区丸の内1-9-1 | 67,000 | 0.19 |
| 中田 華寿子(注)3 | 東京都台東区 | 60,000 (60,000) | 0.17 (0.17) |
| 大西 又裕(注)4 | 東京都文京区 | 60,000 (60,000) | 0.17 (0.17) |
| 塀田 航平(注)5 | 東京都大田区 | 48,000 (48,000) | 0.13 (0.13) |

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|--------------------|-----------------|--------------------|-----------------------------|
| 樋口 俊一郎(注) 5 | 東京都世田谷区 | 30,000 (30,000) | 0.08 (0.08) |
| 小林 嘉英(注) 5 | 東京都港区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 古川 響平(注) 5 | 川崎市麻生区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 馬場 宏司(注) 5 | 千葉市緑区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 菅 宏司(注) 5 | 横浜市中区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 高尾 美和(注) 5 | 川崎市中原区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 成相 衆治(注) 5 | 東京都板橋区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 岸本 巖(注) 5 | 東京都武蔵野市 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 名代 敏之(注) 5 | 東京都北区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 新井山 仁志(注) 5 | 東京都大田区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| 堀江 泰夫(注) 5 | 東京都練馬区 | 24,000 (24,000) | 0.07 (0.07) |
| ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区大手町1-5-1 | 15,000 | 0.04 |
| 小川 総一郎(注) 5 | 横浜市都筑区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 河野 優子(注) 5 | 東京都多摩市 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 富田 和彦(注) 5 | 東京都多摩市 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 佐藤 恵美(注) 5 | 横浜市鶴見区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 渡邊 直俊(注) 5 | 東京都府中市 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 横澤 淳平(注) 5 | 東京都江東区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 杉田 和也(注) 5 | 東京都世田谷区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 渡 礼瀬(注) 5 | 東京都渋谷区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 加納 龍二(注) 5 | 東京都世田谷区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 吉澤 康弘(注) 5 | 川崎市中原区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 辻 靖(注) 5 | 東京都中央区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する 所有株式数の割合 (%) |
|------------|---------|---------------------------|-----------------------------|
| 飯野 和宏(注)5 | 東京都西東京市 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 川越 あゆみ(注)5 | 東京都目黒区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 片田 薫(注)5 | さいたま市南区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 堤 健二(注)5 | 埼玉県志木市 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 友寄 一郎(注)5 | 東京都中野区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 藤澤 陽介(注)5 | 東京都港区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 吉見 隆史(注)5 | 東京都足立区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 枘野 恵也(注)5 | 東京都港区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 森山 裕之(注)5 | 横浜市港北区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 岩田 慎一(注)5 | 東京都文京区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| 木庭 康宏(注)5 | 東京都渋谷区 | 12,000 (12,000) | 0.03 (0.03) |
| その他 38名 | | 178,000 (172,000) | 0.49 (0.48) |
| 計 | | 36,101,000 (2,384,000) | 100.00 (6.60) |

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)

3. 特別利害関係者等(当社常務取締役)

4. 特別利害関係者等(当社取締役)

5. 当社従業員

6. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月6日

ライフネット生命保険株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 裕 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライフネット生命保険株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフネット生命保険株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年2月6日

ライフネット生命保険株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貞廣 篤典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているライフネット生命保険株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフネット生命保険株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、2012年1月24日付で株式分割を実施している。
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月6日

ライフネット生命保険株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 裕 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているライフネット生命保険株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第6期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ライフネット生命保険株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 「会計方針の変更等」に記載されているとおり、会社は、第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用している。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、2012年1月24日付で株式分割を実施している。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を与えない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。